



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 < 臨時特別号 >

目次

| 種類 | 件名 | 所管部署 | ページ |
|----|---|-----------------|-----|
| 条例 | 神戸市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例 | 企画調整局デジタル戦略部 | 1 |
| 条例 | 神戸市公文書等管理条例 | 行財政局総務課 | 3 |
| 条例 | 神戸市歴史公文書館条例 | 行財政局総務課 | 22 |
| 条例 | 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例第4条第2項の退職手当の額の特例に関する条例 | 行財政局給与課 | 24 |
| 条例 | 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例 | 行財政局給与課 | 26 |
| 条例 | 神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例 | 行財政局給与課 | 29 |
| 条例 | 神戸市行政手続条例の一部を改正する条例 | 行財政局総務課 | 71 |
| 条例 | 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 | 行財政局人事課 | 75 |
| 条例 | 神戸市職員定数条例の一部を改正する条例 | 行財政局組織編成課 | 77 |
| 条例 | 財産区の財産の管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例 | 行財政局資産活用課 | 79 |
| 条例 | 神戸文化ホール条例の一部を改正する条例 | 文化スポーツ局文化交流課 | 82 |
| 条例 | 神戸市立文化センター条例の一部を改正する条例 | 文化スポーツ局文化交流課 | 89 |
| 条例 | 新開地アートひろば条例の一部を改正する条例 | 文化スポーツ局文化交流課 | 122 |
| 条例 | 神戸市立体育施設条例の一部を改正する条例 | 文化スポーツ局スポーツ企画課 | 126 |
| 条例 | 神戸ポートアイランドホール条例の一部を改正する条例 | 文化スポーツ局スポーツ企画課 | 137 |
| 条例 | 神戸市公民館条例の一部を改正する条例 | 文化スポーツ局スポーツ企画課 | 139 |
| 条例 | 神戸市立自然の家条例の一部を改正する条例 | 文化スポーツ局スポーツ企画課 | 144 |
| 条例 | 神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例の一部を改正する条例 | 文化スポーツ局スポーツ企画課 | 148 |
| 条例 | 神戸市立図書館条例の一部を改正する条例 | 文化スポーツ局中央図書館総務課 | 151 |
| 条例 | 神戸市介護保険条例の一部を改正する条例 | 福祉局介護保険課 | 153 |
| 条例 | 神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例 | 福祉局国保年金医療課 | 163 |
| 条例 | 神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例 | 福祉局国保年金医療課 | 186 |
| 条例 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービス事業所等の設置に関する条例の一部を改正する条例 | 福祉局障害福祉課 | 195 |
| 条例 | 神戸市旅館業法の施行等に関する条例の一部を改正する条例 | 健康局環境衛生課 | 197 |

令和8年3月31日 神戸市公報 < 臨時特別号 >

| 種類 | 件名 | 所管部署 | ページ |
|----|---|---------------------|-----|
| 条例 | 神戸市立児童福祉施設等に関する条例の一部を改正する条例 | こども家庭局こども青少年課 | 210 |
| 条例 | 神戸市特定教育・保育施設及び神戸市特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | こども家庭局幼保事業課 | 212 |
| 条例 | 神戸市中小企業融資に係る事業再生等の支援に関する条例 | 経済観光局経済政策課 | 216 |
| 条例 | 神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例の一部を改正する条例 | 経済観光局企業立地課 | 220 |
| 条例 | 神戸国際会議場条例及び神戸国際展示場条例の一部を改正する条例 | 経済観光局観光企画課 | 266 |
| 条例 | 神戸フィッシャリーナ条例の一部を改正する条例 | 経済観光局農水産課 | 274 |
| 条例 | 神戸市立海づり公園条例の一部を改正する条例 | 経済観光局農水産課 | 278 |
| 条例 | 神戸市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例 | 経済観光局中央卸売市場本部経営課 | 281 |
| 条例 | 神戸市駐車場条例の一部を改正する条例 | 建設局駅前魅力創造課 | 283 |
| 条例 | 神戸市都市公園条例等の一部を改正する条例 | 建設局公園部管理課 | 286 |
| 条例 | 神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例 | 建設局下水道部施設課 | 295 |
| 条例 | 建築物に附置すべき駐車施設に関する条例の一部を改正する条例 | 都市局交通政策課 | 298 |
| 条例 | 神戸市営住宅条例の一部を改正する条例 | 建築住宅局住宅管理課 | 300 |
| 条例 | 神戸市手数料条例の一部を改正する条例 | 建築住宅局建築指導部 建築安全課 | 303 |
| 条例 | 神戸市港湾施設条例の一部を改正する条例 | 港湾局港湾計画課 | 306 |
| 条例 | 神戸市消防賞慰金支給条例の一部を改正する条例 | 消防局総務部職員課 | 307 |
| 条例 | 神戸市火災予防条例の一部を改正する条例 | 消防局予防部予防課 | 310 |
| 条例 | 神戸市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 | 水道局技術企画課 | 315 |
| 条例 | 神戸市水道条例の一部を改正する条例 | 水道局給水課 | 316 |
| 条例 | 神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例 | 教育委員会事務局学校 経営支援課 | 320 |
| 条例 | 神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例 | 行財政局法務支援課 | 322 |

令和8年3月26日神戸市会において可決された次に掲げる条例をここに公布する。

神戸市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例

神戸市公文書等管理条例

神戸市歴史公文書館条例

特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例第4条第2項の退職手当の額の特例に関する条例

特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

神戸市行政手続条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

神戸市職員定数条例の一部を改正する条例

財産区の財産の管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

神戸文化ホール条例の一部を改正する条例

神戸市立文化センター条例の一部を改正する条例

新開地アートひろば条例の一部を改正する条例

神戸市立体育施設条例の一部を改正する条例

神戸ポートアイランドホール条例の一部を改正する条例

神戸市公民館条例の一部を改正する条例

神戸市立自然の家条例の一部を改正する条例

神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例の一部を改正する条例

神戸市立図書館条例の一部を改正する条例

神戸市介護保険条例の一部を改正する条例

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービ

ス事業所等の設置に関する条例の一部を改正する条例

神戸市旅館業法の施行等に関する条例の一部を改正する条例

神戸市立児童福祉施設等に関する条例の一部を改正する条例

神戸市特定教育・保育施設及び神戸市特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

神戸市中小企業融資に係る事業再生等の支援に関する条例

神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例の一部を改正する条例

神戸国際会議場条例及び神戸国際展示場条例の一部を改正する条例

神戸フィッシャリーナ条例の一部を改正する条例

神戸市立海づり公園条例の一部を改正する条例

神戸市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

神戸市駐車場条例の一部を改正する条例

神戸市都市公園条例等の一部を改正する条例

神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例

建築物に附置すべき駐車施設に関する条例の一部を改正する条例

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例

神戸市手数料条例の一部を改正する条例

神戸市港湾施設条例の一部を改正する条例

神戸市消防賞慰金支給条例の一部を改正する条例

神戸市火災予防条例の一部を改正する条例

神戸市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

神戸市水道条例の一部を改正する条例

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例

神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

令和8年3月31日

神戸市長 久元 喜造

神戸市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第27号

神戸市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例

神戸市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成17年12月条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|-----|
| (添付書面等の省略) | |
| <p><u>第7条 申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書その他の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条に規定する政令（以下「政令」という。）で定める書面等であって当該申請等に関する条例等の</u></p> | |

規定において当該申請等に際し添付
することが規定されているものにつ
いては、当該条例等の規定にかかわ
らず、本市の機関等が、当該申請等を
する者が行う電子情報処理組織を使
用した個人番号カードの利用その他
の措置であって当該書面等の区分に
応じ政令で定めるものにより、直接
に、又は電子情報処理組織を使用し
て、当該書面等により確認すべき事
項に係る情報を入手し、又は参照す
ることができる場合には、添付する
ことを要しない。

第8条～第10条 [略]

第7条～第9条 [略]

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

神戸市公文書等管理条例を次のように公布する。

神戸市条例第28号

神戸市公文書等管理条例

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 公文書の管理（第5条－第13条）

第3章 特定歴史公文書等の保存、利用等（第14条－第35条）

第4章 神戸市公文書等管理委員会（第36条－第40条）

第5章 雑則（第41条－第44条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市の諸活動及び歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える市民共有の知的資源として、市民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより、公文書の適正な管理、特定歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、本市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、議会の議長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(2) 本市地方独立行政法人 本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政

法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

- (3) 公文書 実施機関又は本市地方独立行政法人（以下「実施機関等」という。）の職員（本市地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（フィルムを含む。以下同じ。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）（以下これらを「文書等」という。）であって、当該実施機関等の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関等が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 新聞、雑誌、書籍その他の刊行物で不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 特定歴史公文書等

ウ 図書館、博物館その他これらに類する施設において、一般の利用に供することを目的として管理がされているもの（イに掲げるものを除く。）

- (4) 法人公文書 公文書のうち、本市地方独立行政法人が保有しているものをいう。

- (5) 歴史公文書 歴史資料として重要な公文書をいう。

- (6) 特定歴史公文書 次に掲げるものをいう。

ア 第10条第1項及び第2項の規定により引き続き保存する措置がとられたもの並びに同条第4項及び第6項の規定により市長に移管されたもの

イ 第13条第2項の規定により市長に移管されたもの

- (7) 特定歴史公文書等 次に掲げるものをいう。

ア 特定歴史公文書

イ 法人その他の団体（実施機関等を除く。以下同じ。）又は個人から市長に対し寄贈又は寄託の申出があった文書等で、市政の運営にとって重要な歴史資料として市長が認め、当該法人その他の団体又は個人から市長へ寄贈され、又は寄託されたもの（公文書として用いられるものを除く。）

- (8) 公文書等 公文書及び特定歴史公文書等をいう。

（他の法令等との関係）

第3条 公文書等の管理については、法令又は他の条例(以下「法令等」という。)に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(実施機関等の責務)

第4条 実施機関は、公文書等の適正な管理の重要性を認識し、この条例の定めるところに従い、その作成、整理、保存等を行わなければならない。

2 本市地方独立行政法人は、公文書等の適正な管理の重要性を認識し、この条例の趣旨にのっとり、適正な管理に資するために必要な措置を講じなければならない。

第2章 公文書の管理

(公文書の作成)

第5条 実施機関の職員は、当該実施機関における意思決定に当たっては、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、公文書を作成しなければならない。

2 前項の規定により作成するもののうち、処理に係る事案が重要なものについては、経緯も含めた意思決定に至る過程を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、公文書を作成しなければならない。

3 実施機関の職員は、事務及び事業の実績については、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、公文書を作成しなければならない。

(公文書の整理等)

第6条 実施機関の職員が公文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関は、効率的な事務又は事業の処理及び公文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める公文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する公文書(保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。)を一の集合物(以下「簿冊」という。)にまとめなければならない。

2 実施機関は、単独で管理することが適当であると認める公文書及び前項の規定によりまとめた簿冊(以下「簿冊等」という。)について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

3 実施機関は、その定めるところにより、前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を延長することができる。

(保存期間が満了したときの措置の定め等)

第7条 市長は、簿冊等について、保存期間（前条第3項の規定により延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできるだけ早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書に該当するものにあつては引き続き保存する措置を、それ以外のものにあつては廃棄する措置をとるべきことを定めなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定により定めた保存期間が満了したときの措置を変更することができる。

3 市長以外の実施機関は、市長と協議を行い、簿冊等について、保存期間の満了前のできるだけ早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書に該当するものにあつては市長に移管する措置を、それ以外のものにあつては廃棄する措置をとるべきことを定めなければならない。

4 市長以外の実施機関は、必要があると認めるときは、市長と協議を行い、前項の規定により定めた保存期間が満了したときの措置を変更することができる。

5 実施機関が歴史公文書に該当するものを選別するための基準として、市長は、歴史公文書選別基準を制定するものとする。

6 市長は、前項の歴史公文書選別基準を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ神戸市公文書等管理委員会（第36条第1項の規定により設置する市長の附属機関をいう。以下同じ。）の意見を聴かななければならない。

（公文書の保存）

第8条 実施機関は、簿冊等について、当該簿冊等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

（公文書目録の作成及び公表）

第9条 実施機関は、簿冊等の管理を適切に行うため、簿冊等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置その他の必要な事項を記載した目録（以下「公文書目録」という。）を作成するものとする。ただし、1年未満の保存期間が設定された簿冊等については、この限りでない。

2 実施機関は、前項の公文書目録を、インターネットの利用その他適切な方法

により、一般の閲覧に供するものとする。

(保存期間が満了した公文書の取扱い)

第10条 市長は、保存期間が満了した簿冊等について、第7条第1項及び第2項の規定により定めた措置に基づき、引き続き保存する措置をとり、又は廃棄しなければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、第7条第1項及び第2項の規定により廃棄する措置をとるべきと定めた簿冊等であっても、当該簿冊等が歴史公文書選別基準に照らして歴史公文書に該当すると認めるときは、これを引き続き保存する措置をとるものとする。

3 市長は、前2項の規定により引き続き保存する措置をとる簿冊等について、第16条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨を記録しなければならない。

4 市長以外の実施機関は、保存期間が満了した簿冊等について、第7条第3項及び第4項の規定により定めた措置に基づき、市長に移管し、又は廃棄しなければならない。

5 市長以外の実施機関は、前項の規定により、保存期間が満了した簿冊等を廃棄しようとするときは、あらかじめ市長に協議しなければならない。

6 市長は、前項の規定により協議のあった簿冊等が歴史公文書選別基準に照らして歴史公文書に該当すると認めるときは、当該簿冊等を保有する市長以外の実施機関に対し、これを市長に移管する措置をとることを求めるものとする。この場合において、当該実施機関は、市長の求めを踏まえ、当該簿冊等を市長に移管することが適切であると認めるときは、これを市長に移管するものとする。

7 市長以外の実施機関は、第4項及び前項の規定により市長に移管する簿冊等について、第16条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして市長において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

(管理状況の報告等)

第11条 市長以外の実施機関は、毎年度、公文書の管理の状況について市長に報

告しなければならない。

- 2 市長は、毎年度、実施機関における公文書の管理の状況を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

(公文書管理体制の整備)

- 第12条 実施機関は、別に規程を定め、公文書を適正に管理するために必要な体制を整備しなければならない。

(法人公文書の管理)

- 第13条 本市地方独立行政法人は、第5条、第6条及び第8条の規定に準じて、法人公文書を適正に管理するものとする。

- 2 本市地方独立行政法人は、保存期間が満了した法人公文書について、歴史公文書に該当するものにあつては市長に移管し、それ以外のものにあつては廃棄しなければならない。

- 3 本市地方独立行政法人は、前項の規定により市長に移管する法人公文書について、第16条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして市長において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

第3章 特定歴史公文書等の保存、利用等

(特定歴史公文書等の保存等)

- 第14条 市長は、特定歴史公文書等について、第34条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。

- 2 市長は、特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

- 3 市長は、特定歴史公文書等に個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずる等適正な管理を行わなければならない。

- 4 市長は、特定歴史公文書等の分類、名称その他特定歴史公文書等の適切な保

存及び利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、インターネットの利用その他適切な方法により、一般の閲覧に供するものとする。

(特定歴史公文書等の利用の請求)

第15条 何人も、この条例の定めるところにより、前条第4項の目録の記載に従い、市長に対して特定歴史公文書等の利用の請求(以下「利用請求」という。)をすることができる。

2 利用請求をしようとする者は、市長に対して、次の事項を記載した請求書(以下「利用請求書」という。)を提出しなければならない。ただし、利用請求に係る特定歴史公文書等に、公表を目的として作成し、又は取得した情報その他明らかに利用することができる情報が記載されている場合であって、市長が利用請求書の提出を要しないと認めたときは、利用請求以外の市長が定める簡易な方法によることができる。

(1) 利用請求をしようとする者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地(住所を除く。)並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

(2) 利用請求に係る前条第4項の目録に記載された特定歴史公文書等の名称

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める事項

3 市長は、利用請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用請求をした者(以下「利用請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、市長は、利用請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(特定歴史公文書等の利用請求の取扱い)

第16条 市長は、利用請求があつた場合には、次に掲げる場合を除き、当該利用請求に係る特定歴史公文書等を利用させなければならない。

(1) 当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

ア 神戸市情報公開条例(平成13年7月条例第29号。以下「情報公開条例」という。)第10条第1号に掲げる情報

イ 情報公開条例第10条第2号に掲げる情報

ウ 情報公開条例第10条第3号に掲げる情報

エ 情報公開条例第10条第5号ア又はオに掲げる情報

オ 情報公開条例第10条第6号に掲げる情報

(2) 当該特定歴史公文書等が、法人その他の団体又は個人から、その全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が経過していない場合

(3) 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は市長が修復作業等のために当該原本を現に使用している場合

2 市長は、利用請求に係る特定歴史公文書等が前項第1号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が作成され、又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に第10条第3項の規定による記録がされ、又は同条第7項若しくは第13条第3項の規定による意見が付されている場合には、当該記録又は意見を参酌しなければならない。

3 市長は、第1項第1号に掲げる場合であっても、同号に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(特定歴史公文書等の利用請求に対する決定)

第17条 市長は、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部又は一部を利用させるときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨及び利用に必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 市長は、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させないときは、利用させない旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 市長は、前2項の規定により利用請求に係る特定歴史公文書等の全部又は一部を利用させない旨の決定をした場合は、その理由を併せて通知しなければならない。

4 市長は、第1項及び第2項の規定により利用請求に係る特定歴史公文書等の全部又は一部を利用させない旨の決定をした場合において、当該特定歴史公文

書等の全部又は一部について利用させることができるようになる時期をあらかじめ明示することができるときは、その旨をこれらの規定による書面に付記しなければならない。

(特定歴史公文書等の利用決定等の期限)

第18条 前条第1項及び第2項の決定(以下「利用決定等」という。)は、利用請求のあった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第15条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項に規定する期間内に利用決定等を行うことができないことにつき正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市長は、利用請求者に対し、同項に規定する期間内に、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 利用請求者は、市長が前2項の規定による期間(前項の場合にあつては、同項の規定により延長しうる最長の期間)を経過した後においても、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部又は一部について利用決定等をしないとき(次条第1項の規定による通知があつたときを除く。)は、当該利用決定等がされていない特定歴史公文書等を利用させない旨の決定があつたものとみなすことができる。

(特定歴史公文書等の利用決定等の期限の特例)

第19条 利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量であるため、利用請求があつた日から起算して45日以内にその全てについて利用決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときは、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、市長は、利用請求に係る特定歴史公文書等のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定等をし、残りの特定歴史公文書等については相当の期間内に利用決定等をすれば足りる。この場合において、市長は、同条第1項に規定する期間内に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの特定歴史公文書等について利用決定等をする期限

2 利用請求者は、前項の規定による通知があった場合において、市長が同項第2号に規定する期限を経過した後においても、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部又は一部について利用決定等をしないときは、当該利用決定等がされていない特定歴史公文書等を利用させない旨の決定があったものとみなすことができる。

(本人情報の取扱い)

第20条 市長は、第16条第1項第1号アの規定にかかわらず、同号アに掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、本人であることを示す書類で市長が定めるものの提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につき同号アに掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第21条 利用請求に係る特定歴史公文書等に次に掲げる者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、市長は、利用決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他市長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

(1) 本市

(2) 国

(3) 公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第2項に規定する独立行政法人等

(4) 他の地方公共団体

(5) 地方独立行政法人

(6) 利用請求者

2 市長は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であって、当該情報が情報公開条例第10条第1号及び第2号

に規定する人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当するときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他市長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- 3 市長は、前2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、市長は、その決定後速やかに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

(特定歴史公文書等の利用の方法)

第22条 市長が特定歴史公文書等を利用させる場合には、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して市長が定める方法により行う。

- 2 市長は、前項の規定により特定歴史公文書等を閲覧に供し、又はその写しを交付する場合において、当該特定歴史公文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、当該特定歴史公文書等を複製したものを閲覧に供し、又は当該特定歴史公文書等を複製したものの写しを交付することができる。

(費用の負担)

第23条 前条の規定に基づき特定歴史公文書等(同条第2項の規定により特定歴史公文書等を複製したものを含む。)の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成その他の交付に要する費用を負担しなければならない。

(審査請求に関する手続)

第24条 市長は、利用決定等又は利用請求に係る不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該審査請求に関する事項について、遅滞なく神戸市公文書等管理委員会に諮問し、その答申を尊重

して当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとする場合（当該特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定による指名をすることを要しない。

（諮問をした旨の通知）

第25条 市長は、前条第1項の規定により諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下同じ。）

(2) 利用請求者（利用請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第26条 第21条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 利用決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る利用決定等（利用請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させる旨の決定を除く。）を変更し、当該利用決定等に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の裁決（第三者である参加人が当該特定歴史公文書等の利用に反対の意思を表示している場合に限る。）

（神戸市公文書等管理委員会の調査権限等）

第27条 神戸市公文書等管理委員会は、第24条第1項の規定により市長から諮問された事項について調査審議するため必要があると認めるときは、市長に対し、審査請求に係る特定歴史公文書等の提示を求めることができる。この場合において、何人も、神戸市公文書等管理委員会に対し、その提示された特定歴史公

文書等の開示を求めることができない。

- 2 市長は、神戸市公文書等管理委員会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 神戸市公文書等管理委員会は、第24条第1項の規定により市長から諮問された事項について調査審議するため必要があると認めるときは、市長に対し、審査請求に係る特定歴史公文書等に記録されている情報の内容を神戸市公文書等管理委員会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、神戸市公文書等管理委員会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、神戸市公文書等管理委員会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は市長（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第28条 神戸市公文書等管理委員会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、神戸市公文書等管理委員会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、神戸市公文書等管理委員会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第29条 審査請求人等は、神戸市公文書等管理委員会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、神戸市公文書等管理委員会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の閲覧）

第30条 審査請求人等は、神戸市公文書等管理委員会に対し、神戸市公文書等管理委員会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、神戸市公文書等管理委員会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことが

できない。

2 神戸市公文書等管理委員会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(答申書の送付等)

第31条 神戸市公文書等管理委員会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。

2 市長は、諮問に対する答申を得たときは、その内容を公表するものとする。

(利用の促進)

第32条 市長は、特定歴史公文書等(第16条の規定により利用させることができるものに限る。)について、積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

(実施機関等による利用の特例)

第33条 実施機関等が第10条第1項及び第2項の規定により引き続き保存する措置を取り、又は同条第4項及び第6項若しくは第13条第2項の規定により市長に移管した特定歴史公文書について、当該実施機関等がそれぞれその所掌事務又は業務を遂行するために当該特定歴史公文書を必要とするときは、市長が定めるところにより、第15条に規定する利用請求の手続によることなく当該特定歴史公文書を利用することができる。この場合において、第16条第1項第1号の規定は、適用しない。

(特定歴史公文書等の廃棄)

第34条 市長は、特定歴史公文書等として保存されている文書等が歴史資料として重要でなくなつたと認める場合には、当該文書等を廃棄することができる。

2 市長は、前項の規定により文書等を廃棄しようとするときは、あらかじめ神戸市公文書等管理委員会に意見を聴かななければならない。

(保存及び利用の状況の公表)

第35条 市長は、毎年度、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、その概要を公表しなければならない。

第4章 神戸市公文書等管理委員会

(神戸市公文書等管理委員会の設置)

第36条 公文書等の管理に係る施策の適正かつ円滑な実施を図るため、市長の附属機関として、神戸市公文書等管理委員会を置く。

2 神戸市公文書等管理委員会は、第7条第6項、第24条第1項及び第34条第2項の規定により市長から諮問を受けた事項その他公文書等の管理に関する重要な事項について調査審議を行う。

(組織)

第37条 神戸市公文書等管理委員会は、5人以内の委員で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(資料の提出等の求め)

第38条 神戸市公文書等管理委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認める場合には、実施機関等に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(調査審議手続の非公開)

第39条 神戸市公文書等管理委員会の行う調査審議の手続は、公開しない。ただし、第24条第1項の規定によりその権限に属するものとされた事項に係る調査審議を除き、神戸市公文書等管理委員会が認めた場合は、公開することができる。

(神戸市公文書等管理委員会に係る事項に関する規則への委任)

第40条 この章に定めるもののほか、神戸市公文書等管理委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(出資法人等の文書等の管理)

第41条 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、市長が定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、この条例の趣旨

にのっとり、その保有する文書等の適正な管理に関して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 実施機関等は、出資法人等に対し、前項に規定する措置を講ずるために必要な指導及び助言に努めるものとする。

(市長の調整)

第42条 市長は、この条例の目的を達成する範囲内において必要があると認めるときは、公文書等の管理について、市長以外の実施機関及び本市地方独立行政法人に対し、報告を求め、又は助言することができる。

(研修等の必要な措置)

第43条 実施機関等は、公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために、当該実施機関等の職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第44条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関等が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第10条第3項及び第7項、第13条第3項、第3章並びに附則第7項の規定については、神戸市歴史公文書館条例(令和8年3月条例第29号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日から前項ただし書の施行の日の前日までの間における第36条第2項及び第39条の規定の適用については、第36条第2項中「第7条第6項、第24条第1項及び第34条第2項の規定により」とあるのは、「第7条第6項の規定により」とし、第39条中「ただし、第24条第1項の規定によりその権限に属するものとされた事項に係る調査審議を除き、神戸市公文書等管理委員会が認めた場合」とあるのは、「ただし、神戸市公文書等管理委員会が認めた場合」とする。
- 3 第2章の規定は、施行日以後に実施機関等の職員が職務上作成し、又は取得する公文書について適用する。

- 4 施行日において現に実施機関が保有している保存期間の満了前の公文書（以下「施行日保有公文書」という。）のうち、保存期間が満了したときの措置を定めていないものについては、第7条第1項又は第3項の規定の例により定めるものとする。
- 5 施行日保有公文書に係る保存、公文書目録の作成及び公表、保存期間の延長並びに管理状況の報告及び公表については、第6条第3項、第8条、第9条及び第11条の規定の例による。
- 6 施行日保有公文書に係る保存期間が施行日以降に満了する場合における当該公文書の取扱いについては、第10条の規定の例による。この場合において、第10条第1項及び第2項中「第7条第1項及び第2項の規定により定めた措置」並びに第10条第4項中「第7条第3項及び第4項の規定により定めた措置」とあるのは、附則第4項の規定により定めた措置を除き、「施行日において現に定められている保存期間満了時の措置」と読み替えるものとする。
- 7 施行日において現に実施機関が、歴史的価値があつて後世に残すべき重要な公文書に該当するものとして、保存期間を満了した後も特別に保存している公文書については、当該公文書に関し第14条第4項の目録に相当するものを作成し、当該目録を一般の閲覧に供した場合に、特定歴史公文書等とみなす。
- 8 施行日において現に本市地方独立行政法人が保有している法人公文書であつて、歴史公文書に該当するものがある場合は、第13条第2項及び第3項の規定の例により、市長に移管することができる。

（情報公開条例の一部改正）

- 9 情報公開条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（<u>フィルム</u>を含む。以下同じ。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。<u>ただし、次に掲げるものを除く。</u></p> <p>ア <u>新聞、雑誌、書籍その他の刊行物で不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</u></p> <p>イ <u>神戸市公文書等管理条例（令和8年3月条例第28号）第2条第7号に規定する特定歴史公文書等</u></p> <p>ウ <u>図書館、博物館その他これらに類する施設において、一般の</u></p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（<u>マイクロフィルム</u>を含む。以下同じ。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。</p> |

利用に供することを目的として
管理がされているもの（イに掲
げるものを除く。）

(2)、(3) [略]

第29条 削除

(他の制度との調整)

第30条 [略]

2 [略]

(2)、(3) [略]

(公文書の管理)

第29条 実施機関は、情報公開制度の
適正かつ円滑な運用に資するため、
公文書を適正に管理するものとす
る。

2 実施機関は、公文書の分類、作成、
保存及び廃棄に関する基準その他の
公文書の管理に関する必要な事項に
ついて定めるものとする。

(他の制度との調整)

第30条 [略]

2 [略]

3 この条例は、市立図書館、市立博物
館その他の市の機関が市民の利用に
供することを目的として管理してい
る公文書については、適用しない。

神戸市歴史公文書館条例を次のように公布する。

神戸市条例第29号

神戸市歴史公文書館条例

(設置)

第1条 神戸市公文書等管理条例(令和8年3月条例第28号)の趣旨にのっとり、特定歴史公文書等(同条例第2条第7号の特定歴史公文書等をいう。以下同じ。)を適切に保存し、及び市民等の利用に供するため、公文書館法(昭和62年法律第115号)第5条第1項の規定に基づき、神戸市歴史公文書館(以下「歴史公文書館」という。)を設置する。

(位置)

第2条 歴史公文書館の位置は、次のとおりとする。

神戸市兵庫区本町2丁目3番33号

(事業)

第3条 歴史公文書館においては、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 特定歴史公文書等を整理及び保存し、一般の利用に供すること。
- (2) 特定歴史公文書等に関する調査研究を行うこと。
- (3) 特定歴史公文書等の利用の促進を図るための普及活動を行うこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業

(施設)

第4条 歴史公文書館に次に掲げる施設を置く。

- (1) 閲覧室
- (2) 展示室
- (3) 前2号に掲げるもののほか、歴史公文書館を利用する者の便益に供する施設

(開館時間及び休館日)

第5条 歴史公文書館の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(入館料)

第6条 歴史公文書館の入館料は、無料とする。

(入館の制限等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、歴史公文書館への入館を拒絶し、又は歴史公文書館からの退館を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者

(3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある動物その他の物を携帯する者

(4) 施設若しくはその附属設備（以下「施設等」という。）又は歴史公文書館に所蔵する特定歴史公文書等その他の資料（以下「所蔵資料」という。）を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがある者

(5) 次条の規定に違反した者

(行為の禁止)

第8条 何人も、歴史公文書館内において、歴史公文書館の管理上支障がある行為で規則で定めるものをしてはならない。

(損害の賠償等)

第9条 施設等又は所蔵資料を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない事由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(施行細目の委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年6月1日から施行する。

特別職の職員で常勤のものゝの給与に関する条例第4条第2項の退職手当の額の特例に関する条例を次のように公布する。

神戸市条例第30号

特別職の職員で常勤のものゝの給与に関する条例第4条第2項の退職手当の額の特例に関する条例

次の各号に掲げる者に係る退職手当の額については、特別職の職員で常勤のものゝの給与に関する条例（昭和26年3月条例第9号。以下「条例」という。）第4条第2項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) この条例の施行の日において市長の職にある者 条例第4条第2項の規定により算定して得た退職手当の額から、その額に100分の40を乗じて得た額を減じて得た額
- (2) この条例の施行の日以降における前号に掲げる者の任期において副市長の職に就いたことのある者 条例第4条第2項の規定により算定して得た退職手当の額から、その額に100分の20を乗じて得た額を減じて得た額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用範囲）

- 2 この条例の規定は、本則第1号に掲げる者にあつてはこの条例の施行の日を含む市長の任期に係る退職手当について適用し、本則第2号に掲げる者にあつてはこの条例の施行の日を含む市長の任期と重なりのある副市長の任期に係る退職手当について適用する。

（特別職の職員で常勤のものゝの給与に関する条例第4条第2項の退職手当の額の特例に関する条例の廃止）

- 3 特別職の職員で常勤のものゝの給与に関する条例第4条第2項の退職手当の額

の特例に関する条例（令和4年3月条例第62号）は、廃止する。

特別職の職員で常勤のものゝの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第31号

特別職の職員で常勤のものゝの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の件

(特別職の職員で常勤のものゝの給与に関する条例の特例に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員で常勤のものゝの給与に関する条例の特例に関する条例(平成14年12月条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p><u>令和8年4月分</u>から<u>令和9年3月分</u>までの市長及び副市長の給料月額に係る特別職の職員で常勤のものゝの給与に関する条例(昭和26年3月条例第9号)</p> | <p><u>令和7年4月分</u>から<u>令和8年3月分</u>までの市長及び副市長の給料月額に係る特別職の職員で常勤のものゝの給与に関する条例(昭和26年3月条例第9号)</p> |

| | |
|---|---|
| <p>第2条第1項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「1,410,000円」とあるのは「1,128,000円」と、同項第2号中「1,110,000円」とあるのは「943,500円」とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1、2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(この条例の失効)</p> <p>3 この条例は、<u>令和9年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> | <p>第2条第1項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「1,410,000円」とあるのは「1,128,000円」と、同項第2号中「1,110,000円」とあるのは「943,500円」とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1、2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(この条例の失効)</p> <p>3 この条例は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> |
|---|---|

(職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部改正)

第2条 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例(平成11年10月条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例(昭和26年3月条例第9号)第1条に規定する者(教育長及び常勤の監査委員並びに公営企業の管理者を除く。)に限り、<u>令和8年度</u>の6月1日及び12月1日を基準日とする期末手当</p> | <p>特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例(昭和26年3月条例第9号)第1条に規定する者(教育長及び常勤の監査委員並びに公営企業の管理者を除く。)に限り、<u>令和7年度</u>の6月1日及び12月1日を基準日とする期末手当</p> |

| | |
|--|--|
| <p>に関する神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例（昭和28年6月条例第23号）第2条第2項の規定の適用については、同項中「（特別職に属する者にあつては<u>100分の230</u>（）」とあるのは、「（特別職に属する者にあつては<u>100分の230</u>（市長にあつては<u>100分の230</u>に100分の70を乗じて得た割合、副市長にあつては<u>100分の230</u>に100分の85を乗じて得た割合、）」とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 [略]</p> <p style="text-align: center;">（この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、<u>令和9年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 [略]</p> | <p>に関する神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例（昭和28年6月条例第23号）第2条第2項の規定の適用については、同項中「（特別職に属する者にあつては<u>100分の232.5</u>（）」とあるのは、「（特別職に属する者にあつては<u>100分の232.5</u>（市長にあつては<u>100分の232.5</u>に100分の70を乗じて得た割合、副市長にあつては<u>100分の232.5</u>に100分の85を乗じて得た割合、）」とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 [略]</p> <p style="text-align: center;">（この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 [略]</p> |
|--|--|

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の特例に関する条例附則第3項の改正規定及び第2条中神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第32号

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員給与等に関する条例の一部改正)

第1条 神戸市職員の給与等に関する条例(昭和26年3月条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(通勤手当)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 前項第1号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)とする。</p> | <p>(通勤手当)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 前項第1号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)とする。<u>ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た</u></p> |

3～5 [略]

6 第1項第1号に掲げる職員のうち、併せて自動車等を使用することを常例とするものに支給する支給単位期間当たりの通勤手当の額は、第2項から前項までの例により算出した額の合計額とする。

7 通勤の実情に変更を生ずることとなったものとして人事委員会規則で定める者のうち、転居後の住居（当該住居に相当するものとして任命権者が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車

額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が150,000円を超えるときは、支給単位期間につき、150,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が150,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。

3～5 [略]

6 第1項第1号に掲げる職員のうち、併せて自動車等を使用することを常例とするものに支給する支給単位期間当たりの通勤手当の額は、第2項本文の規定及び前3項の例により算出した額の合計額とする。この場合においては、第2項ただし書の規定を準用する。

その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 第2項から前項までの規定による額

8 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第3項から第5項までの規定による額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場

合においては、その合計額)の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

9～12 [略]

(給与からの控除)

第23条 次に掲げるものについては、給与から控除することができる。

(1)～(9) [略]

(10) 旅費条例第22条第1項に規定する旅費

7～10 [略]

(給与からの控除)

第23条 次に掲げるものについては、給与から控除することができる。

(1)～(9) [略]

(職員退職手当金条例の一部改正)

第2条 神戸市職員退職手当金条例(昭和24年9月条例第147号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|-------------|-------------|
| (退職手当からの控除) | (退職手当からの控除) |

第20条 神戸市職員の給与等に関する
 条例第23条第1号から第3号まで、
 第5号から第7号まで及び第10号に
 掲げるものについては、退職手当か
 ら控除することができる。

第20条 神戸市職員の給与等に関する
 条例第23条第1号から第3号まで及
 び第5号から第7号までに掲げるも
 のについては、退職手当から控除す
 ることができる。

(旅費条例の一部改正)

第3条 旅費条例(昭和27年7月条例第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>2 職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、法令又は他の条例に<u>特別の定め</u>がある場合を除く<u>ほか</u>、この条例の定めるところによる。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>内国旅行</u> 本邦(本州、北海道、</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>2 職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、法令又は他の条例に<u>特別の定</u>がある場合を除く<u>外</u>、この条例の定めるところによる。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> |

四国、九州及び規則で定めるその
附属の島の存する領域をいう。以
下同じ。)における旅行をいう。

(3) 外国旅行 本邦と外国（本邦以
外の領域（公海を含む。）をいう。
以下同じ。）との間における旅行及
び外国における旅行をいう。

(4) 出張 職員が公務のため一時そ
の在勤公署（常時勤務する在勤公署
のない場合又は任命権者が認める
場合には、その住所、居所その他任
命権者が認める場所）を離れて旅行
し、又は職員以外の者が公務のため
一時その住所若しくは居所を離れ
て旅行することをいう。

(5) 赴任 新たに採用された職員
（本市の要請により国家公務員若
しくは他の地方公共団体の地方公
務員から引き続いて職員となつた
者又は専門的な知識経験等を有す
る者その他規則で定める職員に限
る。）がその採用に伴う移転のため
住所若しくは居所から在勤公署に
旅行し、又は転任を命ぜられた職員
がその転任に伴う移転のため旧在
勤公署から新在勤公署に旅行する
ことをいう。

(6) 帰任 職員が退職し、又は死亡
した場合において、その職員又はそ

(2) 出張 職員が公務のため一時そ
の在勤庁（常時勤務する在勤庁のな
い職員については、その住所又は居
所）を離れて旅行し、又は職員以外
の者が公務のため一時その住所若
しくは居所を離れて旅行すること
をいう。

(3) 赴任 新たに採用された職員
（本市の要請により国家公務員若
しくは他の地方公共団体の地方公
務員から引き続いて職員となつた
者又は専門的な知識経験等を有す
る者その他市長が定める職員に限
る。）がその採用に伴う移転のため
住所若しくは居所から在勤地に旅
行し、又は転任を命ぜられた職員
がその転任に伴う移転のため旧在
勤地から新在勤地に旅行すること
をいう。

の遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

(7) 家族 内国旅行にあつては職員
の配偶者(婚姻の届出をしていない
が、事実上婚姻関係と同様の事情に
ある者を含む。以下同じ。)、子、
父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職
員と生計を一にするものをいい、外
国旅行にあつては職員の配偶者及
び子で職員と生計を一にするもの
をいう。

(8) [略]

(9) 旅行役務提供者 旅行者(旅
行業法(昭和27年法律第239号)第
6条の4第1項に規定する旅行業
者をいう。)その他の規則で定める
者(以下「旅行者等」という。)
であつて、本市と旅行役務提供契約
(旅行者等が本市に対して旅行
に係る役務その他の規則で定める
ものを旅行者に提供することを約
し、かつ、本市が当該旅行者等に
対して当該旅行に係る旅費に相当
する金額を支払うことを約する契
約又はこれに準ずる規則で定める
契約をいう。以下同じ。)を締結し
たものをいう。

(4) 扶養親族 職員の配偶者(届出
をしないが事実上婚姻関係と同様
の事情にある者を含む。以下同
じ。)、子、父母、孫、祖父母及び
兄弟姉妹で主として職員の収入に
よつて生計を維持しているもの
をいう。

(5) [略]

2 この条例において「何級の職務」
という場合には、神戸市職員の給与

(旅費の支給)

第3条 [略]

2 職員、その配偶者若しくは子又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

等に関する条例（昭和26年3月条例第8号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表による当該級の職務及び行政職給料表の適用を受けない者については、任命権者（教育長にあつては、教育委員会。第11条第1項及び第12条を除き、以下同じ。）が市長と協議して定めるこれに相当する職務をいうものとする。

3 この条例において「何々地」という場合には、市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域）をいうものとする。

(旅費の支給)

第3条 [略]

2 職員が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

(4) 職員が、外国の在勤地において退職等となり、一定の期間内に本邦に帰住し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に退職等となつた場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員

(5) 職員が、外国の在勤地において死亡し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(6) 外国在勤の職員が死亡した場合において、当該職員の外国にある遺族(配偶者及び子に限る。)がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

(7) 外国在勤の職員の配偶者又は子が、当該職員の在勤地において死亡し、又は第17条第1項第2号ア、イ又はエに規定する場合における外国旅行中に死亡したときは、当該職員

3 職員が前項第1号又は第4号の規

定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となつたときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員又は職員以外の者が本市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定に

3 職員又は職員以外の者が市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

4 風水震火災その他非常災害による交通遮断、交通機関の事故その他不可抗力又は公務上の必要により、職員（地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表に掲げる程度の身体上の障害があるため歩行することが著しく困難であると認められる職員以外の職員であつて、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満であるものを除く。）が、常例としている通勤の方法及び経路と異なる方法及び経路で旅行したときは、規則で定めるところにより、当該職員に対し、鉄道賃、船賃又は車賃を支給することができる。

5 前各項の規定に該当する場合を除

該当する場合を除くほか、法令又は他の条例に特別の定めがある場合その他本市の費用を支弁して旅行させる必要がある場合には、その者に対し、旅費を支給する。

6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

く外、法令又は他の条例に特別の定めがある場合その他市の費用を支弁して旅行させる必要がある場合には、その者に対し、旅費を支給する。

6 前各項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）がその出発前に第4条第3項の規定により旅行命令等を変更（取消を含む。以下同じ。）され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額で市長が定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項から第5項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他市長が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長が定める金額を旅費として支給することができる。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、本市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者の発する旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)によって行わなければならない。

(1) [略]

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 [略]

3 任命権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 任命権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令書又は旅行依頼書(以下「旅行命令書

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者の発する旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)によって行わなければならない。

(1) [略]

(2) 前条第3項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 [略]

3 任命権者は、旅行命令等を発し、又は変更するには、旅行命令書又は旅行依頼書(以下「旅行命令書等」と

等」という。)に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令書等に当該事項を記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令書等に記載又は記録をしなかつた場合には、できるだけ速やかに旅行命令書等に同項に定める事項の記載又は記録をしてしなければならない。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ任命権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに任命権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

いう。)に当該旅行に関する事項を記載し、当該旅行者に提示してしなければならない。ただし、旅行命令書等に当該旅行に関する事項を記載し、提示する時間がない場合には、口頭により旅行命令等が発し、又は変更することができる。

4 任命権者は、口頭により旅行命令等が発し、又は変更した場合には、速やかに旅行命令書等に当該旅行に関する事項を記載し、当該旅行者に提示しなければならない。

5 旅行命令書等の記載事項及び様式は、規則で定める。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り旅行命令等に従って旅行することができない場合には、あらかじめ任命権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけすみやかに任命権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 [略]

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次条に規定する種目及び第8条から第19条までに規定する内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によつて計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

(旅費の種目)

第7条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。

3 [略]

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額

により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ1日
当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1
夜当たりの定額により支給する。

8 食卓料は、水路旅行又は航空旅行
中の夜数に応じ1夜当たりの定額に
より支給する。

9 移転料は、赴任に伴う住所又は居
所の移転について、路程に応じ一定
距離当たりの定額により支給する。

10 着後手当は、赴任に伴う住所又は
居所の移転について、定額により支
給する。

11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶
養親族の住所又は居所の移転につい
て、支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の
経路及び方法により旅行した場合の
旅費により計算する。但し、公務上の
必要又は天災その他やむを得ない事
情により最も経済的な通常の経路又
は方法によつて旅行し難い場合に
は、その現によつた経路及び方法に
よつて計算する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、第
3項の規定に該当する場合を除く
外、旅行のために現に要した日数に

よる。但し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除く外、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数をこえることができない。

2 前項但書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

3 第3条第2項各号の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項但書及び前項の規定により計算した日数による。

第9条 旅行者が同一地域（第2条第3項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額を、それぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃は、鉄道（国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。以下「政令」という。）第5条に規定する鉄道をいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金（内国旅行にあつては、規則で定める場合に限る。）

(3) 寝台料金

（証人等の旅費）

第10条 第3条第3項及び第5項の規定により支給する旅費は、他に特別の定がある場合を除く外、任命権者が市長に協議して定める旅費とする。

(鉄道賃)

第11条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、別表1級の者については上級の運賃、別表2級から4級までの者については下級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

(3) 急行料金を徴収する線路による旅行の場合には、前2号に規定する運賃のほか、その乗車に要する急行

(4) 座席指定料金（内国旅行にあつては、規則で定める場合に限る。）

(5) 特別車両料金（規則で定める者に限る。）

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、職員の職務に応じて規則で定める額とする。

料金

(4) 別表1級の者及び任命権者が特に必要があると認めた者が第2号の規定に該当する線路で特別車両料金を徴収する客車を運行するものによる旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

(5) 座席指定料金を徴収する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号又は第2号に規定する運賃、第3号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

2 前項第3号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの

(2) 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第5号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限

(船賃)

第9条 船賃は、船舶（政令第6条に規定する船舶をいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

り、支給する。

4 第1項及び第2項に規定する運賃及び急行料金によることが当該旅行における特別の事情のため困難である場合には、任命権者が市長に協議して定める運賃及び急行料金によることができる。

(船賃)

第12条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 別表1級の者については、上級の運賃

イ 別表2級から4級までの者については、中級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、別表1級の者については上級の運賃、別表2級から4級までの者については下級の運賃

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金（規則で定める者に限る。）

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、職員の職務に応じて規則で定める額とする。

(航空賃)

第10条 航空賃は、航空機（政令第7条に規定する航空機をいう。以下同

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(5) 別表1級の者及び任命権者が特に必要があると認めた者が第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴収するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

(6) 座席指定料金を徴収する船舶を運行する航路による旅行の場合には、第1号、第2号又は第3号に規定する運賃、第4号に規定する寝台料金及び前号に規定する特別船室料金のほか、座席指定料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第12条の2 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、職員の職務に応じて規則で定める額とする。

(その他の交通費)

第11条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含

(車賃)

第13条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支給することができない場合には、実費額による。

む。)を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲

げる一般乗用旅客自動車運送事業

の用に供する自動車(外国におけ

るこれに相当するものを含む。)そ

の他の旅客を運送する交通手段

(前号に規定する自動車を除く。)

を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用

であつて、道路運送法第80条第1

項の許可を受けて業として有償で

貸し渡す自家用自動車(外国にお

けるこれに相当するものを含む。)

の賃料その他の移動に直接要する

費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する

費用

2 車賃は、全路程を通算して計算し、
路程に1キロメートル未満の端数を
生じたときは、その端数を切り捨
てる。

(日当)

第14条 日当の額は、別表の定額によ
る。

2 鉄道100キロメートル未満、水路50
キロメートル未満又は陸路25キロメ
ートル未満の旅行の場合における日
当の額は、公務上の必要又は天災そ
の他やむを得ない事情により宿泊し

(宿泊費)

第12条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員の例に準じて規則で定める額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情があるものとして規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第13条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第8条から第11条までの規定による額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

た場合を除く外、前項の規定にかかわらず同項の定額の2分の1に相当する額による。

3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもつてそれぞれ陸路1キロメートルとみなして前項の規定を適用する。

(宿泊料)

第15条 宿泊料の額は、別表の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行又は航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸し、又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(宿泊手当)

第14条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国家公務員の例に準じて規則で定める1夜当たりの定額とする。

(転居費)

第15条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第17条第1項第1号ア若しくはイ又は同項第2号ア若しくはイに規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は国家公務員の例に準じて規則で定める方法により算定される額とする。

(食卓料)

第16条 食卓料の額は、別表の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(移転料)

第17条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、住所又は居所から在勤地までの路程に応じた別表の定額による額
- (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には前項に規定する額の2分の1に相当する額
- (3) 赴任の際扶養親族を移転しない

が、赴任を命ぜられた日の翌日から
1年以内に扶養親族を移転する場
合には前号に規定する額

2 前項第3号の場合において、扶養
親族を移転した際における移転料の
定額が職員が赴任した際の移転料の
定額と異なるときは、同号の額は、扶
養親族を移転した際における移転料
の定額を基礎として計算する。

3 任命権者は、公務上の必要又は天
災その他やむを得ない事情がある場
合には第1項第3号に規定する期間
を延長することができる。

(着後手当)

第18条 着後手当の額は、別表の日当
定額の5日分及び宿泊料定額の5夜
分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第19条 扶養親族移転料の額は、次に
掲げる額による。

(1) 赴任の際扶養親族を住所又は居
所から在勤地まで随伴する場合に
は、赴任を命ぜられた日における扶
養親族1人ごとに、その移転の際に

(着後滞在費)

第16条 着後滞在費は、赴任に伴う転
居に必要な滞在に係る費用とし、そ
の額は、内国旅行にあつては5夜分
を、外国旅行にあつては10夜分を限
度として、現に宿泊した夜数に係る
宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当
する額とする。

(家族移転費)

第17条 家族移転費は、赴任に伴う家
族の移転に要する費用とし、その額
は、次に掲げる額とする。

(1) 内国旅行にあつては、次に掲げ
る額

ア 赴任の際家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費（第8条から第11条までの規定による額をいう。以下この項において同じ。）、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

おける年齢に従い、次に規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃又は船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 外国旅行にあつては、次に掲げる額

ア 赴任の際任命権者の許可を受け、家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び渡航雑費の合計額に相当する額

イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

ウ アに規定する場合に該当せず、かつ、本邦から外国に赴任後

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第17条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧住所又は旧居所から新住所又は新居所までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額を超えることができない。

任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転する場合には、前号アの規定に準じて算定した額
エ 外国に赴任後任命権者の許可を受け、家族(ア又はイに規定する許可を受け移転した者であつて同居しているものに限る。)を本邦に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

2 任命権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第1号イ又は第2号イ若しくはウに規定する期間を延長することができる。

(渡航雑費)

第18条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料、査証手数料及び外貨交換手数料並びに入出国

(3) 第1号アからウまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に1円未満の端数を生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であつた子に移転する場合には、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

(死亡手当)

第19条 死亡手当は、職員又はその配偶者若しくは子の外国における死亡(第3条第2項第5号又は第7号に規定する場合に限る。)に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国家公務員の例に準じて規則で定める定額とする。

(赴任に伴う旅費の調整)

第20条 前3条に規定する旅費は、市長の定める基準により、あらかじめ任命権者が承認したものに限り支給することができる。

(日額旅費又は打切旅費)

第21条 第6条第1項に掲げる旅費に代え、日額旅費又は打切旅費を旅費として支給することができる。

2 前項の規定により支給する日額旅費又は打切旅費の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、任命権者が市長に協議して定める。この場合において、その額は、当該日額旅費又は打切旅費の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準をこえることができない。

(在勤地内旅行の旅費)

第22条 在勤地内における旅行については、任命権者は、市長に協議して旅費の定額の範囲内で前条の規定による日額旅費又は打切旅費を支給し、又は旅費の定額を減じ若しくは旅費の全部若しくは一部を支給しないことができる。

(退職者等の旅費)

第23条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、当該職員が退職等となつた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費とする。

(遺族の旅費)

第24条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費の額は、当該職員の死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費の額とする。

2 前項に規定する旅費の支給を受ける遺族の順位は、第2条第1項第5号に掲げる順序による。この場合において、同順位者があるときには、年長者を先にする。

(旅費の支給額の上限)

第20条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号

及び第11条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条並びに第12条、第13条、第15条、第16条、第17条第1項及び第18条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（旅費の調整）

第21条 市長は、旅行者が本市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としな

（外国旅行の旅費）

第25条 本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行に対し支給する旅費については、その都度、国家公務員の例に準じ、その支給額及び支給方法等を市長が定める。

（旅費の調整）

第26条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例又は旅費に関する他の法令その他の規程による旅費を支給

い旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 市長は、旅行者がこの条例又は旅費に関する法令若しくは他の条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難であると任命権者が認める場合には、任命権者と協議して別に旅費を支給することができる。

した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、任命権者の定めるところにより旅費を支給することができる。

3 任命権者は前2項の規定の統一ある適用を図るために、市長に協議してこれらの規定を適用する場合に関する基準を作成するものとする。

4 任命権者は、公務上必要と認められるときは、第3条の規定により旅費の支給を受ける者に対する旅費の支給に代わり、当該旅費に相当する額の全部又は一部を、旅行に係る役務を提供する者に対して支払うことができる。

5 前項の規定による支払があつたときは、第3条の規定により旅費の支給を受ける者に対する旅費の支給があつたものとみなす。ただし、旅行に

| | |
|--|--|
| <p><u>(旅費の返納)</u></p> <p>第22条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則その他の規程の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。</p> <p>2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則その他の規程の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、前項に規定する返納に代えて、市長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。</p> <p><u>(施行細目の委任)</u></p> <p>第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手續その他この条例の施行のため必要な事項は、市長が定める。</p> | <p><u>係る役務の提供がなかつたときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(実施規定)</u></p> <p>第27条 この条例の実施のための手續その他その施行について必要な事項は、市長が定める。</p> |
|--|--|

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|--|----------------------|---|--|--|-----------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|--|---|----|----------------------|---|--|--|-----------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----|--------------------------------|----------|----------|----------|----------|--------------------|----------|----------|----------|----|----------------------|--------|---------|--------|
| | 別表（第14条—第17条関係） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (1) 日当、宿泊料及び食卓料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">級</th> <th style="width: 25%;">区分</th> <th style="width: 15%;">日当 (1日につき)</th> <th style="width: 15%;">宿泊料 (1夜につき)</th> <th style="width: 15%;">食卓料 (1夜につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員</td> <td style="text-align: center;">2,800円</td> <td style="text-align: center;">14,000円</td> <td style="text-align: center;">2,800円</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>公営企業の管理者及び8級の職務にある者並びにこれらに準ずる者</td> <td style="text-align: center;">2,600円</td> <td style="text-align: center;">13,100円</td> <td style="text-align: center;">2,600円</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>7級の職務にある者及びこれに準ずる者</td> <td style="text-align: center;">2,200円</td> <td style="text-align: center;">12,500円</td> <td style="text-align: center;">2,200円</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>6級以下の職務にある者及びこれに準ずる者</td> <td style="text-align: center;">1,900円</td> <td style="text-align: center;">12,500円</td> <td style="text-align: center;">1,900円</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | | | | | 級 | 区分 | 日当 (1日につき) | 宿泊料 (1夜につき) | 食卓料 (1夜につき) | 1級 | 市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員 | 2,800円 | 14,000円 | 2,800円 | 2級 | 公営企業の管理者及び8級の職務にある者並びにこれらに準ずる者 | 2,600円 | 13,100円 | 2,600円 | 3級 | 7級の職務にある者及びこれに準ずる者 | 2,200円 | 12,500円 | 2,200円 | 4級 | 6級以下の職務にある者及びこれに準ずる者 | 1,900円 | 12,500円 | 1,900円 |
| 級 | 区分 | 日当 (1日につき) | 宿泊料 (1夜につき) | 食卓料 (1夜につき) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1級 | 市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員 | 2,800円 | 14,000円 | 2,800円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2級 | 公営企業の管理者及び8級の職務にある者並びにこれらに準ずる者 | 2,600円 | 13,100円 | 2,600円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3級 | 7級の職務にある者及びこれに準ずる者 | 2,200円 | 12,500円 | 2,200円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4級 | 6級以下の職務にある者及びこれに準ずる者 | 1,900円 | 12,500円 | 1,900円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (2) 移転料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">級</th> <th style="width: 5%;">区分</th> <th style="width: 10%;">鉄道50 キロメートル 未満</th> <th style="width: 10%;">鉄道50 キロメートル 以上100 キロメートル 未満</th> <th style="width: 10%;">鉄道100 キロメートル 以上300 キロメートル 未満</th> <th style="width: 10%;">鉄道300 キロメートル 以上500 キロメートル 未満</th> <th style="width: 10%;">鉄道500 キロメートル 以上</th> <th style="width: 10%;">鉄 道 1,000キ ロメー トル以 上</th> <th style="width: 10%;">鉄 道 1,500キ ロメー トル以 上</th> <th style="width: 10%;">鉄 道 2,000キ ロメー トル以 上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>市長、副市長、教育長及び常勤</td> <td style="text-align: center;">126,000円</td> <td style="text-align: center;">144,000円</td> <td style="text-align: center;">178,000円</td> <td style="text-align: center;">220,000円</td> <td style="text-align: center;">292,000円</td> <td style="text-align: center;">306,000円</td> <td style="text-align: center;">328,000円</td> <td style="text-align: center;">381,000円</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | | | | | 級 | 区分 | 鉄道50 キロメートル 未満 | 鉄道50 キロメートル 以上100 キロメートル 未満 | 鉄道100 キロメートル 以上300 キロメートル 未満 | 鉄道300 キロメートル 以上500 キロメートル 未満 | 鉄道500 キロメートル 以上 | 鉄 道 1,000キ ロメー トル以 上 | 鉄 道 1,500キ ロメー トル以 上 | 鉄 道 2,000キ ロメー トル以 上 | 1級 | 市長、副市長、教育長及び常勤 | 126,000円 | 144,000円 | 178,000円 | 220,000円 | 292,000円 | 306,000円 | 328,000円 | 381,000円 | | | | | |
| 級 | 区分 | 鉄道50 キロメートル 未満 | 鉄道50 キロメートル 以上100 キロメートル 未満 | 鉄道100 キロメートル 以上300 キロメートル 未満 | 鉄道300 キロメートル 以上500 キロメートル 未満 | 鉄道500 キロメートル 以上 | 鉄 道 1,000キ ロメー トル以 上 | 鉄 道 1,500キ ロメー トル以 上 | 鉄 道 2,000キ ロメー トル以 上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1級 | 市長、副市長、教育長及び常勤 | 126,000円 | 144,000円 | 178,000円 | 220,000円 | 292,000円 | 306,000円 | 328,000円 | 381,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|----|--|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | の監査 委員 | | | | | | | | |
| 2級 | 公営企 業の管 理者及 び8級 の職務 にある 者並び にこれ らに準 ずる者 | | | | | | | | |
| 3級 | 7級の 職務に ある者 及びこ れに準 ずる者 | 107,000 円 | 123,000 円 | 152,000 円 | 187,000 円 | 248,000 円 | 261,000 円 | 279,000 円 | 324,000 円 |
| 4級 | 6級以 下の職 務にあ る者及 びこれ に準ず る者 | 93,000 円 | 107,000 円 | 132,000 円 | 163,000 円 | 216,000 円 | 227,000 円 | 243,000 円 | 282,000 円 |

(特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年10月条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|---------------|-----|------|-------|---------------|-----|------|-------|
| 別表(第2条、第3条関係) | | | | 別表(第2条、第3条関係) | | | |
| 区分 | | 報酬の額 | 旅費の額 | 区分 | | 報酬の額 | 旅費の額 |
| 教育委員会委員 | | [略] | 市長、副 | 教育委員会委員 | | [略] | 旅費条例 |
| [略] | | [略] | 市長、教 | [略] | | [略] | (昭和27 |
| [略] | | [略] | 育長及び | [略] | | [略] | 年7月条 |
| [略] | [略] | [略] | 常勤の監 | [略] | [略] | [略] | 例第45 |
|] |] |] | 査委員 |] |] |] | 号)別表 |
| | | [略] | (以下、 | | | [略] | [略] |
| | |] | 「市長 | | |] | 1級の者 |
| [略] | | [略] | 等」とい | [略] | | [略] | に支給す |
| [略] | | [略] | う。)に支 | [略] | | [略] | る額相当 |
| [略] | | [略] | 給する額 | [略] | | [略] | 額 |
| [略] | | [略] | 相当額 | [略] | | [略] | |
| [略] | | [略] | | [略] | | [略] | |
| [略] | | [略] | | [略] | | [略] | |
| [略] | | [略] | | [略] | | [略] | |
| [略] | | [略] | [略] | [略] | | [略] | [略] |

| | | | | | |
|-------------------------------|---|------|-------------------------------|---|------|
| 農業委員会会長 | [略] | 市長等に | 農業委員会会長 | [略] | 旅費条例 |
| [略] | [略] | 支給する | [略] | [略] | 別表1級 |
| [略] | [略] | 額相当額 | [略] | [略] | の者に支 |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | 給する額 |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | 相当額 |
| 固定資産評価審査委員会委員長 (職務代理者を含む。) | [略] | 市長等に | 固定資産評価審査委員会委員長 (職務代理者を含む。) | [略] | 旅費条例 |
| [略] | [略] | 支給する | [略] | [略] | 別表1級 |
| [略] | [略] | 額相当額 | [略] | [略] | の者に支 |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | 給する額 |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | 相当額 |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| 前各項以外の附属機関の構成員 その他の非常勤の職員 | 勤務1日につき 35,700円 を超えない範囲内で任命権者が定める額。ただし、任命権者が特に必要がある場合認められた場合は、勤務1月につき給与 | [略] | 前各項以外の附属機関の構成員 その他の非常勤の職員 | 勤務1日につき 34,700円 を超えない範囲内で任命権者が定める額。ただし、任命権者が特に必要がある場合認められた場合は、勤務1月につき給与 | [略] |

| | |
|--|--|
| 条例別表 第5に定 める給料 月額を報 酬の基準 額とし当 該基準額 を超えな い範囲内 で任命権 者が定め る額 | 条例別表 第5に定 める給料 月額を報 酬の基準 額とし当 該基準額 を超えな い範囲内 で任命権 者が定め る額 |
| 備考 [略] | 備考 [略] |

(市の機関に出頭する者等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第5条 神戸市の機関に出頭する者等の実費弁償に関する条例（昭和31年10月条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| 第3条 実費弁償は、 <u>神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号）別表第1行政職給料表の職務の級が5級以下の者に支給する</u> | 第3条 実費弁償は、 <u>次項に定めるもののほか、定額をもつて行うものとし、1日につき6,000円とする。</u> |

| | |
|---|---|
| <p><u>額相当額（機関において特別の必要 があると認めるときは、市長と協議 して定める額）の旅費を本市職員の 旅費の例により支給する。</u></p> | <p>2 <u>本市外又は北区若しくは西区の区 域内に住所又は居所を有する者につ いては、前項に定めるもののほか、旅 費条例（昭和27年7月条例第45号）別 表4級の者に支給する額相当額（機 関において特別の必要があると認め るときは、市長と協議して定める額） の旅費を本市職員の旅費の例により 支給する。</u></p> |
|---|---|

（消防団条例の一部改正）

第6条 神戸市消防団条例（昭和58年10月条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---------------------------|---------------------------|
| （費用弁償） | （費用弁償） |
| 第8条 [略] | 第8条 [略] |
| 2 前項の旅費については、 <u>神戸市職</u> | 2 前項の旅費については、 <u>旅費条例</u> |

| | |
|--|--|
| <p>員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号）別表第1行政職給料表の職務の級が5級以下の者に支給する額相当額の旅費を本市職員の旅費の例により支給する。</p> | <p>（昭和27年7月条例第45号）別表4級の者に支給する額相当額の旅費を本市職員の旅費の例により支給する。</p> |
|--|--|

（職員給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第7条 神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年3月条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | 改正前 | |
|---------------|-----------------------------|---------------|----------------|
| 附 則 | | 附 則 | |
| 附則別表第1 | | 附則別表第1 | |
| 給料表の種類 | 職務の級 | 給料表の種類 | 職務の級 |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| 医療職給料表 (1) | 3級 <u>から5級ま</u> <u>で</u> | 医療職給料表 (1) | 3級 <u>及び4級</u> |
| [略] | [略] | [略] | [略] |

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 第2条 第3条の規定による改正後の旅費条例(以下「改正後旅費条例」という。)の規定は、施行日以後に任命権者が改正後旅費条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び改正後旅費条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に任命権者が第3条の規定による改正前の旅費条例(以下「改正前旅費条例」という。)第4条第1項に規定する旅行命令等を発した旅行及び改正前旅費条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に任命権者が改正前旅費条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に任命権者が改正後旅費条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後旅費条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 2 改正後旅費条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職(罷免を含む。)、失職若しくは休職(以下この項において「退職等」という。)となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 3 改正後旅費条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けられることができる場合について適用し、改正前旅費条例第3条第1項から第5項までの規定により旅費の支給を受けられることができる場合については、なお従前の例による。
- 4 改正後旅費条例第22条の規定は、改正後条例又はこれに基づく規則その他の規程の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合について適用する。

神戸市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第33号

神戸市行政手続条例の一部を改正する条例

神戸市行政手続条例(平成8年3月条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第14条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通</p> | <p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第14条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による</p> |

知を、公示の方法によって行うことができる。

通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過した時に、当該通知がその者に到達したものとみなす。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該

通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第15条 前条第1項の通知を受けた者
(同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 [略]

(続行期日の指定)

第21条 [略]

2 [略]

3 第14条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、当該措置を開始した日の翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第28条 第14条第3項及び第4項並びに第15条の規定は、弁明の機会の付

(代理人)

第15条 前条第1項の通知を受けた者
(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 [略]

(続行期日の指定)

第21条 [略]

2 [略]

3 第14条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過した時」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過した時(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第28条 第14条第3項及び第15条の規定は、弁明の機会の付与について準

与について準用する。この場合において、第14条第3項中「第1項」とあるのは「第27条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第27条第3号」と、第15条第1項中「前条第1項」とあるのは「第27条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第28条において準用する第14条第4項後段」と読み替えるものとする。

用する。この場合において、第14条第3項中「第1項」とあるのは「第27条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第15条第1項中「前条第1項」とあるのは「第27条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第28条において準用する第14条第3項後段」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年5月21日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第34号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年12月条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>（給与を支給することができる派遣職員に係る派遣先団体）</p> <p>第8条の2 法第6条第2項の規定により給与を支給することができる派遣職員に係る派遣先団体は、別表第1第1号から第5号まで、第7号、第10号から第14号まで、第16号、第20号、第24号、第25号、第28号、第33号、第34号、第36号、<u>第37号、第40号</u>及び第41号に掲げる団体とする。</p> | <p>（給与を支給することができる派遣職員に係る派遣先団体）</p> <p>第8条の2 法第6条第2項の規定により給与を支給することができる派遣職員に係る派遣先団体は、別表第1第1号から第5号まで、第7号、第10号から第14号まで、第16号、第20号、第24号、第25号、第28号、第33号、第34号、第36号<u>から第38号まで</u>及び第41号に掲げる団体とする。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>別表第1（第2条、第8条の2関係） （1）～（37） [略]</p> <p><u>（38）～（40） [略]</u></p> <p><u>（41）一般財団法人神戸市小児救急 医療事業団</u></p> | <p>別表第1（第2条、第8条の2関係） （1）～（37） [略]</p> <p><u>（38）公益社団法人2025年日本国際 博覧会協会</u></p> <p><u>（39）～（41） [略]</u></p> |
|---|---|

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

神戸市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第35号

神戸市職員定数条例の一部を改正する条例

神戸市職員定数条例(昭和24年9月条例第146号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局及び市長の所管に属する教育機関の職員 <u>8,037人</u> (うち福祉事務所職員 <u>960人</u>)</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>9,380人</u>(うち教育職員 <u>8,670人</u>)</p> <p>(6) 消防職員 <u>1,520人</u></p> | <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局及び市長の所管に属する教育機関の職員 <u>7,920人</u> (うち福祉事務所職員 <u>964人</u>)</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>9,210人</u>(うち教育職員 <u>8,479人</u>)</p> <p>(6) 消防職員 <u>1,494人</u></p> |

| | |
|-------------------------|-------------------------|
| (7)、(8) [略] | (7)、(8) [略] |
| (9) 交通局の職員 <u>963人</u> | (9) 交通局の職員 <u>979人</u> |
| (10) 水道局の職員 <u>552人</u> | (10) 水道局の職員 <u>568人</u> |
| (11) 合計 <u>20,554人</u> | (11) 合計 <u>20,273人</u> |
| 2 [略] | 2 [略] |

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

財産区の財産の管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第36号

財産区の財産の管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

財産区の財産の管理及び処分に関する条例（昭和39年3月条例第78号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">（区有財産の管理及び処分の方法）</p> <p>第2条 区有財産の管理及び処分については、市有の財産の管理及び処分の例によりこれを行なうものとする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第2編</u>第5章に規定された財務に関する事項については、規則で別の定めをすることができる。</p> <p style="text-align: center;">（財産区管理会の設置及び組織）</p> | <p style="text-align: center;">（区有財産の管理及び処分の方法）</p> <p>第2条 区有財産の管理及び処分については、市有の財産の管理及び処分の例によりこれを行なうものとする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第1編</u>第5章に規定された財務に関する事項については、<u>市長は</u>、規則で別の定めをすることができる。</p> <p style="text-align: center;">（財産区管理会の設置及び組織）</p> |

第4条 区有財産の管理及び処分に関し、必要があるときは、当該財産区に財産区管理会（以下「管理会」という。）を置くことができる。

2～4 [略]

（会議）

第9条 [略]

2 委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件については、その議事に参与することができない。ただし、管理会の同意を得たときは、会議に出席し、発言することができる。

3 [略]

（会計監事）

第11条 管理会を置く財産区には、2人以上の会計監事（以下「監事」という。）を置くものとする。

2 前項の監事は、当該財産区の住民が、第5条に定める資格を有する者のうちから公正な方法により選出するものとする。

3 監事は、委員と兼ねることはできない。

4 監事は、毎年度の管理会の実施計画及びこの計画に関する書類に定める範囲内での区有金を監査するもの

第4条 区有財産の管理及び処分に関し、必要があるときは、市長は、当該財産区に財産区管理会（以下「管理会」という。）を置くことができる。

2～4 [略]

（会議）

第9条 [略]

2 会長及び委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件については、その議事に参与することができない。ただし、管理会の同意を得たときは、会議に出席し、発言することができる。

3 [略]

とする。

(委員等の報酬及び費用弁償)

第12条 委員及び監事(以下「委員等」

という。)に支給する報酬の額は、年額42万円を超えない範囲内で市長が
管理会と協議して定める額とする。

2 委員等が公務のため旅行した場合

には、当該旅行に要する費用の弁償
(次項において「費用弁償」という。)を
することができる。

3 前2項に定めるもののほか、委員

等の報酬及び費用弁償の支給につ
いては、特別職の職員で非常勤のもの
に準じて市長が管理会と協議して定
めるところによる。

第13条 [略]

第11条 [略]

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

神戸文化ホール条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第37号

神戸文化ホール条例の一部を改正する条例

神戸文化ホール条例（昭和48年4月条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">（位置）</p> <p>第2条 神戸文化ホールの位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 本館 <u>神戸市中央区雲井通5丁目1番1号</u></p> <p>(2) [略]</p> <p style="text-align: center;">（施設）</p> <p>第3条 神戸文化ホールの本館に施設として大ホール、<u>BE KOBESTAJIO</u>、リハーサル室、<u>練習室A</u>、<u>練習室B</u>、<u>ギャラリー</u>、<u>ホワイエ</u>及びロビーその他の便益施設を、練習場に</p> | <p style="text-align: center;">（位置）</p> <p>第2条 神戸文化ホールの位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 本館 <u>神戸市中央区楠町4丁目2番2号</u></p> <p>(2) [略]</p> <p style="text-align: center;">（施設）</p> <p>第3条 神戸文化ホールの本館に施設として大ホール、<u>中ホール</u>、リハーサル室、<u>多目的室</u>、<u>特別控室</u>及びロビーその他の便益施設を、練習場に施設として練習室1、練習室2、練習室3</p> |

施設として練習室1、練習室2、練習室3、練習室4、練習室5及びロビーその他の便益施設を置く。

3、練習室4、練習室5及びロビーその他の便益施設を置く。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | | | | | | 改正前 | | | | | | | |
|---|----------------------|----------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|---|--|-----------------------------------|---|----------------------|----------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|--|--|-----------------------------------|
| 別表（第7条関係） (1) 第3条の施設（ロビーその他の便益施設を除く。）の利用料金 | | | | | | | | 別表（第7条関係） (1) 大ホール、中ホール、リハーサル室、多目的室、特別控室及び練習室の利用料金 | | | | | | | |
| 施設 の 名 称 | 使用時間 使用区分 | 利用料金(単位 円) | | | | | | 施設 の 名 称 | 使用時間 使用区分 | 利用料金(単位 円) | | | | | |
| | | 午前 (午前9 時から正 午まで) | 午後 (午後1 時から午 後5時ま で) | 夜間 (午後6 時から午 後10時ま で) | 午前・午 後 (午前9 時から午 後5時ま で) | 午後・夜 間 (午後1 時から午 後10時ま で) | 終日 (午前9 時から午 後10時ま で) | | | 午前 (午前9 時から正 午まで) | 午後 (午後1 時から午 後4時30 分まで) | 夜間 (午後5 時30分か ら午後10 時まで) | 午前・午 後 (午前9 時から午 後4時30 分まで) | 午後・夜 間 (午後1 時から午 後10時ま で) | 終日 (午前9 時から午 後10時ま で) |
| 大ホ ール | 平日 | <u>77,000</u> | <u>155,000</u> | <u>215,000</u> | <u>225,000</u> | <u>341,000</u> | <u>384,000</u> | 大ホ ール | 平日 | <u>59,000</u> | <u>119,000</u> | <u>165,000</u> | <u>173,000</u> | <u>262,000</u> | <u>295,000</u> |
| | 土曜日、 日曜日及 び休日 | <u>151,000</u> | <u>225,000</u> | <u>276,000</u> | <u>351,000</u> | <u>451,000</u> | <u>501,000</u> | | 土曜日、 日曜日及 び休日 | <u>116,000</u> | <u>173,000</u> | <u>212,000</u> | <u>270,000</u> | <u>347,000</u> | <u>385,000</u> |
| B E K O B E スタ ジオ | 平日 | <u>19,000</u> | <u>38,000</u> | <u>53,000</u> | <u>56,000</u> | <u>84,000</u> | <u>95,000</u> | 中ホ ール | 平日 | <u>29,000</u> | <u>59,000</u> | <u>85,000</u> | <u>86,000</u> | <u>131,000</u> | <u>147,000</u> |
| | 土曜日、 日曜日及 び休日 | <u>28,000</u> | <u>56,000</u> | <u>78,000</u> | <u>83,000</u> | <u>124,000</u> | <u>141,000</u> | | 土曜日、 日曜日及 び休日 | <u>58,000</u> | <u>87,000</u> | <u>106,000</u> | <u>133,000</u> | <u>173,000</u> | <u>193,000</u> |
| リハ ーサ ル室 | 練習に使 用する とき。 | <u>5,200</u> | <u>10,100</u> | <u>14,200</u> | <u>14,600</u> | <u>22,400</u> | <u>25,500</u> | リハ ーサ ル室 | 練習に使 用する とき。 | <u>4,000</u> | <u>7,800</u> | <u>10,900</u> | <u>11,200</u> | <u>17,200</u> | <u>19,600</u> |
| | 練習以外 に使用 するとき。 | <u>10,300</u> | <u>20,300</u> | <u>28,300</u> | <u>29,100</u> | <u>44,600</u> | <u>51,000</u> | | 練習以外 に使用 するとき。 | <u>7,900</u> | <u>15,600</u> | <u>21,800</u> | <u>22,400</u> | <u>34,300</u> | <u>39,200</u> |

| | | |
|-------|--------------|-------------|
| 練習室 A | 練習に使用するとき。 | 1時間につき600 |
| | 練習以外に使用するとき。 | 1時間につき1,200 |
| 練習室 B | 練習に使用するとき。 | 1時間につき700 |
| | 練習以外に使用するとき。 | 1時間につき1,300 |
| 練習室 1 | 練習に使用するとき。 | 1時間につき1,800 |
| | 練習以外に使用するとき。 | 1時間につき3,500 |
| 練習室 2 | 練習に使用するとき。 | 1時間につき500 |
| | 練習以外に使用するとき。 | 1時間につき900 |
| 練習室 3 | 練習に使用するとき。 | 1時間につき400 |
| | 練習以外 | 1時間につき700 |

| | | | | | | | |
|-------|--------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 多目的室 | | 5,900 | 12,000 | 12,000 | 13,200 | 16,700 | 21,600 |
| 特別控室 | | 1,800 | 3,600 | 3,600 | 4,000 | 5,100 | 6,600 |
| 練習室 1 | 練習に使用するとき。 | 3,000 | 5,800 | 8,200 | 8,400 | 12,900 | 14,800 |
| | 練習以外に使用するとき。 | 6,000 | 11,600 | 16,400 | 16,800 | 25,800 | 29,600 |
| 練習室 2 | 練習に使用するとき。 | 1,100 | 1,500 | 2,100 | 1,900 | 3,000 | 4,000 |
| | 練習以外に使用するとき。 | 2,200 | 3,000 | 4,200 | 3,800 | 6,000 | 8,000 |
| 練習室 3 | 練習に使用するとき。 | 900 | 1,200 | 1,500 | 1,400 | 2,400 | 3,000 |
| | 練習以外 | 1,800 | 2,400 | 3,000 | 2,800 | 4,800 | 6,000 |

| | | |
|----------------------------|----------------------|-----------------------|
| | に使用する るとき。 | |
| 練習 室 4 | 練習に使 用すると き。 | 1 時間につき 600 |
| | 練習以外 に使用す るとき。 | 1 時間につき 1,300 |
| 練習 室 5 | 練習に使 用すると き。 | 1 時間につき 900 |
| | 練習以外 に使用す るとき。 | 1 時間につき 1,700 |
| ギャ ラリ ー、 ホワ イエ | 単独使用 のとき。 | 1 平方メートルあたり 1 時間につき 8 |

備考

- 1 使用者が大ホールを使用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときの利用料金の額は、この表に規定する額にそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。
 - (1) 入場者から最高額 3,000円 を超え、5,000円 以下の入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき。 200パーセント
 - (2) 入場者から最高額 5,000円 を超える入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき。 280パーセント

| | | | | | | | |
|-----------|----------------------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| | に使用する るとき。 | | | | | | |
| 練習 室 4 | 練習に使 用すると き。 | 1,400 | 2,200 | 2,700 | 2,500 | 4,100 | 5,300 |
| | 練習以外 に使用す るとき。 | 2,800 | 4,400 | 5,400 | 5,000 | 8,200 | 10,600 |
| 練習 室 5 | 練習に使 用すると き。 | 1,900 | 3,000 | 3,800 | 3,600 | 5,600 | 7,200 |
| | 練習以外 に使用す るとき。 | 3,800 | 6,000 | 7,600 | 7,200 | 11,200 | 14,400 |

備考

- 1 使用者が大ホール又は中ホールを使用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときの利用料金の額は、この表に規定する額にそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。
 - (1) 入場者から最高額 1,000円 を超え、2,000円 以下の入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき。 150パーセント
 - (2) 入場者から最高額 2,000円 を超え、5,000円 以下の入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき。 200パーセント
 - (3) 入場者から最高額 5,000円 を超える入場料金又はこれに類する金

(3)～(5) [略]

2 使用者がBE K O B Eスタジオを使用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときの利用料金の額は、この表に規定する額にそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

(1) 入場者から最高額3,000円を超える入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき。 150パーセント

(2) 営業又は宣伝を目的として使用するとき。 150パーセント

(3) 練習のため使用するとき。 60パーセント

(4) 準備、撤去その他これらに類する作業のため使用するとき。 40パーセント

3 使用者がギャラリー又はホワイエを単独使用する場合において、営業又は宣伝を目的として使用するときの利用料金の額は、この表に規定する額に280パーセントを乗じて得た額とする。

4 許可された使用時間以外の時間を使用した場合の超過利用料金の額は、30分につき、次の各号に掲げる施設の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める額とする。この場合において、30分未満の端数は、30分として計算する。

(1) 大ホール 36,000円

(2) BE K O B Eスタジオ 9,000円

(3) リハーサル室 4,000円

(4) ギャラリー又はホワイエ 1平方メートルにつき 10円

5 [略]

(2) 附属設備の利用料金

1 設備 1回につき 100,000円

員を徴収するとき。 250パーセント

(4)～(6) [略]

2 許可された使用時間以外の時間を使用した場合の超過利用料金の額は、30分につき、次の各号に掲げる施設の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める額とする。この場合において、30分未満の端数は、30分として計算する。

(1) 大ホール 28,000円

(2) 中ホール 14,000円

(3) リハーサル室 2,900円

(4) 多目的室 1,600円

(5) 特別控室 500円

3 [略]

(2) 附属設備の利用料金

1 設備 1回につき 33,000円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和10年4月1日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1号の改正規定（練習室1、練習室2、練習室3、練習室4及び練習室5の項を改める部分に限る。） 令和9年4月1日

(2) 次項の規定 公布の日

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な指定管理者の指定、許可、利用料金の收受及びその他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

神戸市立文化センター条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第38号

神戸市立文化センター条例の一部を改正する条例

第1条 神戸市立文化センター条例（昭和56年8月条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | | | | | | | | 改正前 | | | | | | | | | |
|--------------|--------------------------|-----------------|--------------------------------|--------------------------------|---|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------|--------------|--------------------------|-----------------|--------------------------------|--------------------------------|--|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------|
| 別表第1（第4条関係） | | | | | | | | | | 別表第1（第4条関係） | | | | | | | | | |
| センター | | | | | 施設 | | | | | センター | | | | | 施設 | | | | |
| [略] | | | | | [略] | | | | | [略] | | | | | [略] | | | | |
| 灘区民ホール | | | | | 大ホール 会議室 <u>多目的室</u> ロビーその他の便益施設 | | | | | 灘区民ホール | | | | | 大ホール 会議室 <u>音楽室</u> ロビーその他の便益施設 | | | | |
| [略] | | | | | [略] | | | | | [略] | | | | | [略] | | | | |
| 長田区文化センター | | | | | [略] 会議室 音楽鑑賞・会議室 講習室 美術室 多目的ホール 染色室 文化教室 和室 陶芸室 体育館 <u>トレーニング室</u> 老人談話室 青少年ホール ロビーその他の便益施設 | | | | | 長田区文化センター | | | | | [略] 会議室 音楽鑑賞・会議室 講習室 美術室 多目的ホール 染色室 文化教室 和室 陶芸室 体育館 老人談話室 青少年ホール ロビーその他の便益施設 | | | | |
| | | | | | [略] 大ホール 会議室 講習室 多目的室 料理教室 ロビーその他の便益施設 | | | | | | | | | | [略] 大ホール 会議室 講習室 多目的室 <u>和室</u> 料理教室 ロビーその他の便益施設 | | | | |
| [略] | | | | | [略] | | | | | [略] | | | | | [略] | | | | |
| 備考 [略] | | | | | | | | | | 備考 [略] | | | | | | | | | |
| 別表第2（第10条関係） | | | | | | | | | | 別表第2（第10条関係） | | | | | | | | | |
| (1) 施設の利用料金 | | | | | | | | | | (1) 施設の利用料金 | | | | | | | | | |
| ア、イ [略] | | | | | | | | | | ア、イ [略] | | | | | | | | | |
| ウ 灘区民ホール | | | | | | | | | | ウ 灘区民ホール | | | | | | | | | |
| 施設 | | | 利用料金（単位 円） | | | | | | | 施設 | | | 利用料金（単位 円） | | | | | | |
| 名称 | 面積 （単位 平方 メートル） | 定員 （単位 人） | 専用使用の場合 | | | | | | | 名称 | 面積 （単位 平方 メートル） | 定員 （単位 人） | 専用使用の場合 | | | | | | |
| | | | 午前 （午後 9時か ら正午 まで） | 午後 （午後 1時か ら午後 5時ま | 夜間 （午後 5時30 分から 午後9 | 午前・ 午後 （午前 9時か ら午後 | 午後・ 夜間 （午後 1時か ら午後 | 終日 （午前 9時か ら午後 9時ま | 時間外 の使用 1時間 につき | | | | 午前 （午後 9時か ら正午 まで） | 午後 （午後 1時か ら午後 5時ま | 夜間 （午後 5時30 分から 午後9 | 午前・ 午後 （午前 9時か ら午後 | 午後・ 夜間 （午後 1時か ら午後 | 終日 （午前 9時か ら午後 9時ま | 時間外 の使用 1時間 につき |

| | | | | | | | | | | | |
|----------|-----|-----|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|--|
| | | | | で) | 時ま | 5時ま | 9時ま | で) | | | |
| | | | | で) | で) | で) | で) | | | | |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | |
| 多 目的室 | 90 | 50 | 1時間につき | | | | | | | 1,700 | |

エ～キ [略]

ク 長田区文化センター

| 施設 | | | 利用料金 (単位 円) | | | | | | | |
|-----|--------------------------|-----------------|--------------------------------|--------------------------------------|---|---|---|--------------------------------------|-------------------|-----------------|
| 名称 | 面積 (単位 平方 メートル) | 定員 (単位 人) | 専用使用の場合 | | | | | | | 個人使 用の場 合 |
| | | | 午前 (午前 9時か ら正午 まで) | 午後 (午後 1時か ら午後 5時ま で) | 夜間 (午後 5時30 分から 午後9 時ま で) | 午前・ 午後 (午前 9時か ら午後 5時ま で) | 午後・ 夜間 (午後 1時か ら午後 9時ま で) | 終日 (午前 9時か ら午後 9時ま で) | 時間外 の使用 につき | |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| 和室 | 81 | 50 | 3,800 | 5,100 | 4,500 | 8,000 | 8,600 | 11,400 | 1,300 | |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |

備考

1 会議室にあっては大、中(面積が55平方メートルのもの)及び小(面積が36平方メートルのもの)は本館に、中(面積が101平方メートルのもの)及び小(面積が57平方メートル及び29平方メートルのもの)は別館に、講習室にあっては面積が60平方メートルのものは本館に、面積が70平方メートルのものは別館にそれぞれ置く。

2 [略]

ケ～シ [略]

| | | | | | | | | | | |
|-------------|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|
| | | | | で) | 時ま | 5時ま | 9時ま | で) | | |
| | | | | で) | で) | で) | で) | | | |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| 音 楽 室 | 35 | 10 | 1,700 | 2,200 | 1,900 | 3,500 | 3,700 | 4,900 | 600 | |

エ～キ [略]

ク 長田区文化センター

| 施設 | | | 利用料金 (単位 円) | | | | | | | |
|-----|--------------------------|-----------------|--------------------------------|--------------------------------------|---|---|---|--------------------------------------|-------------------|-----------------|
| 名称 | 面積 (単位 平方 メートル) | 定員 (単位 人) | 専用使用の場合 | | | | | | | 個人使 用の場 合 |
| | | | 午前 (午前 9時か ら正午 まで) | 午後 (午後 1時か ら午後 5時ま で) | 夜間 (午後 5時30 分から 午後9 時ま で) | 午前・ 午後 (午前 9時か ら午後 5時ま で) | 午後・ 夜間 (午後 1時か ら午後 9時ま で) | 終日 (午前 9時か ら午後 9時ま で) | 時間外 の使用 につき | |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| 和室 | 81 | 50 | 3,800 | 5,100 | 4,500 | 8,000 | 8,600 | 11,400 | 1,300 | |
| | 44 | 18 | 2,100 | 2,800 | 2,400 | 4,400 | 4,700 | 6,200 | 700 | |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |

備考

1 会議室にあっては大、中(面積が55平方メートルのもの)及び小(面積が36平方メートルのもの)は本館に、中(面積が101平方メートルのもの)及び小(面積が57平方メートル及び29平方メートルのもの)は別館に、講習室にあっては面積が60平方メートルのものは本館に、面積が70平方メートルのものは別館に、和室にあっては面積が81平方メートルのものは本館に、面積が44平方メートルのものは別館に、それぞれ置く。

2 [略]

ケ～シ [略]

第2条 神戸市立文化センター条例の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 第2条による改正後 | 第2条による改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|----|-----|-----|--------------|--------------------------|--------------------------|-----|-----|--|----|----|-----|-----|--------------|---------------------------|-----|-----|
| (名称及び位置) | (名称及び位置) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2条 センターの名称及び位置は、 次の表のとおりとする。 | 第2条 センターの名称及び位置は、 次の表のとおりとする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 25%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">神戸市立北区文化センター</td> <td style="text-align: center;">本館 神戸市北区鈴蘭台西町1丁目25番1号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">別館 神戸市北区鈴蘭台西町1丁目26番1号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | [略] | [略] | 神戸市立北区文化センター | 本館 神戸市北区鈴蘭台西町1丁目25番1号 | 別館 神戸市北区鈴蘭台西町1丁目26番1号 | [略] | [略] | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 25%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">神戸市立北区文化センター</td> <td style="text-align: center;">神戸市北区鈴蘭台西町1丁目22番1号及び26番1号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | [略] | [略] | 神戸市立北区文化センター | 神戸市北区鈴蘭台西町1丁目22番1号及び26番1号 | [略] | [略] |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 神戸市立北区文化センター | 本館 神戸市北区鈴蘭台西町1丁目25番1号 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 別館 神戸市北区鈴蘭台西町1丁目26番1号 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 神戸市立北区文化センター | 神戸市北区鈴蘭台西町1丁目22番1号及び26番1号 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (使用の許可) | (使用の許可) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第6条 施設を使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める施設については、 <u>その全部又は一部を独占</u> | 第6条 施設を使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める施設については、 <u>この限りでない。</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|---|--------------|
| <p><u>して使用しようとする者に限り、指 定管理者の許可を受けなければなら ない。</u></p> | <p>2 [略]</p> |
| <p>2 [略]</p> | <p>2 [略]</p> |

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後

第2条による改正前

別表第1（第4条関係）

| センター | 施設 | |
|----------|-----|---|
| [略] | [略] | |
| 北区文化センター | 本館 | 競技場 体育室 会議室 料理教室 和室 絵画工作室 トレーニング室 駐車場 ロビーその他の便益施設 |
| | 別館 | 大ホール 多目的ホール 音楽室 ロビーその他の便益施設 |
| [略] | [略] | |

別表第1（第4条関係）

| センター | 施設 | |
|----------|---|--|
| [略] | [略] | |
| 北区文化センター | 大ホール 会議室 多目的ホール 研修室 料理教室 和室 音楽室 トレーニング室 体育館 談話室 ロビーその他の便益施設 | |
| | [略] | |
| [略] | [略] | |

備考 北区文化センターの施設のうち、神戸市北区鈴蘭台西町1丁目22番1号に存するものは大ホール、多目的ホール及び音楽室を除いた施設であり、神戸市北区鈴蘭台西町1丁目26番1号に存するものは大ホール、多目的ホール、音楽室及びロビーその他の便益施設である。

別表第2（第10条関係）

(1) 施設の利用料金（条例第6条第1項の規定により規則で定める施設を除く。）

ア 東灘区文化センター

(ア) 専用使用の場合

| 施設名称 | 利用料金（円） | | | | | | |
|------|----------------|------------------|---------------------|---------------------|---------------------|------------------|-----------------------------------|
| | 午前（午前9時から正午まで） | 午後（午後1時から午後5時まで） | 夜間（午後5時30分から午後9時まで） | 午前・午後（午前9時から午後5時まで） | 午後・夜間（午後1時から午後9時まで） | 終日（午前9時から午後9時まで） | 時間外の使用（1時間未満の端数は、1時間として計算する。以下別表第 |
| | | | | | | | |

別表第2（第10条関係）

(1) 施設の利用料金

ア 東灘区文化センター

| 施設名称 | 面積（平方メートル） | 定員（人） | 利用料金（単位 円） | | | | | | 個人使用の場合 |
|------|------------|-------|----------------|------------------|---------------------|---------------------|---------------------|------------------|---------|
| | | | 専用使用の場合 | | | | | | |
| | | | 午前（午前9時から正午まで） | 午後（午後1時から午後5時まで） | 夜間（午後5時30分から午後9時まで） | 午前・午後（午前9時から午後5時まで） | 午後・夜間（午後1時から午後9時まで） | 終日（午前9時から午後9時まで） | |
| | | | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|------------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|----------------------------|
| | | | | | | | 2 におい て同 じ。) に つき |
| 大ホール | 32,200 | 43,000 | 37,600 | 67,600 | 72,500 | 95,800 | 10,700 |
| 会議室 1 | 1 時間につき | | | | | | 1,800 |
| 会議室 2 | 1 時間につき | | | | | | 1,250 |
| 会議室 3 | 1 時間につき | | | | | | 1,050 |
| 会議室 4 | 1 時間につき | | | | | | 900 |
| 会議室 5 | 1 時間につき | | | | | | 800 |
| 多目的ホー ル | 1 時間につき | | | | | | 3,450 |
| 料理教室 | 1 時間につき | | | | | | 2,200 |
| 和室 | 1 時間につき | | | | | | 800 |
| 衣服文化室 | 1 時間につき | | | | | | 1,250 |
| 音楽室 | 1 時間につき | | | | | | 1,600 |
| 視聴覚室 | 1 時間につき | | | | | | 1,050 |
| 美術室 | 1 時間につき | | | | | | 1,150 |
| 陶芸室 | 1 時間につき | | | | | | 1,300 |

| | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|-----|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----------------------------------|-------------------------------|
| | | | | | | | | | | して計 算する。 以下同 じ。) に つき | |
| 大 ホ ー ル | 798 | 650 | 24,800 | 33,100 | 28,900 | 52,100 | 55,800 | 73,800 | 8,300 | | |
| 会 議 室 | 大 | 98 | 48 | 4,200 | 5,600 | 4,900 | 8,800 | 9,500 | 12,500 | 1,400 | |
| | 中 | 67 | 30 | 2,900 | 3,800 | 3,400 | 6,000 | 6,500 | 8,600 | 1,000 | |
| | 小 | 56 | 20 | 2,400 | 3,200 | 2,800 | 5,000 | 5,400 | 7,100 | 800 | |
| | | 49 | 20 | 2,100 | 2,800 | 2,500 | 4,400 | 4,700 | 6,300 | 700 | |
| | 44 | 20 | 1,900 | 2,500 | 2,200 | 4,000 | 4,200 | 5,600 | 700 | | |
| 多 目 的 ホ ー ル | 中 | 112 | 60 | 4,800 | 6,400 | 5,600 | 10,100 | 10,800 | 14,300 | 1,600 | 1 人 1 時間 につ き 150 |
| | 小 | 73 | 40 | 3,100 | 4,200 | 3,700 | 6,600 | 7,000 | 9,300 | 1,100 | 1 人 1 時間 につ き 150 |
| 料 理 教 室 | 91 | 36 | 5,100 | 6,800 | 5,900 | 10,700 | 11,400 | 15,100 | 1,700 | | |
| 和 室 | 40 | 20 | 1,900 | 2,500 | 2,200 | 4,000 | 4,200 | 5,600 | 700 | 1 人 1 時間 につ き 150 | |

| | | | | | | | | | | |
|-------|----|----|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-----------------|
| 衣服文化室 | 60 | 24 | 2,800 | 3,800 | 3,300 | 5,900 | 6,400 | 8,400 | 1,000 | 1人1時間につき 150 |
| | | | 2,600 | 3,400 | 3,000 | 5,400 | 5,800 | 7,700 | 900 | |
| 音楽室 | 77 | 25 | 3,600 | 4,800 | 4,200 | 7,600 | 8,200 | 10,800 | 1,200 | |
| 視聴覚室 | 51 | 20 | 2,400 | 3,200 | 2,800 | 5,100 | 5,400 | 7,200 | 800 | |
| 美術室 | 57 | 24 | 2,700 | 3,600 | 3,100 | 5,600 | 6,100 | 8,000 | 900 | 1人1時間につき 150 |
| 陶芸室 | 64 | 24 | 3,000 | 4,000 | 3,500 | 6,300 | 6,800 | 9,000 | 1,000 | 1人1時間につき 150 |

備考 衣服文化室の利用料金については、洋裁、和裁又は着付けのために使用する場合は上段に掲げる金額を、それ以外の目的のために使用する場合は下段に掲げる金額を適用する。

(イ) 個人使用の場合

| 施設名称 | 利用料金 (円) | |
|--------|----------|-----|
| 多目的ホール | 1時間につき | 200 |
| 和室 | | 200 |
| 衣服文化室 | | 200 |
| 美術室 | | 200 |

| | |
|-----|-----|
| 陶芸室 | 200 |
|-----|-----|

イ 灘区文化センター

(ア) 専用使用の場合

| 施設名称 | 利用料金（円） | | | | | | | |
|-------|----------------------------|--|-------------------------------------|---|---|----------------------------------|---|-------|
| | 午前 （午前 9時から 正午まで） | 午後 （午後 1時から 午後5時 まで） | 夜間 （午後 5時30分 から午後 9時まで） | 午前・ 午後 （午前 9時から 午後5時 まで） | 午後・ 夜間 （午後 1時から 午後9時 まで） | 終日 （午前 9時から 午後9時 まで） | 時間外 の使用 （1時 間未 満の 端数 は、1 時間 とし て計 算す る。以 下同 じ。） につき | |
| 大会議室 | 1時間につき 2,500 | | | | | | | |
| 中会議室 | 1時間につき 1,700 | | | | | | | |
| 会議室 1 | 1時間につき 850 | | | | | | | |
| 会議室 2 | 1時間につき 750 | | | | | | | |
| 会議室 3 | 1時間につき 650 | | | | | | | |
| 会議室 4 | 1時間につき 650 | | | | | | | |
| 料理教室 | 1時間につき 3,500 | | | | | | | |
| 美術室 | 1時間につき 2,250 | | | | | | | |
| 工芸室 | 1時間につき 1,500 | | | | | | | |
| 服飾室 | 1時間につき 1,850 | | | | | | | |
| 音楽室 | 1時間につき 2,050 | | | | | | | |
| 陶芸室 | 1時間につき 2,450 | | | | | | | |
| 和室 1 | 1時間につき 1,300 | | | | | | | |
| 和室 2 | 1時間につき 1,300 | | | | | | | |
| 伝承芸能室 | 1時間につき 1,000 | | | | | | | |
| 体育館 | 全面 | 5,200 | 7,000 | 6,100 | 10,900 | 11,700 | 15,500 | 1,700 |
| | バドミントンコート | 1面2時間につき（2時間未満の端数は、2時間として計算する。以下別表第2において同じ。） | | | | | | 900 |

イ 灘区文化センター

| 施設 | | | 利用料金（単位 円） | | | | | | | |
|------------------|----------------------------------|---------------------|----------------------------|----------------------------------|-------------------------------------|---|---|----------------------------------|---|--|
| 名称 | 面積 （単 位 平方 メー トル） | 定員 （単 位 人） | 専用使用の場合 | | | | | | | 個人使用 の場合 （1時 間未 満の 端数 は、1 時間 とし て計 算す る。以 下同 じ。） につき |
| | | | 午前 （午前 9時から 正午まで） | 午後 （午後 1時から 午後5時 まで） | 夜間 （午後 5時30分 から午後 9時まで） | 午前・ 午後 （午前 9時から 午後5時 まで） | 午後・ 夜間 （午後 1時から 午後9時 まで） | 終日 （午前 9時から 午後9時 まで） | 時間外 の使用 （1時 間未 満の 端数 は、1 時間 とし て計 算す る。以 下同 じ。） につき | |
| 会 議 室 | 大 | 270 | 200 | 5,800 | 7,800 | 6,800 | 12,200 | 13,100 | 17,400 | 2,000 |
| | 中 | 91 | 48 | 3,900 | 5,200 | 4,600 | 8,200 | 8,800 | 11,600 | 1,300 |
| | 小 | 45 | 24 | 1,900 | 2,600 | 2,300 | 4,100 | 4,300 | 5,700 | 700 |
| | | 40 | 18 | 1,700 | 2,300 | 2,000 | 3,600 | 3,900 | 5,100 | 600 |
| | | 34 | 14 | 1,500 | 1,900 | 1,700 | 3,100 | 3,300 | 4,300 | 500 |
| | | | 18 | | | | | | | |
| 料 理 教 室 | 144 | 48 | 8,000 | 10,700 | 9,400 | 16,900 | 18,100 | 23,900 | 2,700 | |
| 美 術 室 | 110 | 30 | 5,200 | 6,900 | 6,100 | 10,900 | 11,700 | 15,400 | 1,800 | 1人1時 間につき |

| | |
|-----|--------------|
| 卓球台 | 1面2時間につき 400 |
|-----|--------------|

| | | | | | | | | | | |
|----------------------------|-----|----|--------------|-------|-------|--------|--------|--------|-------|---|
| | | | | | | | | | | 150 |
| 工芸室 | 73 | 30 | 3,400 | 4,600 | 4,000 | 7,200 | 7,800 | 10,200 | 1,200 | 1人1時間につき 150 |
| 服飾室 | 91 | 36 | 4,300 | 5,700 | 5,000 | 9,000 | 9,700 | 12,800 | 1,500 | |
| 音楽室 | 100 | 40 | 4,700 | 6,300 | 5,500 | 9,900 | 10,600 | 14,000 | 1,600 | |
| 陶芸室 | 121 | 40 | 5,700 | 7,600 | 6,700 | 12,000 | 12,800 | 17,000 | 1,900 | 1人3時間(3時間未満の端数は、3時間として計算する。以下同じ。)につき 450 |
| 和室 | 63 | 30 | 3,000 | 4,000 | 3,500 | 6,200 | 6,700 | 8,800 | 1,000 | |
| 伝承芸能室 | 50 | 24 | 2,400 | 3,100 | 2,800 | 5,000 | 5,300 | 7,000 | 800 | |
| 体全面 | 530 | | 3,900 | 5,200 | 4,600 | 8,200 | 8,800 | 11,600 | 1,300 | |
| 育バド 館ミン ト コー ト | | | 1面2時間につき 700 | | | | | | | |
| 卓球台 | | | 1台2時間につき 300 | | | | | | | |

(イ) 個人使用の場合

| | |
|------|---------|
| 施設名称 | 利用料金(円) |
|------|---------|

| | | |
|-----|---------------------------------|-----|
| 美術室 | 1人1時間につき | 200 |
| 工芸室 | | 200 |
| 陶芸室 | 1人3時間につき(3時間未満の端数は、3時間として計算する。) | 600 |

ウ 灘区民ホール

| 施設名称 | 利用料金(円) | | | | | | |
|------|----------------|------------------|---------------------|---------------------|---------------------|------------------|--------------|
| | 午前(午前9時から正午まで) | 午後(午後1時から午後5時まで) | 夜間(午後5時30分から午後9時まで) | 午前・午後(午前9時から午後5時まで) | 午後・夜間(午後1時から午後9時まで) | 終日(午前9時から午後9時まで) | 時間外の使用1時間につき |
| 大ホール | 31,600 | 42,100 | 36,800 | 66,300 | 71,000 | 93,900 | 10,500 |
| 会議室1 | 1時間につき | | | | | | 950 |
| 会議室2 | 1時間につき | | | | | | 900 |
| 多目的室 | 1時間につき | | | | | | 1,700 |

エ 中央区文化センター

| 施設名称 | 利用料金(円) |
|--------|---------|
| 多目的ルーム | 5,150 |
| 中会議室1 | 1,750 |
| 中会議室2 | 1,500 |
| 中会議室3 | 1,400 |
| 中会議室4 | 1,400 |
| 中会議室5 | 1,400 |

ウ 灘区民ホール

| 施設 | | | 利用料金(単位 円) | | | | | | |
|------|---------------|----------|----------------|------------------|---------------------|---------------------|---------------------|------------------|--------------|
| 名称 | 面積(単位 平方メートル) | 定員(単位 人) | 専用使用の場合 | | | | | | |
| | | | 午前(午前9時から正午まで) | 午後(午後1時から午後5時まで) | 夜間(午後5時30分から午後9時まで) | 午前・午後(午前9時から午後5時まで) | 午後・夜間(午後1時から午後9時まで) | 終日(午前9時から午後9時まで) | 時間外の使用1時間につき |
| 大ホール | 628 | 500 | 24,300 | 32,400 | 28,400 | 51,100 | 54,700 | 72,400 | 8,100 |
| 会議室 | 52 | 20 | 2,200 | 3,000 | 2,600 | 4,700 | 5,000 | 6,600 | 800 |
| | 49 | 20 | 2,100 | 2,800 | 2,500 | 4,400 | 4,700 | 6,300 | 700 |
| 多目的室 | 90 | 50 | 1時間につき 1,700 | | | | | | |

エ 中央区文化センター

| 施設 | | | 利用料金(単位 円) | | | | | | |
|------|---------------|----------|--------------|----------------|-------------------|----------------|----------------|----------------|-----------|
| 名称 | 面積(単位 平方メートル) | 定員(単位 人) | 午前 | 午後 | 夜間 | 午前・午後 | 午後・夜間 | 終日 | 時間外 |
| | | | (午前9時から正午まで) | (午後1時から午後5時まで) | (午後5時30分から午後9時まで) | (午前9時から午後5時まで) | (午後1時から午後9時まで) | (午前9時から午後9時まで) | の使用1時間につき |
| 多目的室 | 90 | 50 | 2,100 | 2,800 | 2,500 | 4,400 | 4,700 | 6,300 | 700 |

| | |
|----------|-------|
| 中会議室 6 | 1,300 |
| 中会議室 7 | 1,200 |
| 会議室 1 | 1,000 |
| 会議室 2 | 1,000 |
| 会議室 3 | 950 |
| 会議室 4 | 850 |
| 会議室 5 | 850 |
| 会議室 6 | 800 |
| 会議室 7 | 750 |
| 会議室 8 | 750 |
| 会議室 9 | 700 |
| 会議室 10 | 700 |
| 会議室 11 | 650 |
| 会議室 12 | 650 |
| 会議室 13 | 600 |
| 特別会議室 | 1,150 |
| スタジオ | 3,000 |
| クッキングルーム | 2,400 |
| 和室 | 1,100 |
| 服飾室 | 1,400 |
| 音楽室 1 | 1,650 |
| 音楽室 2 | 1,050 |
| 美術室 | 1,700 |
| 陶芸室 | 2,100 |

| | | | | | | | | | | | |
|--------|----|-----|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 多目的ルーム | | 276 | 264 | 11,800 | 15,800 | 13,800 | 24,900 | 26,600 | 35,200 | 3,900 | |
| 会議室 | 大 | 1 | 164 | 93 | 7,000 | 9,400 | 8,200 | 14,800 | 15,800 | 20,900 | 2,300 |
| | | 2 | 129 | 63 | 5,500 | 7,400 | 6,500 | 11,600 | 12,500 | 16,500 | 1,800 |
| | 中 | 1 | 95 | 57 | 4,100 | 5,400 | 4,800 | 8,600 | 9,200 | 12,100 | 1,400 |
| | | 2 | 80 | 36 | 3,400 | 4,600 | 4,000 | 7,200 | 7,700 | 10,200 | 1,100 |
| | | 3 | 76 | 36 | 3,300 | 4,300 | 3,800 | 6,800 | 7,300 | 9,700 | 1,100 |
| | | 4 | 76 | 36 | 3,300 | 4,300 | 3,800 | 6,800 | 7,300 | 9,700 | 1,100 |
| | | 5 | 76 | 30 | 3,300 | 4,300 | 3,800 | 6,800 | 7,300 | 9,700 | 1,100 |
| | | 6 | 69 | 36 | 3,000 | 3,900 | 3,500 | 6,200 | 6,700 | 8,800 | 1,000 |
| | | 7 | 67 | 49 | 2,900 | 3,800 | 3,400 | 6,000 | 6,500 | 8,600 | 1,000 |
| | | 8 | 65 | 36 | 2,800 | 3,700 | 3,300 | 5,900 | 6,300 | 8,300 | 900 |
| | 小 | 1 | 53 | 27 | 2,300 | 3,000 | 2,700 | 4,800 | 5,100 | 6,800 | 800 |
| | | 2 | 53 | 24 | 2,300 | 3,000 | 2,700 | 4,800 | 5,100 | 6,800 | 800 |
| | | 3 | 51 | 24 | 2,200 | 2,900 | 2,600 | 4,600 | 4,900 | 6,500 | 700 |
| 4 | | 46 | 24 | 2,000 | 2,600 | 2,300 | 4,100 | 4,400 | 5,900 | 700 | |
| 5 | | 46 | 24 | 2,000 | 2,600 | 2,300 | 4,100 | 4,400 | 5,900 | 700 | |
| 特別会議室 | 6 | 42 | 24 | 1,800 | 2,400 | 2,100 | 3,800 | 4,100 | 5,400 | 600 | |
| | 7 | 40 | 20 | 1,700 | 2,300 | 2,000 | 3,600 | 3,900 | 5,100 | 600 | |
| | 8 | 40 | 20 | 1,700 | 2,300 | 2,000 | 3,600 | 3,900 | 5,100 | 600 | |
| | 9 | 38 | 20 | 1,600 | 2,200 | 1,900 | 3,400 | 3,700 | 4,900 | 500 | |
| | 10 | 38 | 20 | 1,600 | 2,200 | 1,900 | 3,400 | 3,700 | 4,900 | 500 | |
| | 11 | 35 | 20 | 1,500 | 2,000 | 1,800 | 3,200 | 3,400 | 4,500 | 500 | |
| | 12 | 35 | 16 | 1,500 | 2,000 | 1,800 | 3,200 | 3,400 | 4,500 | 500 | |
| | 13 | 32 | 16 | 1,400 | 1,800 | 1,600 | 2,900 | 3,100 | 4,100 | 500 | |

| | | | | | | | | | |
|---------------|-----|-----|-------|-------|-------|--------|--------|--------|-------|
| スタジオ | 162 | 100 | 6,900 | 9,300 | 8,100 | 14,600 | 15,600 | 20,700 | 2,300 |
| クッキング グループ | 100 | 42 | 5,600 | 7,400 | 6,500 | 11,700 | 12,500 | 16,600 | 1,900 |
| 和室 | 53 | 28 | 2,500 | 3,300 | 2,900 | 5,300 | 5,600 | 7,400 | 800 |
| 服飾室 | 69 | 37 | 3,300 | 4,300 | 3,800 | 6,800 | 7,300 | 9,700 | 1,100 |
| | | | 3,000 | 3,900 | 3,500 | 6,200 | 6,700 | 8,800 | 1,000 |
| 音楽 室 | 81 | 30 | 3,800 | 5,100 | 4,500 | 8,000 | 8,600 | 11,400 | 1,300 |
| | | | 2 | 52 | 25 | 2,500 | 3,300 | 2,900 | 5,200 |
| 美術室 | 83 | 40 | 3,900 | 5,200 | 4,600 | 8,200 | 8,800 | 11,700 | 1,300 |
| 陶芸室 | 102 | 38 | 4,800 | 6,400 | 5,600 | 10,100 | 10,800 | 14,300 | 1,600 |

備考

1 服飾室の利用料金については、洋裁、和裁又は着付けのために使用する場合は上段に掲げる金額を、それ以外の目的のために使用する場合は下段に掲げる金額を適用する。

2 大会議室1は中会議室1及び6を、大会議室2は中会議室3及び小会議室1を1室として使用するときをいう。

オ 兵庫区文化センター

(ア) 専用使用の場合

| 施設名称 | 利用料金（円） | | | | | | |
|-------|----------------|------------------|---------------------|---------------------|---------------------|------------------|----------------|
| | 午前（午前9時から正午まで） | 午後（午後1時から午後5時まで） | 夜間（午後5時30分から午後9時まで） | 午前・午後（午前9時から午後5時まで） | 午後・夜間（午後1時から午後9時まで） | 終日（午前9時から午後9時まで） | 時間外の使用（1時間につき） |
| 大会議室1 | 1時間につき | | | | | | 1,650 |
| 大会議室2 | 1時間につき | | | | | | 1,650 |
| 中会議室 | 1時間につき | | | | | | 1,150 |
| 会議室1 | 1時間につき | | | | | | 850 |
| 会議室2 | 1時間につき | | | | | | 850 |

オ 兵庫区文化センター

| 施設名称 | 面積（平方メートル） | 定員（人） | 利用料金（単位 円） | | | | | | | 個人使用の場合 |
|------|------------|-------|----------------|------------------|---------------------|---------------------|---------------------|------------------|----------------|---------|
| | | | 専用使用の場合 | | | | | | | |
| 名称 | 面積 | 定員 | 午前（午前9時から正午まで） | 午後（午後1時から午後5時まで） | 夜間（午後5時30分から午後9時まで） | 午前・午後（午前9時から午後5時まで） | 午後・夜間（午後1時から午後9時まで） | 終日（午前9時から午後9時まで） | 時間外の使用（1時間につき） | |
| 会議室大 | 90 | 54 | 3,900 | 5,100 | 4,500 | 8,100 | 8,700 | 11,500 | 1,300 | |
| 会議室中 | 61 | 45 | 2,600 | 3,500 | 3,100 | 5,500 | 5,900 | 7,800 | 900 | |

| | | | | | | | | |
|-------|-----------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 会議室 3 | 1時間につき | 850 | | | | | | |
| 会議室 4 | 1時間につき | 850 | | | | | | |
| 会議室 5 | 1時間につき | 850 | | | | | | |
| 会議室 6 | 1時間につき | 700 | | | | | | |
| 特別会議室 | 1時間につき | 1,050 | | | | | | |
| 料理教室 | 1時間につき | 2,750 | | | | | | |
| 講習室 | 1時間につき | 2,050 | | | | | | |
| 美術室 | 1時間につき | 2,150 | | | | | | |
| 日曜大工室 | 1時間につき | 1,800 | | | | | | |
| 服飾室 | 1時間につき | 1,600 | | | | | | |
| 音楽練習室 | 1時間につき | 2,250 | | | | | | |
| 体育館 | 全面 | 10,800 | 14,400 | 12,600 | 22,600 | 24,300 | 32,100 | 3,600 |
| | | 21,600 | 28,800 | 25,200 | 45,200 | 48,600 | 64,200 | 7,200 |
| | 半面 | 4,900 | 6,600 | 5,800 | 10,300 | 11,100 | 14,700 | 1,600 |
| | バドミントンコート | 1面2時間につき | | | | | | 900 |
| | 卓球台 | 1面2時間につき | | | | | | 400 |

| | | | | | | | | | | |
|-----------|-----|-------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------------|
| 小 | 45 | 26 | 1,900 | 2,600 | 2,300 | 4,100 | 4,300 | 5,700 | 700 | |
| | 42 | 27 | 1,800 | 2,400 | 2,100 | 3,800 | 4,100 | 5,400 | 600 | |
| | 39 | 15 | 1,700 | 2,200 | 2,000 | 3,500 | 3,800 | 5,000 | 600 | |
| 特別会議室 | 52 | 21 | 2,500 | 3,300 | 2,900 | 5,200 | 5,500 | 7,300 | 900 | |
| 料理教室 | 114 | 48 | 6,400 | 8,500 | 7,400 | 13,400 | 14,300 | 18,900 | 2,200 | |
| 講習室 | 109 | 72 | 4,700 | 6,200 | 5,500 | 9,800 | 10,500 | 13,900 | 1,600 | |
| 美術室 | 105 | 40 | 5,000 | 6,600 | 5,800 | 10,400 | 11,100 | 14,700 | 1,700 | 1人1時間につき150 |
| 日曜大工室 | 87 | 39 | 4,100 | 5,500 | 4,800 | 8,600 | 9,200 | 12,200 | 1,400 | 1人1時間につき150 |
| 服飾室 | 77 | 42 | 3,600 | 4,800 | 4,200 | 7,600 | 8,200 | 10,800 | 1,200 | |
| 音楽練習室 | 110 | 40 | 5,200 | 6,900 | 6,100 | 10,900 | 11,700 | 15,400 | 1,800 | |
| 体育館 | 全面 | 1,086 | | 7,800 | 10,400 | 9,200 | 16,400 | 17,600 | 23,200 | 2,600 |
| | | | | 15,600 | 20,800 | 18,400 | 32,800 | 35,200 | 46,400 | 5,200 |
| | 半面 | 500 | | 3,900 | 5,200 | 4,600 | 8,200 | 8,800 | 11,600 | 1,300 |
| バドミントンコート | | | 1面2時間につき | | | | | | 700 | |

備考 [略]

(イ) 個人使用の場合

| 施設名称 | 利用料金 (円) | |
|-------|----------|-----|
| 美術室 | 1人1時間につき | 200 |
| 日曜大工室 | | 200 |

カ 北区文化センター

(ア) 専用使用の場合 (駐車場を除く。)

| 施設名称 | 利用料金 (円) | | | | | | | |
|-------|-----------------|-------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-------------------|--------|--------|
| | 午前 (午前9時から正午まで) | 午後 (午後1時から午後5時まで) | 夜間 (午後5時30分から午後9時まで) | 午前・午後 (午前9時から午後5時まで) | 午後・夜間 (午後1時から午後9時まで) | 終日 (午前9時から午後9時まで) | 時間外の使用 | 時間外の使用 |
| 競技場 | 全面 | 9,100 | 12,200 | 10,700 | 19,100 | 20,600 | 27,200 | 3,000 |
| | 半面 | 4,500 | 6,100 | 5,300 | 9,500 | 10,200 | 13,500 | 1,500 |
| 体育室 | 2,300 | 3,100 | 2,700 | 4,800 | 5,200 | 6,800 | 700 | |
| 会議室 1 | 1時間につき 1,050 | | | | | | | |
| 会議室 2 | 1時間につき 950 | | | | | | | |
| 会議室 3 | 1時間につき 850 | | | | | | | |
| 会議室 4 | 1時間につき 650 | | | | | | | |
| 会議室 5 | 1時間につき 650 | | | | | | | |
| 料理教室 | 1時間につき 2,350 | | | | | | | |
| 和室 | 1時間につき 1,300 | | | | | | | |

| | | | |
|-----|----|--------|-----|
| 卓球台 | 1台 | 2時間につき | 300 |
|-----|----|--------|-----|

備考 [略]

カ 北区文化センター

| 施設名称 | 面積 (単位: 平方メートル) | 定員 (単位: 人) | 専用使用の場合 | | | | | | | 個人使用の場合 |
|------|-----------------|------------|-----------------|-------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-------------------|--------|---------|
| | | | 午前 (午前9時から正午まで) | 午後 (午後1時から午後5時まで) | 夜間 (午後5時30分から午後9時まで) | 午前・午後 (午前9時から午後5時まで) | 午後・夜間 (午後1時から午後9時まで) | 終日 (午前9時から午後9時まで) | 時間外の使用 | |
| 大ホール | 756 | 504 | 22,800 | 30,400 | 26,600 | 47,800 | 51,300 | 67,800 | 7,600 | |
| 会議室 | 中 | 48 | 30 | 1,000 | 1,700 | 2,000 | 2,400 | 3,300 | 3,900 | 400 |
| | 小 | 30 | 15 | 800 | 1,500 | 1,400 | 2,100 | 2,700 | 3,200 | 300 |

| | | | | | | | |
|--------|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 絵画工作室 | 1時間につき 1,950 | | | | | | |
| 大ホール | 29,600 | 39,400 | 34,500 | 62,100 | 66,500 | 87,900 | 9,800 |
| 多目的ホール | 1時間につき 2,350 | | | | | | |
| 音楽室 | 1時間につき 1,400 | | | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|---------|-----|----|-------|-------|-------|--------|--------|--------|-------|------------------------------|
| 多目的ホール | 127 | 70 | 5,400 | 7,300 | 6,400 | 11,400 | 12,300 | 16,200 | 1,800 | 1人1時間につき150 |
| 研修室 | 45 | 45 | 1,000 | 1,600 | 2,000 | 2,400 | 3,300 | 4,000 | 400 | |
| 料理教室 | 60 | 24 | 2,500 | 3,700 | 3,600 | 5,500 | 6,500 | 8,400 | 900 | |
| 和室 | 30 | 15 | 800 | 1,500 | 1,500 | 2,100 | 2,700 | 3,300 | 300 | 1人1時間につき150 |
| 音楽室 | 68 | 20 | 3,200 | 4,300 | 3,700 | 6,700 | 7,200 | 9,500 | 1,100 | |
| トレーニング室 | 72 | | | | | | | | | 1人2時間につき300 |
| 体育競技館 | 540 | | 4,200 | 5,000 | 4,900 | 8,500 | 9,000 | 12,000 | 1,400 | 1人2時間につき150 (児童及び生徒は、100) |
| 体育室 | 240 | | 1,700 | 2,000 | 1,900 | 3,300 | 3,600 | 4,900 | 600 | 1人2時間につき300 (児童及び生徒は、) |

| 施設名称 | 利用料金（円） | | | | | | |
|----------|----------------|------------------|---------------------|---------------------|---------------------|------------------|--------------|
| | 午前（午前9時から正午まで） | 午後（午後1時から午後5時まで） | 夜間（午後5時30分から午後9時まで） | 午前・午後（午前9時から午後5時まで） | 午後・夜間（午後1時から午後9時まで） | 終日（午前9時から午後9時まで） | 時間外の使用1時間につき |
| 大ホール | 28,600 | 38,100 | 33,300 | 60,000 | 64,200 | 85,000 | 9,500 |
| 会議室 1 | 1時間につき 750 | | | | | | |
| 会議室 2 | 1時間につき 650 | | | | | | |
| 会議室 3 | 1時間につき 750 | | | | | | |
| 会議室 4 | 1時間につき 1,100 | | | | | | |
| 会議室 5 | 1時間につき 700 | | | | | | |
| 多目的ホール 1 | 1時間につき 2,450 | | | | | | |
| 多目的ホール 2 | 1時間につき 1,250 | | | | | | |
| 和室 1 | 1時間につき 800 | | | | | | |
| 和室 2 | 1時間につき 750 | | | | | | |
| 音楽室 1 | 1時間につき 1,000 | | | | | | |
| 音楽室 2 | 1時間につき 800 | | | | | | |
| 美術室 | 1時間につき 650 | | | | | | |
| 陶芸室 | 1時間につき 1,550 | | | | | | |

| 施設名称 | 面積（単位：平方メートル） | 定員（単位：人） | 利用料金（単位：円） | | | | | | | 個人使用の場合 | |
|--------|---------------|----------|----------------|------------------|---------------------|---------------------|---------------------|------------------|--------------|---------|-------------|
| | | | 専用使用の場合 | | | | | | | | |
| | | | 午前（午前9時から正午まで） | 午後（午後1時から午後5時まで） | 夜間（午後5時30分から午後9時まで） | 午前・午後（午前9時から午後5時まで） | 午後・夜間（午後1時から午後9時まで） | 終日（午前9時から午後9時まで） | 時間外の使用1時間につき | | |
| 大ホール | 731 | 498 | 22,000 | 29,400 | 25,700 | 46,300 | 49,600 | 65,600 | 7,300 | | |
| 会議室 | 1 | 41 | 20 | 1,800 | 2,300 | 2,100 | 3,700 | 4,000 | 5,200 | 600 | |
| | 2 | 35 | 18 | 1,500 | 2,000 | 1,800 | 3,200 | 3,400 | 4,500 | 500 | |
| | 3 | 40 | 20 | 1,700 | 2,300 | 2,000 | 3,600 | 3,900 | 5,100 | 600 | |
| | 4 | 58 | 29 | 2,500 | 3,300 | 2,900 | 5,200 | 5,600 | 7,400 | 800 | |
| | 5 | 39 | 20 | 1,700 | 2,200 | 2,000 | 3,500 | 3,800 | 5,000 | 600 | |
| 多目的ホール | 1 | 131 | 133 | 5,600 | 7,500 | 6,600 | 11,800 | 12,600 | 16,700 | 1,900 | 1人1時間につき150 |
| | 2 | 66 | 68 | 2,800 | 3,800 | 3,300 | 5,900 | 6,400 | 8,400 | 900 | 1人1時間につき150 |
| 和室 | 1 | 39 | 19 | 1,800 | 2,500 | 2,100 | 3,900 | 4,100 | 5,500 | 600 | 1人1時間につき150 |
| | 2 | 36 | 18 | 1,700 | 2,300 | 2,000 | 3,600 | 3,800 | 5,100 | 600 | 1人1時間につき |

| | | | | | | | | | | | | |
|------------------|---|----|----|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-----------------------------|-----------|
| | | | | | | | | | | | | つき 150 |
| 音 楽 室 | 1 | 49 | 14 | 2,300 | 3,100 | 2,700 | 4,900 | 5,200 | 6,900 | 800 | | |
| | 2 | 40 | 11 | 1,900 | 2,500 | 2,200 | 4,000 | 4,200 | 5,600 | 600 | | |
| 美 術 室 | | 32 | 13 | 1,500 | 2,000 | 1,800 | 3,200 | 3,400 | 4,500 | 500 | 1人1 時間 につ き 150 | |
| 陶 工 芸 室 | | 76 | 37 | 3,600 | 4,800 | 4,200 | 7,500 | 8,100 | 10,700 | 1,200 | 1人1 時間 につ き 150 | |

(イ) 個人使用の場合

| 施設名称 | 利用料金 (円) | |
|---------|----------|-----|
| 多目的ホール1 | 1人1時間につき | 200 |
| 多目的ホール2 | | 200 |
| 和室1 | | 200 |
| 和室2 | | 200 |
| 美術室 | | 200 |
| 陶工芸室 | | 200 |

(ウ) 駐車場の利用料金 [略]

ク 長田区文化センター

(ア) 専用使用の場合

| 施設名称 | 利用料金 (円) | | | | | | | |
|------|-----------------|-------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-------------------|-----|--------|
| | 午前 (午前9時から正午まで) | 午後 (午後1時から午後5時まで) | 夜間 (午後5時30分から午後9時まで) | 午前・午後 (午前9時から午後5時まで) | 午後・夜間 (午後1時から午後9時まで) | 終日 (午前9時から午後9時まで) | 時間外 | の使用 |
| | | | | | | | | 1時間につき |

(イ) 駐車場の利用料金 [略]

ク 長田区文化センター

| 施設 | | | 利用料金 (単位 円) | | | | | | | | | |
|----|-------------|-----------|-------------|-------------|----------------|------------------|------------------|---------------|----------|---------|--|--|
| 名称 | 面積 (単位 平方人) | 定員 (単位 人) | 専用使用の場合 | | | | | | | 個人使用の場合 | | |
| | | | 午前 (午前9時から) | 午後 (午後1時から) | 夜間 (午後5時30分から) | 午前・午後 (午前9時から午後) | 午後・夜間 (午後1時から午後) | 終日 (午前9時から午後) | 時間外 (午前) | | | |
| | | | | | | | | | | | | |

| | | | で) | まで) | まで) | | | |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 大ホール | 32,300 | 43,100 | 37,700 | 67,800 | 72,700 | 96,100 | 10,700 | |
| 大会議室 | 1時間につき | | | | | | 7,150 | |
| 中会議室 1 | 1時間につき | | | | | | 1,900 | |
| 中会議室 2 | 1時間につき | | | | | | 1,000 | |
| 中会議室 3 | 1時間につき | | | | | | 1,000 | |
| 中会議室 4 | 1時間につき | | | | | | 1,000 | |
| 中会議室 5 | 1時間につき | | | | | | 1,000 | |
| 会議室 1 | 1時間につき | | | | | | 1,050 | |
| 会議室 2 | 1時間につき | | | | | | 650 | |
| 会議室 3 | 1時間につき | | | | | | 550 | |
| 音楽鑑賞・ 会議室 | 1時間につき | | | | | | 750 | |
| 講習室 1 | 1時間につき | | | | | | 1,450 | |
| 講習室 2 | 1時間につき | | | | | | 1,100 | |
| 講習室 3 | 1時間につき | | | | | | 1,100 | |
| 講習室 4 | 1時間につき | | | | | | 1,100 | |
| 美術室 | 1時間につき | | | | | | 2,000 | |
| 多目的ホー ル | 1時間につき | | | | | | 1,550 | |
| 多目的室 | 1時間につき | | | | | | 2,150 | |
| 染色室 | 1時間につき | | | | | | 1,750 | |
| 文化教室 | 1時間につき | | | | | | 1,600 | |
| 和室 | 1時間につき | | | | | | 1,650 | |
| 陶芸室 | 1時間につき | | | | | | 1,750 | |
| 料理教室 | 1時間につき | | | | | | 2,300 | |
| 体育館 | 全面 | 9,900 | 13,200 | 11,600 | 20,700 | 22,300 | 29,400 | 3,300 |
| | | 19,800 | 26,400 | 23,200 | 41,400 | 44,600 | 58,800 | 6,600 |
| | 半面 | 4,900 | 6,600 | 5,800 | 10,300 | 11,100 | 14,700 | 1,600 |

| | メー トル) | | ら正午 まで) | ら午後 5時ま で) | 分から 午後9 時ま で) | 9時か ら午後 5時ま で) | 1時か ら午後 9時ま で) | ら午後 9時ま で) | につき | |
|--------------------------------------|-----------|-----|------------|------------------|------------------------|-------------------------|-------------------------|------------------|--------|---------------------|
| 大ホ ール | 580 | 414 | 24,900 | 33,200 | 29,000 | 52,300 | 56,000 | 74,000 | 8,300 | |
| 会 議 室 | 大 | 384 | 400 | 16,500 | 22,000 | 19,200 | 34,600 | 37,100 | 49,000 | 5,500 |
| | 中 | 101 | 70 | 4,300 | 5,800 | 5,100 | 9,100 | 9,700 | 12,900 | 1,500 |
| | | 55 | 30 | 2,400 | 3,100 | 2,800 | 5,000 | 5,300 | 7,000 | 800 |
| | 小 | 57 | 24 | 2,400 | 3,300 | 2,900 | 5,100 | 5,500 | 7,300 | 800 |
| 音 楽 鑑 賞 ・ 会 議 室 | | 36 | 24 | 1,500 | 2,100 | 1,800 | 3,200 | 3,500 | 4,600 | 500 |
| | | 29 | 18 | 1,200 | 1,700 | 1,500 | 2,600 | 2,800 | 3,700 | 400 |
| | | 36 | 20 | 1,700 | 2,300 | 2,000 | 3,600 | 3,800 | 5,100 | 600 |
| 講 習 室 | | 70 | 54 | 3,300 | 4,400 | 3,900 | 6,900 | 7,400 | 9,800 | 1,100 |
| | | 60 | 42 | 2,600 | 3,400 | 3,000 | 5,400 | 5,800 | 7,700 | 900 |
| 美 術 室 | | | 36 | | | | | | | 150 |
| | | | 24 | | | | | | | |
| 美 術 室 | 97 | 45 | 4,600 | 6,100 | 5,300 | 9,600 | 10,300 | 13,600 | 1,600 | 1人1時 間につき 150 |
| 多 目 的 ホ ール | 76 | 45 | 3,600 | 4,800 | 4,200 | 7,500 | 8,100 | 10,700 | 1,200 | |
| 多 目 的 室 | 105 | 48 | 5,000 | 6,600 | 5,800 | 10,400 | 11,100 | 14,700 | 1,700 | |
| 染 色 | 86 | 40 | 4,100 | 5,400 | 4,700 | 8,500 | 9,100 | 12,100 | 1,400 | 1人1時 |

| | | | | | | | | |
|---------|-----------|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| | バドミントンコート | 1面2時間につき 900 | | | | | | |
| | 卓球台 | 1面2時間につき 400 | | | | | | |
| トレーニング室 | 全面 | 15,000 | 20,000 | 17,500 | 31,500 | 33,700 | 44,600 | 5,000 |
| | 片面 | 7,500 | 10,000 | 8,700 | 15,700 | 16,800 | 22,200 | 2,500 |

| | | | | | | | | | | | |
|--------|-----|-------|--------|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|-----------------|--|
| 室 | | | | | | | | | | 間につき 150 | |
| 文化教室 | 77 | 40 | 3,600 | 4,800 | 4,200 | 7,600 | 8,200 | 10,800 | 1,200 | 1人1時間につき 150 | |
| 和室 | 81 | 50 | 3,800 | 5,100 | 4,500 | 8,000 | 8,600 | 11,400 | 1,300 | | |
| 陶芸室 | 85 | 20 | 4,000 | 5,300 | 4,700 | 8,400 | 9,000 | 11,900 | 1,400 | 1人3時間につき 450 | |
| 料理教室 | 95 | 37 | 5,300 | 7,100 | 6,200 | 11,100 | 11,900 | 15,800 | 1,800 | | |
| 体育館 | 全面 | 1,000 | | 7,800 | 10,400 | 9,200 | 16,400 | 17,600 | 23,200 | 2,600 | |
| | 片面 | | | 15,600 | 20,800 | 18,400 | 32,800 | 35,200 | 46,400 | 5,200 | |
| | 500 | | 3,900 | 5,200 | 4,600 | 8,200 | 8,800 | 11,600 | 1,300 | | |
| | | | | 1面2時間につき 700 | | | | | | | |
| | | | | 1台2時間につき 300 | | | | | | | |
| トレーニング | 270 | 60 | 11,600 | 15,400 | 13,500 | 24,300 | 26,100 | 34,500 | 3,900 | 1人2時間(2時間未満の端 | |

| | | | | | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--------------------------------|
| 室 | | | | | | | | | | 数は、2時間として計算する。以下同じ。)につき 300 |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--------------------------------|

備考 [略]

(イ) 個人使用の場合

| 施設名称 | 利用料金 (円) | |
|---------|----------|-----|
| 講習室 2 | 1人1時間につき | 200 |
| 講習室 3 | | 200 |
| 講習室 4 | | 200 |
| 美術室 | | 200 |
| 染色室 | | 200 |
| 文化教室 | | 200 |
| 陶芸室 | 1人3時間につき | 600 |
| トレーニング室 | 1人2時間につき | 400 |

ケ 須磨区文化センター

(ア) 専用使用の場合

| 施設名称 | 利用料金 (円) | | | | | | |
|--------|-----------------|-------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-------------------|--------------|
| | 午前 (午前9時から正午まで) | 午後 (午後1時から午後5時まで) | 夜間 (午後5時30分から午後9時まで) | 午前・午後 (午前9時から午後5時まで) | 午後・夜間 (午後1時から午後9時まで) | 終日 (午前9時から午後9時まで) | 時間外 (1時間につき) |
| 大ホール | 21,300 | 28,400 | 24,900 | 44,700 | 47,900 | 63,400 | 7,100 |
| 中会議室 1 | 1時間につき | | | | | | 1,600 |
| 中会議室 2 | 1時間につき | | | | | | 1,600 |

備考 [略]

ケ 須磨区文化センター

| 施設 | | | 利用料金 (単位 円) | | | | | 個人使用の場合 | |
|----|----------------|-----------|-----------------|-------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-------------------|--------------|
| 名称 | 面積 (単位 平方メートル) | 定員 (単位 人) | 専用使用の場合 | | | | | | |
| | | | 午前 (午前9時から正午まで) | 午後 (午後1時から午後5時まで) | 夜間 (午後5時30分から午後9時まで) | 午前・午後 (午前9時から午後5時まで) | 午後・夜間 (午後1時から午後9時まで) | 終日 (午前9時から午後9時まで) | 時間外 (1時間につき) |
| | | | | | | | | | |

| | | |
|--------|--------|-------|
| 中会議室 3 | 1時間につき | 1,600 |
| 会議室 1 | 1時間につき | 800 |
| 会議室 2 | 1時間につき | 800 |
| 特別会議室 | 1時間につき | 750 |
| 料理教室 | 1時間につき | 2,150 |
| 和室 | 1時間につき | 1,050 |
| 衣服文化室 | 1時間につき | 1,600 |
| 音楽室 | 1時間につき | 2,050 |
| 美術室 | 1時間につき | 1,800 |
| 陶芸室 | 1時間につき | 2,550 |

(イ) 個人使用の場合

| | | | | | | | | | | | |
|-------|-----|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----------------|-----------------|
| | | | | | で) | で) | で) | | | | |
| 大ホール | 383 | 450 | 16,400 | 21,900 | 19,200 | 34,500 | 37,000 | 48,900 | 5,500 | | |
| 会議室 | 中 | 87 | 45 | 3,700 | 5,000 | 4,400 | 7,800 | 8,400 | 11,100 | 1,300 | |
| | 小 | 42 | 20 | 1,800 | 2,400 | 2,100 | 3,800 | 4,100 | 5,400 | 600 | |
| 特別会議室 | | 42 | 16 | 1,800 | 2,400 | 2,100 | 3,800 | 4,100 | 5,400 | 600 | |
| | | 37 | 10 | 1,700 | 2,300 | 2,000 | 3,700 | 3,900 | 5,200 | 600 | |
| 料理教室 | 89 | 32 | 5,000 | 6,600 | 5,800 | 10,400 | 11,200 | 14,800 | 1,700 | | |
| 和室 | | 52 | 30 | 2,500 | 3,300 | 2,900 | 5,200 | 5,500 | 7,300 | 900 | 1人1時間につき 150 |
| | | | | 3,400 | 4,500 | 4,000 | 7,100 | 7,600 | 10,100 | 1,200 | |
| 衣服文化室 | 79 | 40 | 3,700 | 5,000 | 4,300 | 7,800 | 8,400 | 11,100 | 1,300 | 1人1時間につき 150 | |
| 音楽室 | 100 | 30 | 4,700 | 6,300 | 5,500 | 9,900 | 10,600 | 14,000 | 1,600 | | |
| 美術室 | 89 | 45 | 4,200 | 5,600 | 4,900 | 8,800 | 9,400 | 12,500 | 1,400 | 1人1時間につき 150 | |
| 陶芸室 | 124 | 32 | 5,900 | 7,800 | 6,800 | 12,300 | 13,200 | 17,400 | 2,000 | 1人1時間につき 150 | |

備考 衣服文化室の利用料金については、洋裁、和裁又は着付けのために使用する場合は上段に掲げる金額を、それ以外の目的のために使用する場合は下段に掲げる金額を適用する。

| 施設名称 | 利用料金（円） | |
|-------|----------|-----|
| 和室 | 1人1時間につき | 200 |
| 衣服文化室 | | 200 |
| 美術室 | | 200 |
| 陶芸室 | | 200 |

コ 北須磨文化センター

(ア) 専用使用の場合

| 施設名称 | | 利用料金（円） | | | | | | |
|------|-----------|----------------|------------------|---------------------|---------------------|---------------------|------------------|----------|
| | | 午前（午前9時から正午まで） | 午後（午後1時から午後5時まで） | 夜間（午後5時30分から午後9時まで） | 午前・午後（午前9時から午後5時まで） | 午後・夜間（午後1時から午後9時まで） | 終日（午前9時から午後9時まで） | 使用1時間につき |
| プール | | | | | | | 156,000 | |
| 体育館 | 全面 | 6,800 | 9,100 | 8,000 | 14,300 | 15,300 | 20,300 | 2,200 |
| | 半面 | 3,400 | 4,500 | 4,000 | 7,100 | 7,600 | 10,100 | 1,100 |
| | バドミントンコート | 1面1時間につき | | | | | | 450 |
| 柔剣道室 | 全面 | 2,200 | 2,900 | 2,500 | 4,500 | 4,800 | 6,400 | 700 |
| | 卓球台 | 1台2時間につき | | | | | | 400 |
| 大会議室 | | 1時間につき | | | | | | 4,350 |
| 中会議室 | | 1時間につき | | | | | | 1,200 |
| 会議室1 | | 1時間につき | | | | | | 550 |
| 会議室2 | | 1時間につき | | | | | | 650 |
| 会議室3 | | 1時間につき | | | | | | 800 |
| 会議室4 | | 1時間につき | | | | | | 1,050 |

コ 北須磨文化センター

| 施設 | | | 利用料金（単位 円） | | | | | | | 個人使用の場合 | 団体使用の場合 |
|-----|---------------|----------|----------------|------------------|---------------------|---------------------|---------------------|------------------|------|--|----------------------|
| 名称 | 面積（単位 平方メートル） | 定員（単位 人） | 専用使用の場合 | | | | | | | | |
| | | | 午前（午前9時から正午まで） | 午後（午後1時から午後5時まで） | 夜間（午後5時30分から午後9時まで） | 午前・午後（午前9時から午後5時まで） | 午後・夜間（午後1時から午後9時まで） | 終日（午前9時から午後9時まで） | 時間利用 | | |
| プール | | | | | | | | 120,000 | | 15歳以上の者（中学生を除く。）個人使用1回の600割引 中学生以下の | 20人以上50人未満の団体の個人使用の団 |

| | | |
|-------|--------|-------|
| 会議室 5 | 1時間につき | 750 |
| 特別会議室 | 1時間につき | 600 |
| 和室 1 | 1時間につき | 1,100 |
| 和室 2 | 1時間につき | 900 |
| 和室 3 | 1時間につき | 900 |
| 料理室 | 1時間につき | 2,950 |
| 音楽室 | 1時間につき | 2,250 |
| 美術室 | 1時間につき | 1,700 |
| 陶芸室 | 1時間につき | 2,000 |
| 工芸室 | 1時間につき | 1,200 |

| | | | | | | | | | | |
|-----|-----|-------|-------|-------|--------|--------|--------|-------|--|--|
| | | | | | | | | | | 1 人 体 1 回 個 人 300 使 用 回 数 の 2 利 用 割 引 券 に よ る 場 合 1 1 回 に つ き 1 5 歳 以 上 の 者 (中 学 生 を 除 く。) 6,000 (中 学 生 以 下 の 者 3,000 |
| 体 全 | 690 | 5,400 | 7,200 | 6,300 | 11,300 | 12,200 | 16,100 | 1 時間 | | |
| 育 面 | | | | | | | | 1,800 | | |
| 館 半 | 345 | 2,700 | 3,600 | 3,150 | 5,650 | 6,100 | 8,050 | 1 時間 | | |
| 面 | | | | | | | | 900 | | |
| バ | | | | | | | | 1 面 1 | | |
| ド | | | | | | | | 時間 | | |
| ミ | | | | | | | | 350 | | |

| | | | | | | | | | | | |
|---------------------|-----|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------------------------|---|--|
| ソフト コート | | | | | | | | | | | |
| 柔剣 道室 | 156 | | 1,700 | 2,200 | 1,900 | 3,500 | 3,700 | 4,900 | 卓球台 1台2 時間 300 | 1人 1時 間 250 | |
| トレ ーニ ング 室 | 112 | | | | | | | | | 1人 1時 間 250 回数 利用 券に よる 場合 1時 間を 1回 とし 11回 につ き 2,500 | |
| 会大 | 234 | 250 | 10,000 | 13,400 | 11,700 | 21,100 | 22,600 | 29,800 | | | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|-----|----|-------|-------|-------|--------|--------|--------|-------|------------------------|--|--|--|
| 議 室 | 中 | 64 | 30 | 2,700 | 3,700 | 3,200 | 5,800 | 6,200 | 8,200 | | | | |
| | 小 | 1 | 30 | 10 | 1,300 | 1,700 | 1,500 | 2,700 | 2,900 | 3,800 | | | |
| | | 2 | 36 | 15 | 1,500 | 2,100 | 1,800 | 3,200 | 3,500 | 4,600 | | | |
| | | 3 | 44 | 20 | 1,900 | 2,500 | 2,200 | 4,000 | 4,200 | 5,600 | | | |
| | | 4 | 56 | 30 | 2,400 | 3,200 | 2,800 | 5,000 | 5,400 | 7,100 | | | |
| | | 5 | 40 | 20 | 1,700 | 2,300 | 2,000 | 3,600 | 3,900 | 5,100 | | | |
| 和 室 | 1 | 54 | 30 | 2,300 | 3,100 | 2,700 | 4,900 | 5,200 | 6,900 | | | | |
| | 2 | 45 | 25 | 1,900 | 2,600 | 2,300 | 4,100 | 4,400 | 5,800 | | | | |
| | 3 | 45 | 25 | 1,900 | 2,600 | 2,300 | 4,100 | 4,400 | 5,800 | | | | |
| 特別 会 議 室 | 33 | 10 | 1,400 | 1,900 | 1,700 | 3,000 | 3,200 | 4,300 | | | | | |
| 料理 室 | 122 | 40 | 6,800 | 9,100 | 7,900 | 14,300 | 15,300 | 20,200 | | | | | |
| 音楽 室 | 109 | 40 | 5,100 | 6,800 | 6,000 | 10,700 | 11,500 | 15,200 | | | | | |
| 美術 室 | 84 | 40 | 4,000 | 5,300 | 4,600 | 8,400 | 8,900 | 11,800 | | 1 人 1 時 間 200 | | | |
| 陶芸 室 | 98 | 40 | 4,600 | 6,200 | 5,400 | 9,700 | 10,400 | 13,800 | | 1 人 1 時 間 200 | | | |

| | | | | | | | | | |
|-----|----|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------------------|
| 工芸室 | 59 | 30 | 2,800 | 3,700 | 3,200 | 5,900 | 6,200 | 8,200 | 1人 1時間 200 |
|-----|----|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------------------|

(イ) 個人使用の場合

| 施設名称 | 利用料金 (円) | | |
|---------|----------------------|-------------------------|--------------|
| プール | 15歳以上の者 (中学生を除く。) | 1回利用 | 1回につき 800 |
| | | 回数券利用 | 11回につき 8,000 |
| | 中学生以下 | 1回利用 | 1回につき 400 |
| | | 回数券利用 | 11回につき 4,000 |
| 柔剣道室 | | 1時間につき 350 | |
| トレーニング室 | 1回利用 | 1時間につき 350 | |
| | 回数券利用 | 1時間1回として11回につき 3,500 | |
| 美術室 | | 300 | |
| 陶芸室 | 1時間につき | 300 | |
| 工芸室 | | 300 | |

備考 プールについては、20人以上50人未満の団体が使用する場合は、個人使用の利用料金の上限額の1割引とし、50人以上の団体が使用する場合は、個人使用の利用料金の上限額の2割引とする。

サ 垂水区文化センター

(ア) 専用使用の場合

| 施設名称 | 利用料金 (円) | | | | | | |
|------|-----------------|-------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-------------------|-----------------|
| | 午前 (午前9時から正午まで) | 午後 (午後1時から午後5時まで) | 夜間 (午後5時30分から午後9時まで) | 午前・午後 (午前9時から午後5時まで) | 午後・夜間 (午後1時から午後9時まで) | 終日 (午前9時から午後9時まで) | 時間外の使用 (1時間につき) |
| | | | | | | | |

サ 垂水区文化センター

| 施設 | | | 利用料金 (単位 円) | | | | | | | 個人使用の場合 |
|----|----------------|-----------|---------------|---------------|----------------|------------------|------------------|---------------|-----------------|---------|
| 名称 | 面積 (単位 平方メートル) | 定員 (単位 人) | 専用使用の場合 | | | | | | | |
| | | | 午前 (午前9時から正午) | 午後 (午後1時から午後) | 夜間 (午後5時30分から) | 午前・午後 (午前9時から午後) | 午後・夜間 (午後1時から午後) | 終日 (午前9時から午後) | 時間外の使用 (1時間につき) | |
| | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 大ホール | 27,900 | 37,200 | 32,500 | 58,500 | 62,700 | 82,900 | 9,300 |
| 中会議室 1 | 1時間につき | | | | | | 1,250 |
| 中会議室 2 | 1時間につき | | | | | | 900 |
| 中会議室 3 | 1時間につき | | | | | | 850 |
| 会議室1 | 1時間につき | | | | | | 800 |
| 会議室2 | 1時間につき | | | | | | 700 |
| 会議室3 | 1時間につき | | | | | | 550 |
| 会議室4 | 1時間につき | | | | | | 250 |
| 講習室 | 1時間につき | | | | | | 1,350 |
| 料理教室 | 1時間につき | | | | | | 2,900 |
| 美術室 | 1時間につき | | | | | | 2,000 |
| 多目的ホ ール | 1時間につき | | | | | | 2,450 |
| 木工工芸 室 | 1時間につき | | | | | | 1,600 |
| 音楽練習 室 | 1時間につき | | | | | | 1,600 |
| 和室 | 1時間につき | | | | | | 1,450 |

| | ト ル) | まで) | 5時ま で) | 午後9 時ま で) | ら午後 5時ま で) | ら午後 9時ま で) | 9時ま で) | | | |
|----------------|---------|-----|-----------|-----------------|------------------|------------------|-----------|--------|-------|--------------------------------|
| 大ホ ール | 501 | 572 | 21,500 | 28,700 | 25,100 | 45,100 | 48,400 | 63,900 | 7,200 | |
| 会 議 室 | 中 | 66 | 30 | 2,800 | 3,800 | 3,300 | 5,900 | 6,400 | 8,400 | 1,000 |
| | | 48 | 24 | 2,100 | 2,700 | 2,400 | 4,300 | 4,600 | 6,100 | 700 |
| | | 47 | 22 | 2,000 | 2,700 | 2,400 | 4,200 | 4,500 | 6,000 | 700 |
| | 小 | 42 | 20 | 1,800 | 2,400 | 2,100 | 3,800 | 4,100 | 5,400 | 600 |
| | | 37 | 20 | 1,600 | 2,100 | 1,900 | 3,300 | 3,600 | 4,700 | 600 |
| | | 29 | 10 | 1,200 | 1,700 | 1,500 | 2,600 | 2,800 | 3,700 | 400 |
| 講習 室 | 73 | 32 | 3,100 | 4,200 | 3,700 | 6,600 | 7,000 | 9,300 | 1,100 | |
| 料理 教室 | 119 | 36 | 6,600 | 8,800 | 7,700 | 13,900 | 14,900 | 19,700 | 2,200 | |
| 美術 室 | 99 | 40 | 4,700 | 6,200 | 5,500 | 9,800 | 10,500 | 13,900 | 1,600 | 1人 1時 間 つ き 150 |
| 多目 的ホ ール | 132 | 96 | 5,700 | 7,600 | 6,600 | 11,900 | 12,700 | 16,800 | 1,900 | |
| 木工 工芸 室 | 77 | 30 | 3,600 | 4,800 | 4,200 | 7,600 | 8,200 | 10,800 | 1,200 | 1人 1時 間 つ き 150 |

| | | | | | | | | | |
|-------|----|----|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|
| 音楽練習室 | 77 | 30 | 3,600 | 4,800 | 4,200 | 7,600 | 8,200 | 10,800 | 1,200 |
| 和室 | 72 | 30 | 3,400 | 4,500 | 4,000 | 7,100 | 7,600 | 10,100 | 1,200 |

(イ) 個人使用の場合

| 施設名称 | 利用料金 (円) | |
|-------|----------|-----|
| 美術室 | 1人1時間につき | 200 |
| 木工工芸室 | | 200 |

シ 西区文化センター

(ア) 専用使用の場合

| 施設名称 | 利用料金 (円) | | | | | | |
|--------|-----------------|-------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-------------------|-----------------|
| | 午前 (午前9時から正午まで) | 午後 (午後1時から午後5時まで) | 夜間 (午後5時30分から午後9時まで) | 午前・午後 (午前9時から午後5時まで) | 午後・夜間 (午後1時から午後9時まで) | 終日 (午前9時から午後9時まで) | 時間外の使用 (1時間につき) |
| 大ホール | 27,100 | 36,200 | 31,600 | 56,900 | 61,000 | 80,600 | 9,000 |
| 大会議室 | 1時間につき | | | | | | 1,750 |
| 中会議室 1 | 1時間につき | | | | | | 1,250 |
| 中会議室 2 | 1時間につき | | | | | | 1,100 |
| 会議室 1 | 1時間につき | | | | | | 900 |
| 会議室 2 | 1時間につき | | | | | | 800 |
| 特別会議室 | 1時間につき | | | | | | 1,150 |
| 多目的ホール | 1時間につき | | | | | | 2,250 |
| 料理教室 | 1時間につき | | | | | | 2,800 |
| 和室 1 | 1時間につき | | | | | | 1,200 |

シ 西区文化センター

| 施設名称 | 面積 (単位: 平方メートル) | 定員 (単位: 人) | 利用料金 (単位: 円) | | | | | | | |
|-----------------|-------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-------------------|-----------------|--------|--------|--------|---------|
| | | | 専用使用の場合 | | | | | | | 個人使用の場合 |
| 午前 (午前9時から正午まで) | 午後 (午後1時から午後5時まで) | 夜間 (午後5時30分から午後9時まで) | 午前・午後 (午前9時から午後5時まで) | 午後・夜間 (午後1時から午後9時まで) | 終日 (午前9時から午後9時まで) | 時間外の使用 (1時間につき) | | | | |
| 大ホール | 487 | 480 | 20,900 | 27,900 | 24,400 | 43,900 | 47,000 | 62,200 | 7,000 | |
| 会議室 | 大 | 95 | 50 | 4,100 | 5,400 | 4,800 | 8,600 | 9,200 | 12,100 | 1,400 |
| | 中 | 68 | 30 | 2,900 | 3,900 | 3,400 | 6,100 | 6,600 | 8,700 | 1,000 |
| | 小 | 60 | 30 | 2,600 | 3,400 | 3,000 | 5,400 | 5,800 | 7,700 | 900 |
| | 特別 | 48 | 20 | 2,100 | 2,700 | 2,400 | 4,300 | 4,600 | 6,100 | 700 |
| 特別 | 57 | 12 | 2,700 | 3,600 | 3,100 | 5,600 | 6,100 | 8,000 | 900 | |

| | | | |
|-------|----|---------|-------|
| 和室 2 | | 1 時間につき | 1,100 |
| 衣服文化室 | | 1 時間につき | 1,300 |
| 音楽室 | | 1 時間につき | 1,700 |
| 視聴覚室 | | 1 時間につき | 1,250 |
| 美術室 | | 1 時間につき | 1,500 |
| 陶工芸室 | 全室 | 1 時間につき | 3,050 |
| | 半室 | 1 時間につき | 1,550 |

| | | | | | | | | | | | |
|--------|------|-----|----|-------|-------|-------|--------|--------|--------|-------|--------------------|
| 会議室 | | | | | | | | | | | |
| 多目的ホール | | 122 | 70 | 5,200 | 7,000 | 6,100 | 11,000 | 11,800 | 15,600 | 1,800 | 1 人 1 時間につき 150 |
| | 料理教室 | 116 | 36 | 6,500 | 8,600 | 7,500 | 13,600 | 14,600 | 19,200 | 2,200 | |
| 和室 | | 59 | 30 | 2,800 | 3,700 | 3,200 | 5,800 | 6,300 | 8,300 | 1,000 | 1 人 1 時間につき 150 |
| | | 55 | 30 | 2,600 | 3,500 | 3,000 | 5,500 | 5,800 | 7,700 | 900 | 1 人 1 時間につき 150 |
| 衣服文化室 | | 63 | 30 | 3,000 | 4,000 | 3,500 | 6,200 | 6,700 | 8,800 | 1,000 | 1 人 1 時間につき 150 |
| | | | | 2,700 | 3,600 | 3,200 | 5,700 | 6,100 | 8,000 | 900 | |
| 音楽室 | | 83 | 25 | 3,900 | 5,200 | 4,600 | 8,200 | 8,800 | 11,700 | 1,300 | |
| 視聴覚室 | | 61 | 20 | 2,900 | 3,800 | 3,400 | 6,000 | 6,500 | 8,600 | 1,000 | |
| 美術室 | | 74 | 30 | 3,500 | 4,700 | 4,100 | 7,300 | 7,900 | 10,400 | 1,200 | 1 人 1 時間につき 150 |
| 陶工芸室 | 全室 | 150 | 40 | 7,100 | 9,400 | 8,300 | 14,900 | 15,900 | 21,100 | 2,400 | 1 人 1 時間につき 150 |
| | 半室 | 75 | 20 | 3,500 | 4,700 | 4,100 | 7,400 | 8,000 | 10,500 | 1,200 | |

備考 衣服文化室の利用料金については、洋裁、和裁又は着付けのために使用

(イ) 個人使用の場合

| 施設名称 | 利用料金 (円) | |
|--------|----------|-----|
| 多目的ホール | 1人1時間につき | 200 |
| 和室 1 | | 200 |
| 和室 2 | | 200 |
| 衣服文化室 | | 200 |
| 美術室 | | 200 |
| 陶芸室 | | 200 |

(2) 条例第6条第1項に規定する規則で定める施設を専用使用する場合の利用料金

1平方メートルあたり1時間につき 8円

(3) 附属設備の使用料

ア 東灘区文化センター、灘区民ホール、中央区文化センター、北区文化センター、北神区文化センター、須磨区文化センター及び西区文化センター 1設備
1回につき 8,200円

イ 灘区文化センター、兵庫区文化センター、長田区文化センター及び垂水区文化センター 1設備1回につき 4,600円

ウ 北須磨文化センター 1台1時間につき 400円

する場合は上段に掲げる金額を、それ以外の目的のために使用する場合は下段に掲げる金額を適用する。

(2) 附属設備の使用料

ア 東灘区文化センター、灘区民ホール、中央区文化センター、北区文化センター、北神区文化センター、須磨区文化センター及び西区文化センター 1設備
1回につき 6,300円

イ 灘区文化センター、兵庫区文化センター、長田区文化センター及び垂水区文化センター 1設備1回につき 3,600円

ウ 北須磨文化センター 1台1時間につき 300円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中神戸市立文化センター条例別表第1の改正規定（長田区文化センターの項中「トレーニング室」を加える部分に限る。）及び次項の規定 公布の日

(2) 第1条中神戸市立文化センター条例別表第1の改正規定（長田区文化センターの項中「和室」を削る部分に限る。）及び別表第2(1)クの改正規定 令和8年9月1日

(3) 第1条中神戸市立文化センター条例別表第1の改正規定（灘区民ホールの項中「音楽室」を「多目的室」に改める部分に限る。）及び別表第2(1)ウの改正規定 令和8年11月1日から4月を超えない範囲において規則で定める日

(4) 第2条中神戸市立文化センター条例第2条の改正規定、別表第1の改正規定及び別表第2(1)カの改正規定 令和9年9月1日から4月を超えない範囲において規則で定める日

(準備行為)

2 この条例による改正後の神戸市立文化センター条例(以下「新条例」という。)別表第1に掲げる施設に係る新条例第6条第1項の許可その他必要な行為は、この条例の施行前においてもすることができる。

(経過措置)

3 この条例による改正後の規定は、当該改正規定の施行の日以後の神戸市立文化センターの使用について適用し、同日前の神戸市立文化センターの使用に係る利用料金の収受については、なお従前の例による。

新開地アートひろば条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第39号

新開地アートひろば条例の一部を改正する条例

新開地アートひろば条例（平成8年4月条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | | | | | | |
|---|---------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------|--|---|------------------------------------|-------|
| 別表（第9条関係） | | | | | | | | |
| (1) 多機能ホール、多目的稽古場、スタジオ、工房、ギャラリー及び会議室の利用料金 | | | | | | | | |
| 施設の名 称 | 利用料金（円） | | | | | | | |
| | 使用 時間 区分 | 午前 （午前10 時から午 後0時30 分まで） | 午後 （午後1 時30分か ら午後5 時まで） | 夜間 （午後6 時から午 後10時ま で） | 午前・午 後 （午前10 時から午 後5時ま で） | 午後・夜 間 （午後1 時30分か ら午後10 時まで） | 終日 （午前10 時から午 後10時ま で） | |
| 多機能ホ ール | 平日 | 14,100 | 19,700 | 22,500 | 30,400 | 38,000 | 47,900 | |
| | 土曜日、日 曜日及び休 日 | 16,600 | 23,300 | 26,600 | 35,900 | 44,900 | 56,500 | |
| 多目的 稽古場 | 1 | 1時間につき | | | | | | 2,250 |
| | 2 | き | | | | | | 3,550 |
| スタジ オ | 1 | 1時間につき | | | | | | 1,050 |
| | 2 | き | | | | | | 850 |
| | 3 | | | | | | | 950 |
| 工房 | 1人につき | 1,150 | 1,700 | 1,800 | 2,600 | 3,100 | 4,000 | |
| ギャラリ ー | 1日につき | | | | | | | 5,900 |
| 会議室 | 1 | 1時間につき | | | | | | 1,350 |
| | 2 | き | | | | | | 1,050 |

備考

1～3 [略]

4 使用者が多機能ホールを使用する場合において、許可された使用時間以外

| 改正前 | | | | | | | |
|---|---------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------|--|---|------------------------------------|
| 別表（第9条関係） | | | | | | | |
| (1) 多機能ホール、多目的稽古場、スタジオ、工房、ギャラリー及び会議室の利用料金 | | | | | | | |
| 施設の名 称 | 利用料金 | | | | | | |
| | 使用 時間 区分 | 午前 （午前10 時から午 後0時30 分まで） | 午後 （午後1 時30分か ら午後5 時まで） | 夜間 （午後6 時から午 後10時ま で） | 午前・午 後 （午前10 時から午 後5時ま で） | 午後・夜 間 （午後1 時30分か ら午後10 時まで） | 終日 （午前10 時から午 後10時ま で） |
| 多機能ホ ール | 平日 | 11,000円 | 15,000円 | 17,000円 | 23,000円 | 29,000円 | 37,000円 |
| | 土曜日、日 曜日及び休 日 | 13,000円 | 18,000円 | 20,000円 | 28,000円 | 35,000円 | 44,000円 |
| 多目的 稽古場 | 1 | 4,000円 | 6,000円 | 7,000円 | 9,000円 | 12,000円 | 15,000円 |
| | 2 | 7,000円 | 9,000円 | 11,000円 | 15,000円 | 18,000円 | 23,000円 |
| スタジ オ | 1 | 2,100円 | 2,900円 | 3,300円 | 4,500円 | 5,600円 | 7,000円 |
| | 2 | 1,800円 | 2,500円 | 2,900円 | 3,900円 | 4,900円 | 6,100円 |
| | 3 | 1,900円 | 2,700円 | 3,000円 | 4,100円 | 5,100円 | 6,400円 |
| 工房 | 1人につき | 900円 | 1,300円 | 1,400円 | 2,000円 | 2,400円 | 3,100円 |
| ギャラリ ー | | 1日につき4,500円 | | | | | |
| 会議室 | 1 | 2,600円 | 3,600円 | 4,100円 | 5,600円 | 6,900円 | 8,800円 |
| | 2 | 1,900円 | 2,700円 | 3,100円 | 4,200円 | 5,200円 | 6,600円 |

備考

1～3 [略]

4 使用者が多機能ホールを使用する場合において、許可された使用時間以外

の時間を使用した場合の超過利用料金の額は、30分につき5,600円とする。この場合において、30分未満の端数は、30分として計算する。

5 使用者が多目的稽古場、スタジオ及び会議室を使用する場合において、1時間未満の端数は1時間として計算する。

6 この表において、「平日」とは土曜日、日曜日及び休日以外の日を、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。

(2) [略]

の時間を使用した場合の超過利用料金の額は、30分につき4,300円とする。この場合において、30分未満の端数は、30分として計算する。

5 この表において、「平日」とは土曜日、日曜日及び休日以外の日を、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。

(2) [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後の新開地アートひろばの使用について適用し、同日前の新開地アートひろばの使用については、なお従前の例による。

神戸市立体育施設条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第40号

神戸市立体育施設条例の一部を改正する条例

神戸市立体育施設条例（平成8年3月条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | 改正前 | |
|----------------------------|------------|----------------------------|------------|
| (名称等) | | (名称等) | |
| 第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 | | 第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 | |
| 名称 | 位置 | 名称 | 位置 |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| 神戸市立港島南球技場 | 神戸市中央区港島南町 | 神戸市立港島南球技場 | 神戸市中央区港島南町 |
| | 3丁目7番地及び同区 | | 3丁目7番 |
| | 港島中町8丁目3番地 | | |

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）につ

いては、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | | | | | |
|--------------------------------------|--------------------|----------------------|----------------------|-------------------------|-------------------------|----------------------|-------------------------|
| 別表第1 神戸市立東灘体育館及び神戸市立須磨体育館の使用料（第6条関係） | | | | | | | |
| (1) 大会等による全面使用又は全部使用の場合 | | | | | | | |
| 使用時間 使用区分 | 午前 (午前9時から正午まで) | 午後 (午後1時から午後5時まで) | 夜間 (午後5時から午後9時まで) | 午前・午後 (午前9時から午後5時まで) | 午後・夜間 (午後1時から午後9時まで) | 終日 (午前9時から午後9時まで) | 時間超過 使用料 (1時間につき) |
| 競技場 | 円 5,400 | 円 7,200 | 円 6,300 | 円 11,300 | 円 12,200 | 円 16,100 | 円 2,700 |
| 体育室 | 円 2,300 | 円 3,100 | 円 2,700 | 円 4,900 | 円 5,200 | 円 6,900 | 円 1,200 |
| 備考 [略] | | | | | | | |
| (2) 個人使用の場合 | | | | | | | |
| 使用区分 | 使用者 | 小学生、中学生及び高校生 | 一般の者 | | | | |
| 競技場及び体育室 | [略] | [略] | 250円 | | | | |
| 神戸市立東灘体育館のトレーニング室 | [略] | [略] | 350円 | | | | |
| 備考 [略] | | | | | | | |
| (3) 前2号に掲げる使用以外の使用の場合 | | | | | | | |
| 使用区分 | 使用者 | 幼児、小学生、中学生及び高校生 | 一般の者 | | | | |
| 競技場 | [略] | [略] | 1,300円 | | | | |
| 競技場 | [略] | [略] | 450円 | | | | |
| 体育室 | [略] | [略] | 600円 | | | | |

| 改正前 | | | | | | | |
|--------------------------------------|--------------------|----------------------|----------------------|-------------------------|-------------------------|----------------------|-------------------------|
| 別表第1 神戸市立東灘体育館及び神戸市立須磨体育館の使用料（第6条関係） | | | | | | | |
| (1) 大会等による全面使用又は全部使用の場合 | | | | | | | |
| 使用時間 使用区分 | 午前 (午前9時から正午まで) | 午後 (午後1時から午後5時まで) | 夜間 (午後5時から午後9時まで) | 午前・午後 (午前9時から午後5時まで) | 午後・夜間 (午後1時から午後9時まで) | 終日 (午前9時から午後9時まで) | 時間超過 使用料 (1時間につき) |
| 競技場 | 円 4,700 | 円 6,300 | 円 5,500 | 円 9,900 | 円 10,600 | 円 14,000 | 円 2,400 |
| 体育室 | 円 2,000 | 円 2,600 | 円 2,300 | 円 4,100 | 円 4,400 | 円 5,900 | 円 1,000 |
| 備考 [略] | | | | | | | |
| (2) 個人使用の場合 | | | | | | | |
| 使用区分 | 使用者 | 小学生、中学生及び高校生 | 一般の者 | | | | |
| 競技場及び体育室 | [略] | [略] | 200円 | | | | |
| 神戸市立東灘体育館のトレーニング室 | [略] | [略] | 300円 | | | | |
| 備考 [略] | | | | | | | |
| (3) 前2号に掲げる使用以外の使用の場合 | | | | | | | |
| 使用区分 | 使用者 | 幼児、小学生、中学生及び高校生 | 一般の者 | | | | |
| 競技場 | [略] | [略] | 1,150円 | | | | |
| 競技場 | [略] | [略] | 400円 | | | | |
| 体育室 | [略] | [略] | 500円 | | | | |

備考 [略]

別表第2 神戸市立王子スポーツセンターの使用料（第6条関係）

(1) 全面使用又は全部使用の場合

| 使用時間 使用区分 | 午前 (午前9時から正午まで) | 午後 (午後1時から午後5時まで) | 夜間 (午後5時から午後9時まで) | 午前・午後・夜間 (午前9時から午後5時まで) | 午後・夜間 (午後1時から午後9時まで) | 終日 (午前9時から午後9時まで) | 時間超過 使用料 (1時間につき) |
|--------------|--------------------|----------------------|----------------------|----------------------------|-------------------------|----------------------|-------------------------|
| 競技場 | 円 23,000 | 円 30,700 | 円 26,800 | 円 53,700 | 円 57,500 | 円 80,500 | 円 11,500 |
| 身体障害者体育館 | 円 10,800 | 円 14,400 | 円 12,600 | 円 25,200 | 円 27,000 | 円 37,800 | 円 5,400 |
| 柔道場及び剣道場 | 円 2,800 | 円 3,700 | 円 3,200 | 円 6,500 | 円 6,900 | 円 9,700 | 円 1,350 |
| 会議室 | 円 2,200 | 円 2,900 | 円 2,500 | 円 5,100 | 円 5,400 | 円 7,600 | 円 1,100 |

備考 [略]

(2) 部分使用の場合

ア 個人使用

| 使用区分 | 使用者 | |
|----------|-----------------|------|
| | 幼児、小学生、中学生及び高校生 | 一般の者 |
| トレーニング室 | [略] | [略] |
| 柔道場及び剣道場 | [略] | 250円 |

備考 [略]

イ アに掲げる使用以外の使用

| 使用者 | 幼児、小学生、中学生及び高校生 | 一般の者 |
|-----|-----------------|------|
| | | |

備考 [略]

別表第2 神戸市立王子スポーツセンターの使用料（第6条関係）

(1) 全面使用又は全部使用の場合

| 使用時間 使用区分 | 午前 (午前9時から正午まで) | 午後 (午後1時から午後5時まで) | 夜間 (午後5時から午後9時まで) | 午前・午後・夜間 (午前9時から午後5時まで) | 午後・夜間 (午後1時から午後9時まで) | 終日 (午前9時から午後9時まで) | 時間超過 使用料 (1時間につき) |
|--------------|--------------------|----------------------|----------------------|----------------------------|-------------------------|----------------------|-------------------------|
| 競技場 | 円 20,000 | 円 26,000 | 円 24,000 | 円 46,000 | 円 50,000 | 円 70,000 | 円 10,000 |
| 身体障害者体育館 | 円 9,400 | 円 12,500 | 円 10,900 | 円 21,900 | 円 23,400 | 円 32,800 | 円 4,700 |
| 柔道場及び剣道場 | 円 2,400 | 円 3,200 | 円 2,800 | 円 5,600 | 円 6,000 | 円 8,400 | 円 1,100 |
| 会議室 | 円 1,900 | 円 2,500 | 円 2,200 | 円 4,400 | 円 4,700 | 円 6,600 | 円 900 |

備考 [略]

(2) 部分使用の場合

ア 個人使用

| 使用区分 | 使用者 | |
|----------|-----------------|------|
| | 幼児、小学生、中学生及び高校生 | 一般の者 |
| トレーニング室 | [略] | [略] |
| 柔道場及び剣道場 | [略] | 200円 |

備考 [略]

イ アに掲げる使用以外の使用

| 使用者 | 幼児、小学生、中学生及び高校生 | 一般の者 |
|-----|-----------------|------|
| | | |

| | | | |
|---------------|-----|-----|------|
| 使用区分 | | 高校生 | |
| 競技場及び身体障害者体育館 | [略] | [略] | 900円 |
| 柔道場及び剣道場 | [略] | | |

備考 [略]

別表第3 神戸市立中央体育館の使用料（第6条関係）

(1) 全面使用又は全部使用の場合

| 使用時間 使用区分 | 午前 (午前9時から正午まで) | 午後 (午後1時から午後5時まで) | 夜間 (午後5時から午後9時まで) | 午前・午後 (午前9時から午後5時まで) | 午後・夜間 (午後1時から午後9時まで) | 終日 (午前9時から午後9時まで) | 時間超過 使用料 (1時間につき) |
|--------------|--------------------|----------------------|----------------------|-------------------------|-------------------------|----------------------|-------------------------|
| 競技場 | 円 26,500 | 円 35,300 | 円 30,900 | 円 61,800 | 円 66,200 | 円 92,700 | 円 13,200 |
| 第1体育室 | 円 12,700 | 円 16,900 | 円 14,800 | 円 29,600 | 円 31,700 | 円 44,400 | 円 6,300 |
| 第2体育室 | 円 8,100 | 円 10,700 | 円 9,400 | 円 18,800 | 円 20,100 | 円 28,200 | 円 4,000 |
| 会議室 | 円 2,600 | 円 3,500 | 円 3,100 | 円 6,100 | 円 6,600 | 円 9,200 | 円 1,300 |

備考 [略]

(2) 部分使用の場合

| 使用時間 | 午前 (午前9時から正午まで) | 午後A (正午から午後2時30分まで) | 午後B (午後2時30分から午後5時まで) | 夜間 (午後5時から午後9時まで) | 時間超過 使用料 (1時間につき) |
|------|--------------------|------------------------|--------------------------|----------------------|-------------------------|
|------|--------------------|------------------------|--------------------------|----------------------|-------------------------|

| | | | |
|---------------|-----|-----|------|
| 使用区分 | | 高校生 | |
| 競技場及び身体障害者体育館 | [略] | [略] | 800円 |
| 柔道場及び剣道場 | [略] | | |

備考 [略]

別表第3 神戸市立中央体育館の使用料（第6条関係）

(1) 全面使用又は全部使用の場合

| 使用時間 使用区分 | 午前 (午前9時から正午まで) | 午後 (午後1時から午後5時まで) | 夜間 (午後5時から午後9時まで) | 午前・午後 (午前9時から午後5時まで) | 午後・夜間 (午後1時から午後9時まで) | 終日 (午前9時から午後9時まで) | 時間超過 使用料 (1時間につき) |
|--------------|--------------------|----------------------|----------------------|-------------------------|-------------------------|----------------------|-------------------------|
| 競技場 | 円 23,000 | 円 31,000 | 円 27,000 | 円 54,000 | 円 58,000 | 円 81,000 | 円 11,600 |
| 第1体育室 | 円 11,000 | 円 15,000 | 円 13,000 | 円 26,000 | 円 28,000 | 円 39,000 | 円 5,500 |
| 第2体育室 | 円 7,000 | 円 9,000 | 円 9,000 | 円 16,000 | 円 18,000 | 円 25,000 | 円 3,500 |
| 会議室 | 円 2,300 | 円 3,100 | 円 2,700 | 円 5,400 | 円 5,800 | 円 8,100 | 円 1,100 |

備考 [略]

(2) 部分使用の場合

| 使用時間 | 午前 (午前9時から正午まで) | 午後A (正午から午後2時30分まで) | 午後B (午後2時30分から午後5時まで) | 夜間 (午後5時から午後9時まで) | 時間超過 使用料 (1時間につき) |
|------|--------------------|------------------------|--------------------------|----------------------|-------------------------|
|------|--------------------|------------------------|--------------------------|----------------------|-------------------------|

| 使用区分 | | | で) | 時まで) | 時まで) | | |
|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 競技場 | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| | [略] | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | | 2,650 | 2,200 | 2,200 | 3,100 | 1,300 | |
| 第1体育室 | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| | [略] | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | | 2,200 | 1,800 | 1,800 | 2,550 | 1,100 | |
| 第2体育室 | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| | [略] | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | | 1,400 | 1,150 | 1,150 | 1,600 | 650 | |

備考 [略]

別表第4 神戸市立磯上体育館の使用料（第6条関係）

(1) 大会等による全面使用又は全部使用の場合

| 使用時間 | 午前 (午前9時から正午まで) | 午後 (午後1時から午後5時まで) | 夜間 (午後5時から午後9時まで) | 午前・午後 (午前9時から午後5時まで) | 午後・夜間 (午後1時から午後9時まで) | 終日 (午前9時から午後9時まで) | 時間超過 使用料 (1時間につき) |
|------|--------------------|----------------------|----------------------|-------------------------|-------------------------|----------------------|-------------------------|
| 競技場 | 円 7,100 | 円 9,500 | 円 8,300 | 円 14,900 | 円 16,000 | 円 21,200 | 円 3,600 |
| 多目的室 | 円 2,300 | 円 3,100 | 円 2,700 | 円 4,900 | 円 5,200 | 円 6,900 | 円 1,200 |

備考 [略]

(2) 個人使用の場合

| 使用区分 | 使用者 小学生、中学生及び高校生 | 一般の者 |
|------|---------------------|------|
| | | |

| 使用区分 | | | で) | 時まで) | 時まで) | | |
|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 競技場 | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| | [略] | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | | 2,300 | 1,900 | 1,900 | 2,700 | 1,100 | |
| 第1体育室 | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| | [略] | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | | 1,900 | 1,600 | 1,600 | 2,200 | 900 | |
| 第2体育室 | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| | [略] | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | | 1,200 | 1,000 | 1,000 | 1,400 | 550 | |

備考 [略]

別表第4 神戸市立磯上体育館の使用料（第6条関係）

(1) 大会等による全面使用又は全部使用の場合

| 使用時間 | 午前 (午前9時から正午まで) | 午後 (午後1時から午後5時まで) | 夜間 (午後5時から午後9時まで) | 午前・午後 (午前9時から午後5時まで) | 午後・夜間 (午後1時から午後9時まで) | 終日 (午前9時から午後9時まで) | 時間超過 使用料 (1時間につき) |
|------|--------------------|----------------------|----------------------|-------------------------|-------------------------|----------------------|-------------------------|
| 競技場 | 円 6,200 | 円 8,200 | 円 7,200 | 円 13,000 | 円 13,900 | 円 18,400 | 円 3,100 |
| 多目的室 | 円 2,000 | 円 2,600 | 円 2,300 | 円 4,100 | 円 4,400 | 円 5,900 | 円 1,000 |

備考 [略]

(2) 個人使用の場合

| 使用区分 | 使用者 小学生、中学生及び高校生 | 一般の者 |
|------|---------------------|------|
| | | |

| | | | |
|-----------|-----|-----|------|
| 競技場及び多目的室 | [略] | [略] | 250円 |
| トレーニング室 | [略] | | 350円 |

備考 [略]

(3) 前2号に掲げる使用以外の使用の場合

| 使用区分 | | 使用者 | | 一般の者 |
|------|-----|-----------------|-----|--------|
| | | 幼児、小学生、中学生及び高校生 | | |
| 競技場 | [略] | [略] | [略] | 1,700円 |
| | | [略] | [略] | 850円 |
| | | [略] | [略] | 450円 |
| | | [略] | [略] | [略] |
| 多目的室 | [略] | [略] | [略] | 600円 |
| | | [略] | [略] | 300円 |

備考 [略]

別表第5 神戸市立垂水体育館の使用料（第6条関係）

(1) 大会等による全面使用又は全部使用の場合

| 使用時間 | 午前 | 午後 | 夜間 | 午前・午後 | 午後・夜 | 終日 | 時間超過 |
|-------|--------------|----------------|-------------------|----------------|----------------|----------------|------------|
| | (午前9時から正午まで) | (午後1時から午後5時まで) | (午後5時30分から午後9時まで) | (午前9時から午後5時まで) | (午後1時から午後9時まで) | (午前9時から午後9時まで) | (1時間につき) |
| 使用区分 | | | | | | | |
| 競技場 | 円 7,100 | 円 9,500 | 円 8,300 | 円 14,900 | 円 16,000 | 円 21,200 | 円 3,600 |
| 第1体育室 | 円 5,400 | 円 7,200 | 円 6,300 | 円 11,300 | 円 12,200 | 円 16,100 | 円 2,700 |
| 第2体育 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

| | | | |
|-----------|-----|-----|------|
| 競技場及び多目的室 | [略] | [略] | 200円 |
| トレーニング室 | [略] | | 300円 |

備考 [略]

(3) 前2号に掲げる使用以外の使用の場合

| 使用区分 | | 使用者 | | 一般の者 |
|------|-----|-----------------|-----|--------|
| | | 幼児、小学生、中学生及び高校生 | | |
| 競技場 | [略] | [略] | [略] | 1,500円 |
| | | [略] | [略] | 750円 |
| | | [略] | [略] | 400円 |
| | | [略] | [略] | [略] |
| 多目的室 | [略] | [略] | [略] | 500円 |
| | | [略] | [略] | 250円 |

備考 [略]

別表第5 神戸市立垂水体育館の使用料（第6条関係）

(1) 大会等による全面使用又は全部使用の場合

| 使用時間 | 午前 | 午後 | 夜間 | 午前・午後 | 午後・夜 | 終日 | 時間超過 |
|-------|--------------|----------------|-------------------|----------------|----------------|----------------|------------|
| | (午前9時から正午まで) | (午後1時から午後5時まで) | (午後5時30分から午後9時まで) | (午前9時から午後5時まで) | (午後1時から午後9時まで) | (午前9時から午後9時まで) | (1時間につき) |
| 使用区分 | | | | | | | |
| 競技場 | 円 6,200 | 円 8,200 | 円 7,200 | 円 13,000 | 円 13,900 | 円 18,400 | 円 3,100 |
| 第1体育室 | 円 4,700 | 円 6,300 | 円 5,500 | 円 9,900 | 円 10,600 | 円 14,000 | 円 2,400 |
| 第2体育 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

| | | | | | | | |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 室 | 2,300 | 3,100 | 2,700 | 4,900 | 5,200 | 6,900 | 1,200 |
| 多目的室 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 800 | 1,100 | 900 | 1,700 | 1,800 | 2,400 | 400 |

備考 [略]

(2) 個人使用の場合

| 使用区分 | 使用者 | | 一般の者 |
|-------------------|--------------|--------------|------|
| | 小学生、中学生及び高校生 | 小学生、中学生及び高校生 | |
| 第1体育室、第2体育室及び多目的室 | [略] | [略] | 250円 |
| トレーニング室 | [略] | [略] | 350円 |

備考 [略]

(3) 前2号に掲げる使用以外の使用の場合

| 使用区分 | 使用者 | | 一般の者 |
|-------|-----------------|-----------------|--------|
| | 幼児、小学生、中学生及び高校生 | 幼児、小学生、中学生及び高校生 | |
| 競技場 | [略] | [略] | 1,700円 |
| | [略] | [略] | 850円 |
| | [略] | [略] | 450円 |
| | [略] | [略] | [略] |
| 第1体育室 | [略] | [略] | 1,300円 |
| | [略] | [略] | 450円 |
| 第2体育室 | [略] | [略] | 600円 |
| 多目的室 | [略] | [略] | 250円 |

備考 [略]

別表第6 神戸市立西体育館の使用料（第6条関係）

(1) 大会等による全面使用又は全部使用の場合

| 使用時間 | 午前 (午前9時～) | 午後 (午後1時～) | 夜間 (午後5時～) | 午前・午後・夜間 | 終日 (午前9時～) | 時間超過 使用料 |
|------|---------------|---------------|---------------|----------|---------------|-------------|
|------|---------------|---------------|---------------|----------|---------------|-------------|

| | | | | | | | |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 室 | 2,000 | 2,600 | 2,300 | 4,100 | 4,400 | 5,900 | 1,000 |
| 多目的室 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 700 | 900 | 800 | 1,400 | 1,500 | 2,000 | 350 |

備考 [略]

(2) 個人使用の場合

| 使用区分 | 使用者 | | 一般の者 |
|-------------------|--------------|--------------|------|
| | 小学生、中学生及び高校生 | 小学生、中学生及び高校生 | |
| 第1体育室、第2体育室及び多目的室 | [略] | [略] | 200円 |
| トレーニング室 | [略] | [略] | 300円 |

備考 [略]

(3) 前2号に掲げる使用以外の使用の場合

| 使用区分 | 使用者 | | 一般の者 |
|-------|-----------------|-----------------|--------|
| | 幼児、小学生、中学生及び高校生 | 幼児、小学生、中学生及び高校生 | |
| 競技場 | [略] | [略] | 1,500円 |
| | [略] | [略] | 750円 |
| | [略] | [略] | 400円 |
| | [略] | [略] | [略] |
| 第1体育室 | [略] | [略] | 1,150円 |
| | [略] | [略] | 400円 |
| 第2体育室 | [略] | [略] | 500円 |
| 多目的室 | [略] | [略] | 200円 |

備考 [略]

別表第6 神戸市立西体育館の使用料（第6条関係）

(1) 大会等による全面使用又は全部使用の場合

| 使用時間 | 午前 (午前9時～) | 午後 (午後1時～) | 夜間 (午後5時～) | 午前・午後・夜間 | 終日 (午前9時～) | 時間超過 使用料 |
|------|---------------|---------------|---------------|----------|---------------|-------------|
|------|---------------|---------------|---------------|----------|---------------|-------------|

| 使用区分 | 時から正午まで) | 時から午後5時まで) | 時30分から午後9時まで) | (午前9時から午後5時まで) | (午後1時から午後9時まで) | 時から午後9時まで) | (1時間につき) |
|------|-------------|------------|---------------|----------------|----------------|-------------|-------------|
| | 競技場 | 円 7,100 | 円 9,500 | 円 8,300 | 円 14,900 | 円 16,000 | 円 21,200 |
| 体育室 | 円 2,300 | 円 3,100 | 円 2,700 | 円 4,900 | 円 5,200 | 円 6,900 | 円 1,100 |
| 会議室 | 1時間につき 500円 | | | | | | 円 700 |

備考 [略]

(2) 個人使用の場合

| 使用区分 | 使用者 | | 一般の者 |
|----------|--------------|--------------|------|
| | 小学生、中学生及び高校生 | 小学生、中学生及び高校生 | |
| 競技場及び体育室 | [略] | [略] | 250円 |
| トレーニング室 | [略] | [略] | 350円 |

備考 [略]

(3) 前2号に掲げる使用以外の使用の場合

| 使用区分 | 使用者 | | 一般の者 |
|------|-----------------|-----------------|--------|
| | 幼児、小学生、中学生及び高校生 | 幼児、小学生、中学生及び高校生 | |
| 競技場 | [略] | [略] | 1,700円 |
| | [略] | [略] | 850円 |
| | [略] | [略] | 450円 |
| | [略] | [略] | [略] |
| 体育室 | [略] | [略] | 600円 |

備考 [略]

別表第7 神戸市立小野浜公園球技場及び神戸市立港島南球技場の使用料(第6条関係)

| 使用区分 | 時から正午まで) | 時から午後5時まで) | 時30分から午後9時まで) | (午前9時から午後5時まで) | (午後1時から午後9時まで) | 時から午後9時まで) | (1時間につき) |
|------|-------------|------------|---------------|----------------|----------------|-------------|-------------|
| | 競技場 | 円 6,200 | 円 8,200 | 円 7,200 | 円 13,000 | 円 13,900 | 円 18,400 |
| 体育室 | 円 2,000 | 円 2,600 | 円 2,300 | 円 4,100 | 円 4,400 | 円 5,900 | 円 900 |
| 会議室 | 1時間につき 400円 | | | | | | 円 580 |

備考 [略]

(2) 個人使用の場合

| 使用区分 | 使用者 | | 一般の者 |
|----------|--------------|--------------|------|
| | 小学生、中学生及び高校生 | 小学生、中学生及び高校生 | |
| 競技場及び体育室 | [略] | [略] | 200円 |
| トレーニング室 | [略] | [略] | 300円 |

備考 [略]

(3) 前2号に掲げる使用以外の使用の場合

| 使用区分 | 使用者 | | 一般の者 |
|------|-----------------|-----------------|--------|
| | 幼児、小学生、中学生及び高校生 | 幼児、小学生、中学生及び高校生 | |
| 競技場 | [略] | [略] | 1,500円 |
| | [略] | [略] | 750円 |
| | [略] | [略] | 400円 |
| | [略] | [略] | [略] |
| 体育室 | [略] | [略] | 500円 |

備考 [略]

別表第7 神戸市立小野浜公園球技場及び神戸市立港島南球技場の使用料(第6条関係)

(1) [略]

(2) テニスコート

| 使用区分 | | 使用料（1時間につき） |
|-------|-------------|-------------|
| 1面につき | 平日 | 700円 |
| | 土曜日、日曜日及び休日 | 800円 |

備考

1 この表は神戸市立港島南球技場のみに適用する。

2 この表において、「平日」とは土曜日、日曜日及び休日以外の日を、「休日」とは国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

3 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間として計算する。

(3) [略]

(1) [略]

(2) [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第2条及び別表第7の改正規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、当該改正規定の施行の日以後の体育施設の使用について適用し、同日前の体育施設の使用については、なお従前の例による。

神戸ポートアイランドホール条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第41号

神戸ポートアイランドホール条例の一部を改正する条例

神戸ポートアイランドホール条例（昭和59年3月条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|---------------------------------|-----|---------------------------|----------------------------|---------------------------------|-----|---------------------------|----------------------------|
| 別表（第8条関係） | | | | 別表（第8条関係） | | | |
| (1) ホールの利用料金 | | | | (1) ホールの利用料金 | | | |
| 区分 | 使用日 | 一部使用 の利用料 金 | 全部使用 の利用料 金 | 区分 | 使用日 | 一部使用 の利用料 金 | 全部使用 の利用料 金 |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| 集会、 式典そ の他こ れらに 類する | [略] | 1日につ き <u>73万</u> 円 | 1日につ き <u>146万</u> 円 | 集会、 式典そ の他こ れらに 類する | [略] | 1日につ き <u>56万</u> 円 | 1日につ き <u>112万</u> 円 |
| | [略] | 1日につ き <u>88万</u> | 1日につ き <u>175万</u> | | [略] | 1日につ き <u>67万</u> | 1日につ き <u>134万</u> |

| もの | | 円 | 円 | もの | | 円 | 円 |
|--------------------------------------|-----|---------------------|---------------------|--------------------------------------|-----|---------------------|---------------------|
| 見本市 及び展 示会 | [略] | 1日につ き 80万 円 | 1日につ き 159万 円 | 見本市 及び展 示会 | [略] | 1日につ き 61万 円 | 1日につ き 122万 円 |
| | [略] | 1日につ き 95万 円 | 1日につ き 190万 円 | | [略] | 1日につ き 73万 円 | 1日につ き 146万 円 |
| 音楽、 芸能、 プロス ポーツ 等の興 行 | [略] | 1日につ き 108 万円 | 1日につ き 216万 円 | 音楽、 芸能、 プロス ポーツ 等の興 行 | [略] | 1日につ き 83万 円 | 1日につ き 166万 円 |
| | [略] | 1日につ き 130 万円 | 1日につ き 260万 円 | | [略] | 1日につ き 100 万円 | 1日につ き 200万 円 |
| 備考 [略] (2)～(4) [略] | | | | 備考 [略] (2)～(4) [略] | | | |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後の神戸ポートアイランドホールの使用について適用し、同日前の神戸ポートアイランドホールの使用については、なお従前の例による。

神戸市公民館条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第42号

神戸市公民館条例の一部を改正する条例

神戸市公民館条例（昭和26年5月条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | | | | 改正前 | | | | | |
|--------------|----------------|----------------|----------------|--------------|------------------|----------------|----------------|----------------|--------|--------|------------------|
| 別表（第8条関係） | | | | | | 別表（第8条関係） | | | | | |
| (1) 施設の使用料 | | | | | | (1) 施設の使用料 | | | | | |
| ア 神戸市立住之江公民館 | | | | | | ア 神戸市立住之江公民館 | | | | | |
| 施設の名称 | 使用料 | | | | | 施設の名称 | 使用料 | | | | |
| | 午前（午前9時から正午まで） | 午後 | | | 夜間（午後6時から午後9時まで） | | 午前（午前9時から正午まで） | 午後 | | | 夜間（午後6時から午後9時まで） |
| （正午から午後2時まで） | | （午後2時から午後4時まで） | （午後4時から午後6時まで） | （正午から午後2時まで） | | （午後2時から午後4時まで） | | （午後4時から午後6時まで） | | | |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| 体育室 | 1,100円 | 700円 | 700円 | 700円 | 1,100円 | 900円 | 600円 | 600円 | 600円 | 900円 | 900円 |
| イ 神戸市立葺合公民館 | | | | | | イ 神戸市立葺合公民館 | | | | | |
| 施設の名称 | 使用料 | | | | | 施設の名称 | 使用料 | | | | |
| | 午前（午前9時から正午まで） | 午後 | | | 夜間（午後6時から午後9時まで） | | 午前（午前9時から正午まで） | 午後 | | | 夜間（午後6時から午後9時まで） |
| （正午から午後2時まで） | | （午後2時から午後4時まで） | （午後4時から午後6時まで） | （正午から午後2時まで） | | （午後2時から午後4時まで） | | （午後4時から午後6時まで） | | | |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| 体育室 | 2,500円 | 1,700円 | 1,700円 | 1,700円 | 2,500円 | 2,100円 | 1,400円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 | 2,100円 |
| ウ 神戸市立清風公民館 | | | | | | ウ 神戸市立清風公民館 | | | | | |
| 施設の名称 | 使用料 | | | | | 施設の名称 | 使用料 | | | | |
| | 午前（午前9時から正午まで） | 午後 | | | 夜間（午後6時から午後9時まで） | | 午前（午前9時から正午まで） | 午後 | | | 夜間（午後6時から午後9時まで） |
| （正午から午後2時まで） | | （午後2時から午後4時まで） | （午後4時から午後6時まで） | （正午から午後2時まで） | | （午後2時から午後4時まで） | | （午後4時から午後6時まで） | | | |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| 体育室 | 1,100円 | 700円 | 700円 | 700円 | 1,100円 | 900円 | 600円 | 600円 | 600円 | 900円 | 900円 |

| | | | | | |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| 体育室 | 1,800円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,800円 |

エ 神戸市立長田公民館

| 施設の名称 | 使用料 | | | | |
|-------|----------------|--------------|----------------|----------------|------------------|
| | 午前（午前9時から正午まで） | 午後 | | | 夜間（午後6時から午後9時まで） |
| | | （正午から午後2時まで） | （午後2時から午後4時まで） | （午後4時から午後6時まで） | |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| 体育室 | 3,800円 | 2,600円 | 2,600円 | 2,600円 | 3,800円 |

オ 神戸市立南須磨公民館

| 施設の名称 | 使用料 | | | | |
|-------|----------------|--------------|----------------|----------------|------------------|
| | 午前（午前9時から正午まで） | 午後 | | | 夜間（午後6時から午後9時まで） |
| | | （正午から午後2時まで） | （午後2時から午後4時まで） | （午後4時から午後6時まで） | |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| 体育室 | 1,800円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,800円 |

カ 神戸市立東垂水公民館

| 施設の名称 | 使用料 | | | | |
|-------|----------------|--------------|----------------|----------------|------------------|
| | 午前（午前9時から正午まで） | 午後 | | | 夜間（午後6時から午後9時まで） |
| | | （正午から午後2時まで） | （午後2時から午後4時まで） | （午後4時から午後6時まで） | |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| 体育室 | 1,800円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,800円 |

| | | | | | |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| 体育室 | 1,500円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,500円 |

エ 神戸市立長田公民館

| 施設の名称 | 使用料 | | | | |
|-------|----------------|--------------|----------------|----------------|------------------|
| | 午前（午前9時から正午まで） | 午後 | | | 夜間（午後6時から午後9時まで） |
| | | （正午から午後2時まで） | （午後2時から午後4時まで） | （午後4時から午後6時まで） | |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| 体育室 | 3,300円 | 2,200円 | 2,200円 | 2,200円 | 3,300円 |

オ 神戸市立南須磨公民館

| 施設の名称 | 使用料 | | | | |
|-------|----------------|--------------|----------------|----------------|------------------|
| | 午前（午前9時から正午まで） | 午後 | | | 夜間（午後6時から午後9時まで） |
| | | （正午から午後2時まで） | （午後2時から午後4時まで） | （午後4時から午後6時まで） | |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| 体育室 | 1,500円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,500円 |

カ 神戸市立東垂水公民館

| 施設の名称 | 使用料 | | | | |
|-------|----------------|--------------|----------------|----------------|------------------|
| | 午前（午前9時から正午まで） | 午後 | | | 夜間（午後6時から午後9時まで） |
| | | （正午から午後2時まで） | （午後2時から午後4時まで） | （午後4時から午後6時まで） | |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| 体育室 | 1,500円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,500円 |

| | | | | | |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| 体育室 | 1,800円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,800円 |

キ 神戸市立玉津南公民館

| 施設の名称 | 使用料 | | | | |
|-------|----------------|--------------|----------------|----------------|------------------|
| | 午前（午前9時から正午まで） | 午後 | | | 夜間（午後6時から午後9時まで） |
| | | （正午から午後2時まで） | （午後2時から午後4時まで） | （午後4時から午後6時まで） | |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| 体育室 | 2,100円 | 1,400円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 |

(2) [略]

| | | | | | |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| 体育室 | 1,500円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,500円 |

キ 神戸市立玉津南公民館

| 施設の名称 | 使用料 | | | | |
|-------|----------------|--------------|----------------|----------------|------------------|
| | 午前（午前9時から正午まで） | 午後 | | | 夜間（午後6時から午後9時まで） |
| | | （正午から午後2時まで） | （午後2時から午後4時まで） | （午後4時から午後6時まで） | |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| 体育室 | 1,800円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,800円 |

(2) [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後の公民館の使用について適用し、同日前の公民館の使用については、なお従前の例による。

神戸市立自然の家条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第43号

神戸市立自然の家条例の一部を改正する条例

第1条 神戸市立自然の家条例（昭和48年3月条例第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>別表（第9条関係）</p> <p>(1) 次の表の使用目的の欄に掲げる目的で同表の施設の欄に掲げる施設を使用する場合</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto; text-align: center;">[略]</div> <p>備考</p> <p>1 [略]</p> <p>2 <u>この表において「教育のために」とは、教育課程に基づく学習活動を行う場合をいう。</u></p> <p><u>3～7</u> [略]</p> | <p>別表（第9条関係）</p> <p>(1) 次の表の使用目的の欄に掲げる目的で同表の施設の欄に掲げる施設を使用する場合</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto; text-align: center;">[略]</div> <p>備考</p> <p>1 [略]</p> <p><u>2～6</u> [略]</p> |

(2) [略]

(2) [略]

第2条 神戸市立自然の家条例の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 第2条による改正後 | | | | | | 第2条による改正前 | | | |
|--|--------------------------|-------------------------|------|---------------------------|------|--|--------------------------|---------------|---------------|
| 別表（第9条関係） (1) 次の表の使用目的の欄に掲げる目的で同表の施設の欄に掲げる施設を使用する場合 | | | | | | 別表（第9条関係） (1) 次の表の使用目的の欄に掲げる目的で同表の施設の欄に掲げる施設を使用する場合 | | | |
| 使用目的 | 施設 | 宿泊を伴う使用に係る利用料金（1人1泊につき） | | 宿泊を伴わない使用に係る利用料金（1人1回につき） | | 使用目的 | 施設 | 宿泊を伴う使用 | 宿泊を伴わない使用 |
| | | 小人 | 大人 | 小人 | 大人 | | | 利用料金（1人1泊につき） | 利用料金（1人1回につき） |
| | | | | | | | | | |
| 学校が教育のために、又は児童福祉施設等が事業のために使用する場合 | 宿泊棟 | 200円 | 600円 | 100円 | 300円 | 学校が教育のために、又は児童福祉施設等が事業のために使用する場合 | 宿泊棟 | 150円 | 75円 |
| | テント施設 （10平方メートル未満の区画） | 120円 | 360円 | | | | テント施設 （10平方メートル未満の区画） | 90円 | |
| 備考 | | | | | | 備考 | | | |
| 1～3 [略] | | | | | | 1～3 [略] | | | |
| 4 この表において「小人」とは、3歳以上の者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいい、「大人」とは18歳以上の者で小人以外のものをいう。 | | | | | | 4～7 [略] | | | |
| 5～8 [略] | | | | | | (2) (1)に該当しない場合 | | | |
| 施設 | | 宿泊を伴う使用に係る利用料金（1泊につき） | | | | 施設 | | 宿泊を伴う使用 | |
| [略] | | [略] | | | | [略] | | 利用料金（1泊につき） | |
| [略] | | [略] | | | | [略] | | [略] | |
| 備考 [略] | | | | | | 備考 [略] | | | |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の神戸市立自然の家条例の規定は、この条例の施行の日以後の神戸市立自然の家の使用について適用し、同日前の神戸市立自然の家の使用については、なお従前の例による。

神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第44号

神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例の一部を改正する条例

神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例（平成12年3月条例第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | | | | | | 改正前 | | | | | | | | | |
|------------|---|----------------------------|----------------------------------|----------------------------------|---|---|----------------------------------|----------------------|-------|---|----------------------------|------------------------------|------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|------------------------------|----------------------|
| 別表（第9条関係） | | | | | | | | 別表（第9条関係） | | | | | | | | | |
| (1) 施設の使用料 | | | | | | | | (1) 施設の使用料 | | | | | | | | | |
| 施設 | | 使用料（単位 円） | | | | | | 時間利用 （1時間 につき） | 施設 | | 使用料（単位 円） | | | | | | 時間利用 （1時間 につき） |
| 名称 | | 午前 〔午前9 時から正 午まで〕 | 午後 〔午後1 時から午 後5時ま で〕 | 夜間 〔午後6 時から午 後9時ま で〕 | 午前・午 後 〔午前9 時から午 後5時ま で〕 | 午後・夜 間 〔午後1 時から午 後9時ま で〕 | 終日 〔午前9 時から午 後9時ま で〕 | | 名称 | | 午前 〔午前9時 から正午ま で〕 | 午後 〔午後1時 から午後5 時まで〕 | 夜間 〔午後6時 から午後9 時まで〕 | 午前・午後 〔午前9時 から午後5 時まで〕 | 午後・夜間 〔午後1時 から午後9 時まで〕 | 終日 〔午前9時 から午後9 時まで〕 | |
| 会議室 | 大 | 1,200 | 1,600 | 1,200 | 2,800 | 2,800 | 4,000 | 400 | 会議室 | 大 | 1,100 | 1,400 | 1,100 | 2,500 | 2,500 | 3,600 | |
| | 小 | 600 | 800 | 600 | 1,400 | 1,400 | 2,000 | 200 | | 小 | 500 | 700 | 500 | 1,200 | 1,200 | 1,700 | |
| 多目的室 | 大 | 2,400 | 3,200 | 2,400 | 5,600 | 5,600 | 8,000 | 800 | 多目的室 | 大 | 2,100 | 2,800 | 2,100 | 4,900 | 4,900 | 7,000 | |
| | 小 | 1,800 | 2,400 | 1,800 | 4,200 | 4,200 | 6,000 | 600 | | 小 | 1,600 | 2,100 | 1,600 | 3,700 | 3,700 | 5,300 | |
| セミナー室 | | 2,400 | 3,200 | 2,400 | 5,600 | 5,600 | 8,000 | 800 | セミナー室 | | 2,100 | 2,800 | 2,100 | 4,900 | 4,900 | 7,000 | |
| 体育館 | | 4,000 | 5,300 | 4,000 | 9,300 | 9,300 | 13,300 | 1,300 | 体育館 | | 3,500 | 4,600 | 3,500 | 8,100 | 8,100 | 11,600 | |
| 和室 | | 600 | 800 | 600 | 1,400 | 1,400 | 2,000 | 200 | 和室 | | 500 | 700 | 500 | 1,200 | 1,200 | 1,700 | |
| 工作室 | | 1,800 | 2,400 | 1,800 | 4,200 | 4,200 | 6,000 | 600 | 工作室 | | 1,600 | 2,100 | 1,600 | 3,700 | 3,700 | 5,300 | |
| 調理室 | | 3,300 | 4,400 | 3,300 | 7,700 | 7,700 | 11,000 | 1,100 | 調理室 | | 2,900 | 3,800 | 2,900 | 6,700 | 6,700 | 9,600 | |
| 備考 [略] | | | | | | | | 備考 [略] | | | | | | | | | |
| (2) [略] | | | | | | | | (2) [略] | | | | | | | | | |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後の神戸市生涯学習支援センターその他の施設の使用について適用し、同日前の神戸市生涯学習支援センターその他の施設の使用については、なお従前の例による。

神戸市立図書館条例の一部を改正する条例を次のよう公布にする。

神戸市条例第45号

神戸市立図書館条例の一部を改正する条例

神戸市立図書館条例（昭和25年10月条例第206号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---------------------------|----|-----|-----|-----------|----------------------|-----|-----|----------|------------------------|-----|-----|---|----|----|-----|-----|-----------|--------------------|-----|-----|----------|------------------------|-----|-----|
| (名称及び位置) | (名称及び位置) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。 | 第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">神戸市立三宮図書館</td> <td style="text-align: center;">神戸市中央区雲井通 5丁目1番1号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">神戸市立北図書館</td> <td style="text-align: center;">神戸市北区鈴蘭台西 町1丁目25番1号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | [略] | [略] | 神戸市立三宮図書館 | 神戸市中央区雲井通 5丁目1番1号 | [略] | [略] | 神戸市立北図書館 | 神戸市北区鈴蘭台西 町1丁目25番1号 | [略] | [略] | <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">神戸市立三宮図書館</td> <td style="text-align: center;">神戸市中央区小野浜 町1番4号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">神戸市立北図書館</td> <td style="text-align: center;">神戸市北区鈴蘭台西 町1丁目22番1号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | [略] | [略] | 神戸市立三宮図書館 | 神戸市中央区小野浜 町1番4号 | [略] | [略] | 神戸市立北図書館 | 神戸市北区鈴蘭台西 町1丁目22番1号 | [略] | [略] |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 神戸市立三宮図書館 | 神戸市中央区雲井通 5丁目1番1号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 神戸市立北図書館 | 神戸市北区鈴蘭台西 町1丁目25番1号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 神戸市立三宮図書館 | 神戸市中央区小野浜 町1番4号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 神戸市立北図書館 | 神戸市北区鈴蘭台西 町1丁目22番1号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の改正規定（「神戸市北区鈴蘭台西町1丁目22番1号」を「神戸市北区鈴蘭台西町1丁目25番1号」に改める部分に限る。） 令和9年9月1日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日

(2) 第2条の改正規定（「神戸市中央区小野浜町1番4号」を「神戸市中央区雲井通5丁目1番1号」に改める部分に限る。） 令和10年2月1日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日

(準備行為)

2 この条例による改正後の神戸市立図書館条例(以下この項において「新条例」という。)を施行するために必要な神戸市立三宮図書館及び神戸市立北図書館に係る指定管理者の指定その他の準備行為は、前項各号に掲げる規定の施行の日前においても、新条例の例によりすることができる。

神戸市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第46号

神戸市介護保険条例の一部を改正する条例

神戸市介護保険条例(平成12年3月条例第98号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(減免の申請)</p> <p>第24条 前条に規定する減額又は免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。<u>ただし、前条第3号に掲げる事由に該当する場合であつて、かつ、規則で定める場合に該当するときは、この限りでない。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>附 則</p> <p><u>(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)</u></p> | <p>(減免の申請)</p> <p>第24条 前条に規定する減額又は免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>附 則</p> |

第4条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第8条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4

第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金

額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第8条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を

加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第8条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22

条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第5条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第8条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村

民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所

得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金

額が161万9,000円以上190万円未
満であり、かつ、地方税法第295条
第3項に規定する政令で定める
基準に従い当該市町村の条例で
定める金額から同年の合計所得
金額を控除して得た額が、65万円
から、同年中の給与等の収入金額
から当該給与等の収入金額を別
表第5の給与等の金額として、別
表第5により当該金額に応じて
求めた別表第5の給与所得控除
後の給与等の金額を控除して得
た額を控除して得た額以下であ
る場合

2 第1号被保険者の令和8年度にお
ける保険料率の算定についての第8
条第1項の規定の適用については、
当該第1号被保険者が前項第1号に
掲げる者に該当し、かつ、同項第2号
又は第3号に掲げる者のいずれかに
該当するときは、当該第1号被保険
者は、同年度分の地方税法の規定に
よる市町村民税が課されている者と
みなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第47号

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">（保険料の賦課額）</p> <p>第12条 <u>保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。</u></p> | <p style="text-align: center;">（保険料の賦課額）</p> <p>第12条 <u>保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項第3号に規定する介護納付金賦課</u></p> |

被保険者をいう。以下同じ。)につき
算定した介護納付金賦課額 (同号に
規定する介護納付金賦課額をいう。
以下同じ。)の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者
につき算定した基礎賦課額 (国民
健康保険法施行令 (昭和33年政令
第362号。以下「令」という。)第
29条の7第1項第1号に規定する
基礎賦課額をいう。以下同じ。)
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者
につき算定した後期高齢者支援金
等賦課額 (令第29条の7第1項第
2号に規定する後期高齢者支援金
等賦課額をいう。以下同じ。)
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付
金賦課被保険者 (令第29条の7第
1項第3号に規定する介護納付金
賦課被保険者をいう。以下同じ。)
につき算定した介護納付金賦課額
(令第29条の7第1項第3号に規
定する介護納付金賦課額をいう。
以下同じ。)
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者
につき算定した子ども・子育て支
援納付金賦課額 (令第29条の7第
1項第4号に規定する子ども・子

育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。)

(基礎賦課総額)

第12条の2 保険料の賦課額のうち被保険者に係る基礎賦課額(第18条の2、第18条の3又は第18条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつてはその減額することとなる額を、第23条の規定により基礎賦課額を減免するものとした場合にあつてはその減免することとなる額を、第23条の2の規定により基礎賦課額を軽減するものとした場合にあつてはその軽減することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定する。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア [略]

イ 国民健康保険事業費納付金(法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(兵庫県(以下「県」という。))が行う国民健康保険の

(基礎賦課総額)

第12条の2 保険料の賦課額のうち被保険者に係る基礎賦課額(第18条の2、第18条の3又は第18条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつてはその減額することとなる額を、第23条の規定により基礎賦課額を減免するものとした場合にあつてはその減免することとなる額を、第23条の2の規定により基礎賦課額を軽減するものとした場合にあつてはその軽減することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定する。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア [略]

イ 国民健康保険事業費納付金(法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(兵庫県(以下「県」という。))が行う国民健康保険の

被保険者に係るものにより、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ～オ [略]

カ アからオまでに掲げるもののほか、国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（県が行う国民健康保険の被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金

被保険者に係るものにより、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ～オ [略]

カ アからオまでに掲げるもののほか、国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（県が行う国民健康保険の被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金

等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア [略]

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等、介護納付金及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ、エ [略]

(基礎賦課額の保険料率)

第15条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) [略]

等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア [略]

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ、エ [略]

(基礎賦課額の保険料率)

第15条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の100分の38に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) [略]

2、3 [略]

(基礎賦課限度額)

第15条の5 第13条の基礎賦課額は、67万円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の10 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の38に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) [略]

2、3 [略]

(介護納付金賦課額の保険料率)

第15条の19 介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の100分の38に相当する額を当該年度の初日における被保険者の見込数で除して得た額

(3) [略]

2、3 [略]

(基礎賦課限度額)

第15条の5 第13条の基礎賦課額は、66万円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の10 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の38に相当する額を当該年度の初日における被保険者の見込数で除して得た数

(3) [略]

2、3 [略]

(介護納付金賦課額の保険料率)

第15条の19 介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) [略]

2、3 [略]

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第15条の21 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第18条の2、第18条の3、第18条の4又は第18条の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつてはその減額することとなる額を、第23条の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減免するものとした場合にあつてはその減免することとなる額を、第23条の2の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を軽減するものとした場合にあつてはその軽減することとなる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額

(1) [略]

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額

(3) [略]

2、3 [略]

の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第18条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第15条の22 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当

該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第15条の23 前条の所得割額は、被保

険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に第15条の25第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 第14条第2項及び第3項の規定

は、前項の規定による所得割額の算定について準用する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の算定)

第15条の24 第15条の22の被保険者均等割額は、その世帯に属する被保険者の数に次条第1項第2号の被保険者均等割の保険料率を乗じて算定した額とする。

2 第15条の22の18歳以上被保険者均等割額は、その世帯に属する18歳以上被保険者の数に次条第1項第3号の18歳以上被保険者均等割の保険料率を乗じて算定した額とする。

3 第15条の22の世帯別平等割額は、次条第1項第3号アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ同号アからウまでに定めるところにより得た世帯別平等割の保険料率と同額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第15条の25 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額の100分の45に相当

する額を子ども・子育て支援納付
金賦課額算定の基礎となる基礎控
除後の総所得金額等(令第29条の7
第3項第4号ただし書に規定する場
合にあつては、省令第32条の9の2
に規定する方法により補正された
後の額)の当該年度における見込
総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育
て支援納付金賦課総額の100分の
38に相当する額を当該年度の前年
度及びその直前の2か年の各年度
における被保険者の数等を勘案し
て算定した数で除して得た額

(3) 18歳以上被保険者均等割 第15
条の21第1号イに掲げる額を当該
年度の前年度及びその直前の2か
年度の各年度における18歳以上被
保険者の数等を勘案して算定した
数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに
掲げる世帯の区分に応じ、それぞ
れアからウまでに定めるところに
より算定した額

ア イ又はウ以外の世帯 子ども
も・子育て支援納付金賦課総額
の100分の17に相当する額を当
該年度の前年度及びその直前の

2か年の各年度における被保険者の属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第15条の26 第15条の22の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えない。

(賦課期日後において納付義務の発生若しくは消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)

(賦課期日後において納付義務の発生若しくは消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)

第18条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した場合、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合又は1世帯に属する被保険者が令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第13条の賦課額、第15条の7若しくは第15条の22の賦課額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）、第15条の16の賦課額又は第18条の2第1項及び第2項に定める額若しくは同条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項及び第2項に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該

第18条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した場合、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合又は1世帯に属する被保険者が令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第13条の賦課額、第15条の7の賦課額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）、第15条の16の賦課額又は第18条の2第1項及び第2項に定める額若しくは同条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項及び第2項に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該

当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日)、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日又は1世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第13条の賦課額、第15条の7若しくは第15条の22の賦課額、第15条の16の賦課額又は第18条の2第1項及び第2項に定める額若しくは同条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項及び第2項に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

（低所得者の保険料の減額）

第18条の2 [略]

者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日)、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日又は1世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第13条の賦課額、第15条の7の賦課額、第15条の16の賦課額又は第18条の2第1項及び第2項に定める額若しくは同条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項及び第2項に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

（低所得者の保険料の減額）

第18条の2 [略]

2 [略]

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、後期高齢者支援金等賦課額の減額にあつては、前2項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条の賦課額」とあるのは「第15条の7の賦課額」と、介護納付金賦課額の減額にあつては、前2項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条の賦課額」とあるのは「第15条の16の賦課額」と、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額にあつては、前2項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第13条の賦課額」とあるのは「第15条の22の賦課額」とそれぞれ読み替えるものとする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第18条の3 [略]

2 [略]

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用す

2 [略]

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、後期高齢者支援金等賦課額の減額にあつては、前2項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条の賦課額」とあるのは「第15条の7の賦課額」と、介護納付金賦課額の減額にあつては、前2項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条の賦課額」とあるのは「第15条の16の賦課額」とそれぞれ読み替えるものとする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第18条の3 [略]

2 [略]

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基

る。この場合において、後期高齢者支援金等賦課額の減額にあつては、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の7」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額にあつては、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の22」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

4、5 [略]

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、後期高齢者支援金等賦課額の減額にあつては、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の7」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と、子ども・子育て支援

基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の7」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

4、5 [略]

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の7」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

納付金賦課額の減額にあつては、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の22」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第18条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（令第29条の7第6項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。

2 [略]

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額、子ども・子育て支援納付金賦課額及び介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、後期高齢者支援金等賦課額にあつては、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課

(出産被保険者の保険料の減額)

第18条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする（第5項に掲げる場合を除く）。

2 [略]

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の7」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、前項中「前項

額」と、「第13条」とあるのは「第15条の7」と、「67万円」とあるのは「26万円」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額にあつては、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の22」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と、介護納付金賦課額の減額にあつては、第1項中「出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の16」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「出

4 [略]

5 [略]

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額、子ども・子育て支援納付金賦課額及び介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、後期高齢者支援金等賦課額にあつては、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の7」と、「67万円」とあるのは「26万円」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額にあつては、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦

産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の16」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「前項に規定する額」とあるのは「第4項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

5 [略]

6 [略]

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の7」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の22」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と、介護納付金賦課額の減額にあつては、第4項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の16」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の16」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「前項に規定する額」とあるのは

「第8項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第18条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第15条の25の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率（第18条の2第3項、第18条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額。以下同じ。）か

ら、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 市長は、前項に規定する額を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(徴収の特例)

第18条の6 [略]

(特例対象被保険者等に係る特例)

第23条の3 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第14条第1項、第15条の8、第15条の17及び第15条の23並びに第18条の2第1項の規定の適用については、第14条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）」と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法」と、第18条の2第1項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給

(徴収の特例)

第18条の5 [略]

(特例対象被保険者等に係る特例)

第23条の3 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第14条第1項及び第18条の2第1項の規定の適用については、第14条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）」と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法」と、第18条の2第1項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項

| | |
|---|---|
| <p>与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。) 」と、「ついでには、同法」とあるのは「ついでには、地方税法」とする。</p> <p>2、3 [略]</p> | <p>の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。) 」と、「ついでには、同法」とあるのは「ついでには、地方税法」とする。</p> <p>2、3 [略]</p> |
|---|---|

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の神戸市国民健康保険条例は、令和8年度以降の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第48号

神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例
(高齢期移行者医療費助成に関する条例の一部改正)

第1条 神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例(昭和46年4月条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (助成の範囲) | (助成の範囲) |
| <p>第3条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費のうち、国民健康保険法の被保険者又は社会保険各法の被保険者若しくは組合員(被保険者又は組合員であつた者を含む。以下同じ。)が負担すべき額(当該医療に要する費用の額から国民健康保険法又は社会保険各法</p> | <p>第3条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費のうち、国民健康保険法の被保険者又は社会保険各法の被保険者若しくは組合員(被保険者又は組合員であつた者を含む。以下同じ。)が負担すべき額(当該医療に要する費用の額から国民健康保険法又は社会保険各法</p> |

| | |
|---|---|
| <p>の規定により療養の給付を行うもの（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。）<u>及び医療保険各法以外の法令の規定その他の制度によつて国、地方公共団体（保険者たる地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において行われる医療に関する給付の額を控除した額。</u>以下「被保険者等負担額」という。）から、一部負担金を控除した額を助成する。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> | <p>の規定により療養の給付を行うもの（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。）を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。）から、一部負担金を控除した額を助成する。<u>ただし、法令の規定その他の制度によつて国、地方公共団体又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> |
|---|---|

（重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正）

第2条 神戸市重度障害者医療費助成に関する条例（昭和48年4月条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(助成の範囲)</p> <p>第3条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費（前条第2号オに該当する対象者にあつては、<u>精神疾患の医療に係る医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条に規定する自立支援医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に掲げる精神通院医療に係る医療費に限る。）を除く。</u>）を除く。以下同じ。）のうち、国民健康保険法の被保険者又は社会保険各法の被保険者若しくは組合員（被保険者又は組合員であつた者を含む。以下同じ。）又は後期高齢者医療の被保険者が負担すべき額（当該医療に要する費用の額から国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により療養の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる</p> | <p>(助成の範囲)</p> <p>第3条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費（前条第2号オに該当する対象者にあつては、<u>精神疾患の医療に係る医療費を除く。</u>以下同じ。）のうち、国民健康保険法の被保険者又は社会保険各法の被保険者若しくは組合員（被保険者又は組合員であつた者を含む。以下同じ。）又は後期高齢者医療の被保険者が負担すべき額（当該医療に要する費用の額から国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により療養の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。）を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。）から、一部負担金を控除した額（18歳の誕生日（誕生日が2月29日である者については、2月28日。以下同じ。）の前日以後の最初の3月31日までの間にあ</p> |

| | |
|--|--|
| <p>給付を受けることができる場合における当該給付を含む。) <u>及び医療保険各法以外の法令の規定その他の制度によつて国、地方公共団体（保険者たる地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において行われる医療に関する給付の額を控除した額。</u>以下「被保険者等負担額」という。) から、一部負担金を控除した額（18歳の誕生日（誕生日が2月29日である者について、うるう年以外の年にあつては、2月28日。以下同じ。）の前日以後の最初の3月31日までの間にある対象者の入院に係る医療費の場合にあつては、被保険者等負担額の全額）を助成する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2～8 [略]</p> | <p>る対象者の入院に係る医療費の場合にあつては、被保険者等負担額の全額）を助成する。<u>ただし、法令の規定その他の制度によつて国、地方公共団体又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2～8 [略]</p> |
|--|--|

(こども医療費助成に関する条例の一部改正)

第3条 神戸市こども医療費助成に関する条例（昭和48年4月条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の要件のいずれにも適合している者であつて、神戸市内に住所を有する乳幼児等（以下「対象乳幼児等」という。）を現に監護している親権者若しくは後見人又はこれらに準ずる者とする。</p> <p>(1) 対象乳幼児等が次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）<u>における被扶養者又は被保険者若しくは組合員</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費のうち、国民健康保険法の被保険者又は社会保険各法の被保険者若しくは組合員（被保険者又は組合員であつた者を含む。以下同じ。）が負担すべ</p> | <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の要件のいずれにも適合している者であつて、神戸市内に住所を有する乳幼児等（以下「対象乳幼児等」という。）を現に監護している親権者若しくは後見人又はこれらに準ずる者とする。</p> <p>(1) 対象乳幼児等が次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）<u>の被扶養者で、対象者を当該社会保険各法の被保険者又は組合員とするもの</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費のうち、国民健康保険法の被保険者又は社会保険各法の被保険者若しくは組合員（被保険者又は組合員であつた者を含む。以下同じ。）が負担すべ</p> |

き額（当該医療に要する費用の額から国民健康保険法及び社会保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。）及び医療保険各法以外の法令の規定その他の制度によつて国、地方公共団体（保険者たる地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において行われる医療に関する給付の額を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。）について、対象乳幼児等である乳児の医療費並びに対象乳幼児等である幼児等、小児及び児童の入院に係る医療費の場合にあつては被保険者等負担額の全額を、対象乳幼児等である幼児等、小児及び児童の外来に係る医療費の場合にあつては被保険者等負担額から一部負担金を控除した額（対象乳幼児等である幼児等のうち3歳の誕生日の属する月の末日までの間にある者にあつては、次項から第5項までの規定にかかわらず、被保険者等負担額

き額（当該医療に要する費用の額から国民健康保険法及び社会保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。）を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。）について、対象乳幼児等である乳児の医療費並びに対象乳幼児等である幼児等、小児及び児童の入院に係る医療費の場合にあつては被保険者等負担額の全額を、対象乳幼児等である幼児等、小児及び児童の外来に係る医療費の場合にあつては被保険者等負担額から一部負担金を控除した額（対象乳幼児等である幼児等のうち3歳の誕生日の属する月の末日までの間にある者にあつては、次項から第5項までの規定にかかわらず、被保険者等負担額の全額）を助成する。ただし、法令の規定その他の制度によつて国、地方公共団体又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは、この限りでない。

| | |
|-------------|-------------|
| の全額) を助成する。 | |
| (1)、(2) [略] | (1)、(2) [略] |
| 2～6 [略] | 2～6 [略] |

(ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正)

第4条 神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(昭和54年3月条例第73号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (助成の範囲) | (助成の範囲) |
| <p>第4条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費のうち、国民健康保険法の被保険者、社会保険各法の被保険者若しくは組合員(被保険者又は組合員であつた者を含む。以下同じ。)又は後期高齢者医療の被保険者が負担すべき額(当該医療に要する費用の額から国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により療養の給付を行う者(以下「保険者」という。))が負担すべき</p> | <p>第4条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費のうち、国民健康保険法の被保険者、社会保険各法の被保険者若しくは組合員(被保険者又は組合員であつた者を含む。以下同じ。)又は後期高齢者医療の被保険者が負担すべき額(当該医療に要する費用の額から国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により療養の給付を行う者(以下「保険者」という。))が負担すべき</p> |

額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。）による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。）
及び医療保険各法以外の法令の規定その他の制度によつて国、地方公共団体（保険者たる地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において行われる医療に関する給付の額
 を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。）から、一部負担金を控除した額（対象者である児童（第2条第3号アに掲げる者に限る。）の入院に係る医療費の場合にあつては、被保険者等負担額の全額）を助成する。

(1)～(3) [略]

2～7 [略]

額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。）による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。）
 を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。）から、一部負担金を控除した額（対象者である児童（第2条第3号アに掲げる者に限る。）の入院に係る医療費の場合にあつては、被保険者等負担額の全額）を助成する。ただし、法令の規定その他の制度によつて国、地方公共団体又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは、この限りでない。

(1)～(3) [略]

2～7 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例、神戸市重度障害者医療費助成に関する条例、神戸市こども医療費助成に関する条例及び神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の規定は、施行日以後に行

われた診療、薬剤の支給又は手当（以下「診療等」という。）に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた診療等に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービス事業所等の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第49号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービス事業所等の設置に関する条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービス事業所等の設置に関する条例（平成18年9月条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | |
|---|---------------------------------|----|-----|-----|---------------|-----|---|----|----|-----|-----|---------------|-----|
| (名称及び位置) | (名称及び位置) | | | | | | | | | | | | |
| 第2条 サービス事業所の名称及び位置は、次の表のとおりとする。 | 第2条 サービス事業所の名称及び位置は、次の表のとおりとする。 | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">神戸市立自立センターあづま</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | [略] | [略] | 神戸市立自立センターあづま | [略] | <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">神戸市立自立センターあづま</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | [略] | [略] | 神戸市立自立センターあづま | [略] |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | |
| [略] | [略] | | | | | | | | | | | | |
| 神戸市立自立センターあづま | [略] | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | |
| [略] | [略] | | | | | | | | | | | | |
| 神戸市立自立センターあづま | [略] | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|---|-----|--------------------|--------------------------|
| | | 神戸市立東垂水 サービス事業所 | 神戸市垂水区城 が山2丁目2番 3号 |
| | [略] | [略] | [略] |
| 2 | [略] | 2 | [略] |

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

神戸市旅館業法の施行等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第50号

神戸市旅館業法の施行等に関する条例の一部を改正する条例

神戸市旅館業法の施行等に関する条例（平成16年3月条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">（旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準）</p> <p>第2条 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「令」という。）第1条第1項第8号に規定する条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 客室は、次の要件を満たすものであること。</p> | <p style="text-align: center;">（旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準）</p> <p>第2条 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「令」という。）第1条第1項第8号に規定する条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 客室は、次の要件を満たすものであること。</p> |

ア～エ [略]

オ 客室には、直接外気に接する箇所に採光のための窓を設けること。

カ [略]

キ 寝室(浴室、便所その他これらに類する部分を除く。以下同じ。)の1人当たりの床面積は、3平方メートル以上であること。

(4) 玄関帳場は、次の要件を満たすものであること。

ア 宿泊者及び宿泊しようとする者(以下「宿泊者等」という。)の出入りを直接確認することができる場所に設けられていること。ただし、次号イの基準を満たす設備を有する場合は、この限りでない。

イ、ウ [略]

エ 玄関帳場の受付台は、事務を執るのに適した広さを有し、宿泊者等と従業者が直接面接することができる構造であること。

ア～エ [略]

オ 寝室(浴室、便所その他これらに類する部分を除く。以下同じ。)の有効幅員は、1.8メートル以上であること。

カ 寝室には、直接外気に接する箇所に採光窓を設けること。

キ [略]

ク 寝室の1人当たりの床面積は、3平方メートル以上であること。

(4) 玄関帳場は、次の要件を満たすものであること。

ア 宿泊者及び宿泊しようとする者(以下「宿泊者等」という。)の出入りを直接確認することができる場所に設けられていること。

イ、ウ [略]

エ 玄関帳場の受付台は、事務を執るのに適した広さを有し、当該受付台を挟んで宿泊者等と従業者が直接面接することができる

オ～ク [略]

ケ 玄関帳場に、宿泊しようとする者が宿泊者名簿に記載するための設備が設けられていること。

コ [略]

(5) 令第1条第1項第2号に規定する宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するもの(以下「玄関帳場代替設備」という。)を有する施設にあつては、次の要件を満たすものであること。

ア 当該施設へおおむね10分以内で駆け付けることができる範囲内に、宿泊者等の確認を行うことができる事務所(以下「管理事務所」という。)を設けること。

イ 施設への出入りの状況の確認を鮮明な画像により行うことができるビデオカメラその他の撮影機器(以下「ビデオカメラ等」という。)及び宿泊しようとする者の本人確認を鮮明な画像により行うことができるビデオカメラ等を設置すること。ただし、対面でのみ面接を行う施設につい

る構造であること。

オ～ク [略]

ケ 玄関帳場に、宿泊者等が宿泊者名簿に記載するための設備が設けられていること。

コ [略]

(5) 玄関帳場を有しない施設にあつては、次の要件を満たすものであること。

ア 当該施設へおおむね10分以内で駆け付けることができる範囲内に、宿泊者等との面接を行うことができる事務所(以下「管理事務所」という。)を設けること。

イ 宿泊者等の出入りの状況を鮮明な画像により確認することができるビデオカメラその他の撮影機器を設置し、及び当該機器を利用して宿泊者等の本人確認を行うこと。

ては、本人確認用のビデオカメラ等の設置を要しない。

ウ～オ [略]

(6) [略]

(7) 入浴設備は、次の要件を満たすものであること。

ア 客室に入浴設備を設ける場合は、当該入浴設備の内部を当該客室の外部から見通すことができない構造であること又は遮ることができる設備（入浴設備側

ウ～オ [略]

(6) [略]

(7) 客室を5室以上設ける施設のうち、幅員1.4メートル以上の寝台を有し、かつ宿泊者等が靴その他の履物を玄関で脱がないで客室まで行くことができる構造の施設にあっては、ロビーを有すること。この場合において、次の表の左欄に掲げる宿泊者の定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積以上の床面積を有するロビー（玄関帳場に接続して設けられているものに限る。）を有すること。

| 宿泊者の定員 | 面積 |
|------------|----------|
| 30人以下 | 30平方メートル |
| 31人から50人まで | 40平方メートル |
| 51人以上 | 50平方メートル |

(8) 入浴設備は、次の要件を満たすものであること。

ア 壁その他の区画により、外部から見通すことができない構造であること。

からのみ操作可能な設備に限る。)が設けられていること。ただし、水着その他これに類するもの(以下「水着等」という。)の着用を義務付けている区域については、この限りでない。

イ 共同用の入浴設備を有する場合には、次の要件を満たすものであること。

(ア) 入浴設備は、壁その他の区画により外部から見通すことができないようにすること。
ただし、水着等の着用を義務付けている区域については、この限りでない。

(イ)、(ウ) [略]

(エ) 脱衣室(通常1人で利用する入浴設備内に設置されたものを除く。)には、洗面設備が1個以上設けられていること。

(8) [略]

(9) ロビー又は食堂を設ける場合にあっては、必要に応じて、当該利用

イ 共同用の浴室を有する場合には、次の要件を満たすものであること。

(ア)、(イ) [略]

(ウ) 脱衣室には、洗面設備が1個以上設けられていること。
この場合において、当該洗面設備に供給する水は、原則として上水道の水を使用することとし、井戸水その他の上水道以外の水を使用するときは、消毒し、飲用に適する旨の確認を受けておくこと。

(9) [略]

(10) ロビー及び食堂の利用者の用に供するための共同用の便所が、

者の用に供するための共同用の便
所が、適当な場所に設けられてい
ること。

(10) [略]

(11)～(14) [略]

(簡易宿所営業の施設の構造設備の
基準)

第3条 令第1条第2項第7号に規定
する条例で定める構造設備の基準
は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号(カ及びキ
を除く。)、第6号から第8号まで
及び第10号から第14号までの規定
の要件を満たすものであること。

(2) 前条第4号の基準を満たす玄関
帳場又は同条第5号の基準を満た
す玄関帳場代替設備を有するこ
と。

適当な場所に設けられているこ
と。

(11) [略]

(12) 宿泊者等に食事を提供する施
設にあつては、適当な規模の調理
室を有すること。

(13)～(16) [略]

(簡易宿所営業の施設の構造設備の
基準)

第3条 令第1条第2項第7号に規定
する条例で定める構造設備の基準
は、次のとおりとする。

(1) 第2条第1号、第3号(キ及び
クを除く。)、第6号、第8号、第
9号及び第11号から第16号までの
規定の要件を満たすものであるこ
と。

(2) 宿泊者等との面接に適する玄関
帳場(第2条第4号アからコまで
に掲げる基準を満たすものに限
る。)を有すること。ただし、事故
が発生したときその他の緊急時に
おける迅速な対応を可能とする設
備並びに宿泊者の名簿の正確な記
載、宿泊者等との間の客室の鍵の
適切な受渡し及び宿泊者等以外の
出入りの状況の確認を可能とする

設備を有するものとして、次の要件を満たすものである場合は、この限りではない。

ア 当該施設へおおむね10分以内で駆け付けることができる範囲内に、管理事務所が設けられていること。

イ 宿泊者等の出入りの状況を鮮明な画像により確認することができるビデオカメラその他の撮影機器を設置し、及び当該機器を利用して宿泊者等の本人確認を行うこと。

ウ 当該施設及び管理事務所に双方の間で連絡を取ることができる通話機器を設置すること。

エ 当該施設の出入口に、当該施設の名称及び営業者名、管理事務所の所在地並びに事故が発生したときその他の緊急を要する事態が発生した場合に対応する者の連絡先が表示されていること。

オ 管理事務所の出入口に、当該管理事務所が当該施設の一部である旨、当該施設の名称及び所在地並びに事故が発生したときその他の緊急を要する事態が発

(3)～(5) [略]

(下宿営業の施設の構造設備の基準)

第4条 令第1条第3項第5号に規定する条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 第2条第1号、第3号(カ及びキを除く。)、第7号、第8号及び第10号から第14号までの規定の要件を満たすものであること。

(2) [略]

(構造設備の基準の特例)

第5条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和39年兵庫県条例第55号)第2条第3号に規定する第3種地域(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第28条第1項の規定により店舗型性風俗特殊営業を営むことを禁止されている区域(以下「店舗型性風俗特殊営業の禁止区域」という。))を除く。)及び同条例第2条第4号に規定する第4種地域(店舗型性風俗特殊営業の禁止区域を除く。)(以下これらを「第3種地域等」という。)内におけ

生した場合に対応する者の連絡先が表示されていること。

(3)～(5) [略]

(下宿営業の施設の構造設備の基準)

第4条 令第1条第3項第5号に規定する条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 第2条第1号、第3号(キを除く。)、第8号、第9号及び第11号から第16号までの規定の要件を満たすものであること。

(2) [略]

(構造設備の基準の特例)

第5条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和39年兵庫県条例第55号)第2条第3号に規定する第3種地域(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第28条第1項の規定により店舗型性風俗特殊営業を営むことを禁止されている区域(以下「店舗型性風俗特殊営業の禁止区域」という。))を除く。)及び同条例第2条第4号に規定する第4種地域(店舗型性風俗特殊営業の禁止区域を除く。)(以下これらを「第3種地域等」という。)内におけ

る次の各号に掲げる構造設備の基準は、第2条から前条までの規定にかかわらず、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 令第1条第1項第8号に規定する条例で定める構造設備の基準
第2条各号(第1号、第3号ア及びエ、第6号並びに第13号を除く。)

(2) 令第1条第2項第7号に規定する条例で定める構造設備の基準
第2条第3号イ、ウ及びオ、第7号、第8号、第10号から第12号まで並びに第14号並びに第3条各号(第1号を除く。)

(3) 令第1条第3項第5号に規定する条例で定める構造設備の基準
第2条第3号イ、ウ及びオ、第7号、第8号、第10号から第12号まで並びに第14号並びに前条各号(第1号を除く。)

(旅館業の施設について講ずべき措置の基準)

第8条 法第4条第2項に規定する条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。

(1)～(8) [略]

(9) 水は、原則として上水道を使用

る次の各号に掲げる構造設備の基準は、第2条から前条までの規定にかかわらず、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 令第1条第1項第8号に規定する条例で定める構造設備の基準
第2条各号(第1号、第3号ア及びエ、第6号、第7号、第8号ア並びに第15号を除く。)

(2) 令第1条第2項第7号に規定する条例で定める構造設備の基準
第2条第3号イ、ウ、オ及びカ、第4号、第8号イ、第9号、第11号から第14号まで並びに第16号並びに第3条各号(第1号を除く。)

(3) 令第1条第3項第5号に規定する条例で定める構造設備の基準
第2条第3号イ、ウ、オ及びカ、第8号、第9号、第11号から第14号まで並びに第16号並びに第4条各号(第1号を除く。)

(旅館業の施設について講ずべき措置の基準)

第8条 法第4条第2項に規定する条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。

(1)～(8) [略]

(9) 水は、原則として上水道を使用

し、井戸水等を使用するときは、消毒し、毎年2回以上水質検査を受け、飲用に適する旨の確認を受けておくこと。

(10)、(11) [略]

(12) 宿泊しようとする者と必ず面接すること。ただし、第2条第5号イに規定する本人確認用のビデオカメラ等を利用して宿泊しようとする者の本人確認を実施する場合は、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、旅館業の施設について講ずべき措置の基準は次のとおりとする。

(1) 前項第12号ただし書の規定の適用を受ける施設にあつては、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第4条の3第1項第2号に規定する宿泊者名簿の正確な記載を可能とするための措置として、次のいずれかの措置が講じられていること。

ア チェックイン時に、宿泊しよ

し、井戸水等を使用するときは、毎年2回以上水質検査を受け、飲用に適する旨の確認を受けておくこと。

(10)、(11) [略]

(12) 宿泊しようとする者と必ず面接すること。ただし、令第1条第1項第2号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合する設備を有した施設又は第3条第2号アからオまでに掲げる基準のいずれにも適合する施設において、面接と同等の効果を有すると認められる措置を講じている場合はこの限りではない。

2 前項に定めるもののほか、旅館業の施設について講ずべき措置の基準は次のとおりとする。

(1) 前項第12号ただし書の規定の適用を受ける施設にあつては、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第4条の3第1項第2号に規定する宿泊者名簿の正確な記載を可能とするための措置として、宿泊者の顔及び旅券を鮮明な画像により確認し、その画像の保存を行うこと。

うとする者の顔及び旅券（宿泊しようとする者が日本国内に住所を有しない外国人である場合に限る。以下同じ。）を鮮明な画像により確認し、旅券の画像にあっては3年間保存すること。

イ 氏名、住所、連絡先及び年齢又は生年月日その他宿泊しようとする者の本人確認に必要な情報（以下「本人確認情報」という。）並びに営業者の発行する二次元コード、暗証番号その他認証が可能な情報（以下「事前共有情報」という。）を営業者と宿泊しようとする者が事前に共有した上で、宿泊しようとする者本人が施設の出入口に設置された自動チェックイン機器その他これに類するものに示した本人確認情報及び事前共有情報と、営業者の保有する本人確認情報及び事前共有情報を照合することができること。その際、本人確認の状況及び旅券について、宿泊しようとする者の顔及び旅券の記載内容を判別できる角度で、ビデオカメラ等により鮮明な画像で録画し、録画した画像は、本人

確認の状況については1箇月以上、旅券については3年間保存し、必要時に確認すること。

(2) 事故が発生したとき、宿泊者専用区域に無断侵入する者がいるときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。

(3) 宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、おおむね10分以内で従業者その他の対応可能な者が駆けつけることができること。

(4) [略]

(5) 次のいずれかの方法により、施設への出入確認を行うこと。

ア 玄関帳場において出入りの都度目視にて実施する。

イ ビデオカメラ等を用いて、施設内又は管理事務所に常駐する従事者が出入りの都度鮮明な画像により実施する。

ウ チェックイン時に本人確認を受けた者でなければ宿泊者専用区域に出入りできない構造である場合において、宿泊者専用区域への出入りの状況について、

(2) 宿泊者等に緊急を要する事態が発生した場合において、その求めに応じておおむね10分以内で従業者その他の対応可能な者が駆けつけることができる体制を整備すること。

(3) [略]

当該者の顔を判別できる角度で、ビデオカメラ等により鮮明な画像で録画するとともに、録画した画像を1箇月以上保存し、無断侵入する者がいるときその他必要の都度録画した画像により実施する。

(6) 前各号の基準による措置を適正に行うため、旅館業の施設ごとに当該施設を管理する者を置かなければならない。ただし、営業者自らが管理を行う旅館業の施設についてはこの限りでない。

3 [略]

(4) 前3号の基準による措置を適正に行うため、旅館業の施設ごとに当該施設を管理する者を置かなければならない。ただし、営業者自らが管理を行う旅館業の施設についてはこの限りではない。

3 [略]

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

神戸市立児童福祉施設等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第51号

神戸市立児童福祉施設等に関する条例の一部を改正する条例

神戸市立児童福祉施設等に関する条例（昭和33年4月条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|------------|--------------------------|--|------------|--------------------------|---|
| 別表（第3条関係） | | | 別表（第3条関係） | | |
| 施設の種 類 | 施設の名 称 | 施設の位 置 | 施設の種 類 | 施設の名 称 | 施設の位 置 |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| 児童厚生 施設 | [略] 神戸市立 旗塚児童 館 | [略] 神戸市中 央区旗塚 通4丁目 4番 <u>6</u> 号 | 児童厚生 施設 | [略] 神戸市立 旗塚児童 館 | [略] 神戸市中 央区旗塚 通4丁目 4番 <u>20</u> 号 |
| | [略] 神戸市立 | [略] 神戸市北 | | [略] 神戸市立 | [略] 神戸市北 |

| | | | | | | |
|-----|-------------------|--|--|-----|-------------------|--|
| | すずらん だい児童 館 | 区 鈴 蘭 台 西 町 1 丁 目 <u>25</u> 番 1 号 | | | すずらん だい児童 館 | 区 鈴 蘭 台 西 町 1 丁 目 <u>22</u> 番 1 号 |
| | [略] | [略] | | | [略] | [略] |
| [略] | [略] | [略] | | [略] | [略] | [略] |

附 則

この条例は、令和9年9月1日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、児童厚生施設の項の改正規定のうち、神戸市立旗塚児童館にかかる部分については、令和8年4月1日から施行する。

神戸市特定教育・保育施設及び神戸市特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第52号

神戸市特定教育・保育施設及び神戸市特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

神戸市特定教育・保育施設及び神戸市特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年10月条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>神戸市特定教育・保育施設、<u>神戸市特定地域型保育事業及び神戸市特定乳児等通園支援事業</u>の運営に関する基準を定める条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項、<u>第46条第2項及び第54条の3</u>において準用する</p> | <p>神戸市特定教育・保育施設<u>及び</u>神戸市特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項<u>及び</u>第46条第2項の規定等に基づき、特定教育・保</p> |

同法第46条第2項の規定等に基づき、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(特定教育・保育施設に係る利用定員に関する基準)

第2条 特定教育・保育施設について法第34条第2項の規定に基づき条例で定める基準（同条第3項第1号に係るものに限る。）は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「基準府令」という。）第1条第1号に定める基準に定めるところによる。

（特定乳児等通園支援事業に係る利用定員に関する基準）

第6条 特定乳児等通園支援事業について法第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき条例で定める基準（同条第3項第1号に係るものに限る。）は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号。以下「特定乳通基準府令」という。）第1条第1号に定める基準に定めるところに

育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(特定教育・保育施設に係る利用定員に関する基準)

第2条 特定教育・保育施設について法第34条第2項の規定に基づき条例で定める基準（同条第3項第1号に係るものに限る。）は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「基準府令」という。）第1条第1号に定める基準に定めるところによる。

よる。

(法54条の3において準用する同法第46条第3項第2号の事項に関する基準)

第7条 特定乳児等通園支援事業について、法第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき条例で定める基準（同条第3項第2号に係るものに限る。）は、特定乳通基準府令第1条第2号に定める基準に定めるところによる。

(法第34条第3項各号、第46条第3項各号又は法54条の3において準用する同法第46条第3項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)

第8条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業について法第34条第2項又は第46条第2項の規定に基づき条例で定める基準（法第34条第3項各号又は第46条第3項各号に掲げる事項以外の事項に限る。）は、次条及び第10条に定めるもののほか、基準府令第1条第5号に定めるところによる。

2 特定乳児等通園支援事業について法第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき条例で定める基準（同条第3項各号に掲げ

(法第34条第3項各号又は第46条第3項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)

第6条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業について法第34条第2項又は第46条第2項の規定に基づき条例で定める基準（法第34条第3項各号又は第46条第3項各号に掲げる事項以外の事項に限る。）は、次条及び第8条に定めるもののほか、基準府令第1条第5号に定めるところによる。

る事項以外の事項に限る。)は、次条及び第10条に定めるもののほか、特定乳通基準府令第1条第3号に定めるところによる。

第9条 [略]

(特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業の確認に係る基準)

第10条 特定教育・保育施設の設置者、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者は、暴力団員等又は暴力団員等がその事業活動を支配するものであってはならない。

第7条 [略]

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認に係る基準)

第8条 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、暴力団員等又は暴力団員等がその事業活動を支配するものであってはならない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

神戸市中小企業融資に係る事業再生等の支援に関する条例を次のように公布する。

神戸市条例第53号

神戸市中小企業融資に係る事業再生等の支援に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、神戸市（以下「市」という。）が兵庫県信用保証協会（以下「保証協会」という。）に対して有する回収納付金を受け取る権利の放棄に関する事項を定めることにより、中小企業者等の円滑な事業の再生及び債務の整理の促進を図り、もって地域経済の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第20条第4項に規定する中小企業者等をいう。
- (2) 求償権 保証協会が信用保証協会法第8条第1項に規定する業務方法書に従い中小企業者等が受ける融資に係る債務の保証をした場合において、その保証に係る債務（以下「保証債務」という。）を保証協会が履行することにより中小企業者等に対して取得する債権をいう。
- (3) 求償権の放棄等 保証協会が実施する求償権の放棄又は不等価譲渡（求償権の金額に満たない額をその対価としてする譲渡をいう。）をいう。
- (4) 損失補償契約 市又は兵庫県（以下「県」という。）と保証協会との間で締結される契約であって、次に掲げる事項を定めたものをいう。

ア 保証協会が中小企業者等に対して有する求償権（保証協会がイの規定に基づいて補償の対象とされた保証債務を履行したことにより、中小企業者等に対して取得するものに限る。以下アにおいて同じ。）に基づいて当該中小企業者等から受けた支払い（以下「回収金」という。）の金額が当該

求償権の額に満たない場合又は保証協会が中小企業者等に対して求償権を行使しても当該中小企業者等から支払いがなかった場合に、市又は県が保証協会に対して、その全部又は一部を補償すること

イ 補償の対象となる保証債務

ウ 保証協会が市又は県から保証債務の補償を受けた場合において、保証協会が回収金を取得したときは、保証協会が当該回収金に相当する額を補償した市又は県に納付すること。

(5) 回収納付金 前号ウの規定に基づき、保証協会が市又は県に納付しなければならない金銭をいう。

(6) 負担金に関する協定 県中小企業融資制度（県が金融機関及び保証協会の協力のもと、県内の中小企業者等の経営の安定と発展を図るために設けている融資制度をいう。）の実施のために、県が締結した損失補償契約に基づいて県が保証協会に支払うこととなる損失補償金のうち、市がその一部を負担することを定めた協定をいう。

（回収納付金を受け取る権利の放棄）

第3条 保証協会は、市と締結した損失補償契約の対象となる保証債務及び負担金に関する協定の対象となる保証債務の履行によって取得する求償権について、当該求償権の放棄等を実施しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る求償権の放棄等が次の各号のいずれかの計画に基づくものであり、かつ、中小企業者等の円滑な事業の再生の促進又は債務の整理の促進により、地域経済の振興に資すると認めるときは、当該求償権の放棄等を承認することができる。この場合において、市長は、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利を放棄することができる。

(1) 投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合であって、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第140条第1号の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資を受けたものをいう。）の支援を受け

て策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画

- (2) 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号）
第53条第1項第2号に規定する特定協定銀行である株式会社整理回収機構の支援を受けて策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画
- (3) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）第2条第3項に規定する特定調停（同法第17条第1項の規定による調停条項を定めたものを除く。）又は同法第20条において準用する民事調停法（昭和26年法律第222号）第17条の決定に基づき策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画又は債務の弁済に関する計画
- (4) 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）第25条第4項に規定する再生支援決定を受けた中小企業者等の事業の再生に関する計画又は同法第32条の2第3項に規定する特定支援決定を受けた中小企業者等の事業の再生に関する計画若しくは債務の弁済に関する計画
- (5) 産業競争力強化法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画
- (6) 産業競争力強化法第134条第2項に規定する認定支援機関が行う同項第1号の指導又は助言（同法第135条第5項の規定により決定された事項又は同項に規定する専門的な助言に基づくものに限る。）を受けて策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画
- (7) 産業競争力強化法第140条第2号の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う同法第134条第2項第1号の指導又は助言を受けて策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画
- (8) 前各号に定めるもののほか、中小企業者等の事業の再生又は債務の弁済に関する計画であって規則で定めるもの
(市会への報告)

第4条 市長は、前条第2項の規定により回収納付金を受け取る権利を放棄したときは、これを市会に報告しなければならない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第54号

神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例の一部を改正する
条例

神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例（令和2年3月条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 指定地域 次に掲げる地域をいう。</p> <p>ア、イ [略]</p> <p>ウ 神戸エンタープライズゾーン</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 指定地域 次に掲げる地域をいう。</p> <p>ア、イ [略]</p> <p>ウ 神戸エンタープライズゾーン</p> |

(特定事業又は中核事業の集積を促進するために市長が指定する地域をいう。以下同じ。)

エ [略]

(2)～(4) [略]

(5) 中核事業 前号の規定により市長が指定する対象事業のうち、基盤性若しくは先導性を有するもの又は大きな経済的効果を及ぼすものであって市長が指定するものをいう。

(6)、(7) [略]

(オフィスビル事業計画の認定)

第3条 神戸オフィスビル建設促進ゾーン内において、オフィスビルを新築（建築物がない敷地に適法に建築物を建築する行為をいう。）又は建替え（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第2条第7号に規定する建替えをいう。）をしようとする者

(特定事業、中核事業又は特例中核事業の集積を促進するために市長が指定する地域をいう。以下同じ。)

エ [略]

(2)～(4) [略]

(5) 中核事業 前号の規定により市長が指定する対象事業のうち、基盤性若しくは先導性を有するもの又は大きな経済的効果を及ぼすものであって市長が指定するものをいう。ただし、次号に規定する特例中核事業に該当するものを除く。

(6) 特例中核事業 前号の規定により市長が指定する対象事業のうち、経済的効果の程度が特に著しいと認められるものであって市長が指定するものをいう。

(7)、(8) [略]

(オフィスビル事業計画の認定)

第3条 神戸オフィスビル建設促進ゾーン内において、オフィスビルを新築（建築物がない敷地に適法に建築物を建築する行為をいう。）又は建替え（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第2条第7号に規定する建替えをいう。）をしようとする者

及び当該オフィスビルの敷地である土地の所有者は、当該オフィスビルの建設に着手する日の30日前までに、オフィスビル事業に関する計画（以下「オフィスビル事業計画」という。）を作成し、これを市長に提出し、当該オフィスビル事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2、3 [略]

4 第1項の認定の対象となるオフィスビルは、当該オフィスビル事業計画が第1条の目的に合致し、かつ、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 第1項の認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日までに建設が完了するもの

(6) 神戸市の市税に滞納又は未申告がないオフィスビル認定事業者がオフィスビル事業を行うもの

(7) [略]

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるもの

及び当該オフィスビルの敷地である土地の所有者は、当該オフィスビルに係る建築確認（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認をいう。）の申請書を提出する日までに、オフィスビル事業に関する計画（以下「オフィスビル事業計画」という。）を作成し、これを市長に提出し、当該オフィスビル事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2、3 [略]

4 第1項の認定の対象となるオフィスビルは、当該オフィスビル事業計画が第1条の目的に合致し、かつ、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 第1項の認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日までに建設が完了するもの

(6) 神戸市の市税に未納、滞納又は未申告がないオフィスビル認定事業者がオフィスビル事業を行うもの

(7) [略]

(8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

5 [略]

(オフィスの建設着手期限の延長)

第4条 前条第4項第4号の規定にかかわらず、市長は、災害その他やむを得ない理由により前条第1項の認定を受けた日の翌日から起算して1年を経過する日までにオフィスビル事業計画に係るオフィスビル事業に係るオフィスの建設の着手をすることができないと認めるときは、オフィスビル認定事業者からの申請により、1年以内の期間に限り当該期間を延長することができる。

(オフィスビル事業に係る家屋又はその敷地である土地に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税)

第9条 [略]

2 [略]

3 第5条第1項の規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて同項の変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は第3条第1項の認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日のいずれか遅い日までにオフィスの建設が完了した場合に限り、第1項の規定を適用する。

5 [略]

(オフィスの建設着手期限の延長)

第4条 前条第4項第4号の規定にかかわらず、市長は、災害その他やむを得ない理由により前条第1項の認定を受けた日の翌日から起算して1年を経過する日までにオフィスビル事業計画に係るオフィスビル事業に係るオフィスの建設の着手をすることができないと認めるときは、オフィスビル認定事業者からの申請により、1年以内の期間を限って当該期間を延長することができる。

(オフィスビル事業に係る家屋又はその敷地である土地に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税)

第9条 [略]

2 [略]

3 第5条第1項の規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて同項の変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は第3条第1項の認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までにオフィスの建設が完了した場合に限り、第1項の規定を適用する。

(事業計画の認定)

第12条 神戸エンタープライズゾーン内に所在する事務所又は事業所において認定事業（特定事業及び中核事業をいう。以下同じ。）を行おうとする者（当該事業を行う法人を設立しようとする者を含む。）は、当該事業を開始する日（認定事業者（この項の規定により市長の認定を受けた者をいう。以下同じ。）が当該認定事業を開始する日として第34条の規定により届け出た日をいう。以下「事業開始日」という。）までに、当該認定事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、これを市長に提出し、当該事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2、3 [略]

(事業計画の認定)

第12条 神戸エンタープライズゾーン内に所在する事務所又は事業所において認定事業（特定事業、中核事業及び特例中核事業をいう。以下同じ。）を行おうとする者（当該事業を行う法人を設立しようとする者を含む。）は、当該事業を開始する日（認定事業者（この項の規定により市長の認定を受けた者をいう。以下同じ。）が当該認定事業を開始する日として第34条の規定により届け出た日をいう。以下「事業開始日」という。）までに、当該認定事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、これを市長に提出し、当該事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2、3 [略]

4 特例中核事業に係る事業計画（以下「特例中核事業計画」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 特例中核事業の内容

(2) 特例中核事業を行おうとする者に関する事項

(3) 特例中核事業に係る施設に関する事項

4、5 [略]

(事業計画の変更)

第13条 前条第1項の認定を受けた者（その者の設立に係る同項の法人を含む。）は、当該認定に係る事業計画の変更をしようとするときは、同項の認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までに、市長に変更後の事業計画（以下「事業変更計画」という。）を提出し、認定を受けなければならない。ただし、当該変更が軽微なものとして市長が認めるものであるときは、この限りでない。

2 [略]

(事業計画の認定の取消し)

第14条 市長は、認定事業者が、その認定を受けた事業に関する計画（前条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定事業計画」という。）について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(1)、(2) [略]

(3) 神戸市の市税に滞納又は未申告

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

5、6 [略]

(事業計画の変更)

第13条 前条第1項の認定を受けた者（その者の設立に係る同項の法人を含む。）は、当該認定に係る事業計画の変更をしようとするときは、同項の認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までに、市長に変更後の事業計画（以下「事業変更計画」という。）を提出し、認定を受けなければならない。ただし、当該変更が軽微なものとして市長が認めるものであるときは、この限りでない。

2 [略]

(事業計画の認定の取消し)

第14条 市長は、認定事業者が、その認定を受けた事業に関する計画（前条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定事業計画」という。）について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(1)、(2) [略]

(3) 市税を滞納したとき。

があったとき。

(4) [略]

(認定事業に係る施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税)

第15条 認定事業者の、認定事業計画に係る認定事業に係る施設のうち規則で定めるものの用に供する家屋若しくは償却資産のうち規則で定めるもの又はこれらの敷地である土地で、当該認定事業者が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税の額は、その事業開始日の属する年の翌年の1月1日（その事業開始日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から5年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、この項の規定の適用がないものとした場合における市税条例第36条の4及び第179条の規定を適用して計算した固定資産税額及び都市計画税額から、当該固定資産税額及び都市計画税額に2分の1を乗じて得た額を控除した額に相当する金額とする。

(4) [略]

(認定事業に係る施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税)

第15条 認定事業者の、認定事業計画に係る認定事業に係る施設のうち規則で定めるものの用に供する家屋若しくは償却資産のうち規則で定めるもの又はこれらの敷地である土地で、当該認定事業者が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税の額は、次の表に掲げる事業の区分に応じ、その事業開始日の属する年の翌年の1月1日（その事業開始日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度からそれぞれ同表に掲げる年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、この項の規定の適用がないものとした場合における市税条例第36条の4及び第179条の規定を適用して計算した固定資産税額及び都市計画税額から、当該固定資産税額及び都市計画税額にそれぞれ同表に掲げる割合を乗じて得た額を控除した額に相当する金額とする。

| 事業区分 | 適用 年度 | 割合 |
|------|----------|----|
| | | |

| | | | | |
|---|--------|-------------------|--------|------|
| 1 | 特定事業 | 別表第1の2の項、6の項、7 | 5年3度分 | 3分の2 |
| 2 | 中核事業 | の項又は9の項に掲げる分野に | | |
| 3 | 特例中核事業 | 該当する事業のうち規則で定めるもの | 10年3度分 | 3分の2 |
| 4 | 特定事業 | この表の1の項から3の項まで | 5年2度分 | 2分の1 |
| 5 | 中核事業 | に掲げるもの以外のもの | | |
| 6 | 特例中核事業 | | 10年2度分 | 2分の1 |

2 前項に規定する家屋は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間(令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間において事業計画に係る第12条第1項の規定による認定(以下この条において「当初認定」という。)を受けた者にあつては、当初認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日までの間を含み、当初認定を受けた事業計画に関し、第13条第1項、第24条第1項又は第25条第1項のいずれかの規定による変更

2 前項に規定する家屋は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間(令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間において事業計画に係る第12条第1項の規定による認定(以下この条において「当初認定」という。)を受けた者にあつては、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日までの間を含み、当初認定を受けた事業計画に関し、第13条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、

の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日のいずれか遅い日までの間を含む。以下「認定事業対象期間」という。)に建設に着手し、かつ取得したもの

(2)、(3) [略]

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 令和8年4月1日から事業開始日より起算して2月が経過した日の属する月の末日までの間に新たに取得したもの

(2) 前号に規定する期間内に、当該認定事業計画に係る認定事業の用に供するもの

(3) [略]

4 第1項に規定する土地は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

第28条第1項又は第29条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間を含む。以下「認定事業対象期間」という。)に建設に着手し、かつ取得したもの

(2)、(3) [略]

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 認定事業対象期間内に取得したもの

(2) 認定事業対象期間内に、当該認定事業計画に係る認定事業の用に供するもの

(3) 事業開始日から起算して3月が経過した日の属する月の前月末日までに新たに取得したもの

(4) [略]

4 第1項に規定する土地は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 認定事業者が、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に取得したもの

(2) [略]

(3) 当初認定時に建設に着手していない場合は、その取得の日の翌日から起算して3年を経過する日までに当該土地を敷地とする認定事業計画に係る認定事業に係る施設の建設に着手するもの

(4) [略]

(追加取得した認定事業に係る施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税)

第16条 [略]

2 [略]

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 令和8年4月1日から事業開始日より起算して2月が経過した日の属する月の末日までの間に新たに取得したもの

(2) 前号に規定する期間内に、当該認定事業計画に係る認定事業の用に供するもの

(1) 認定事業者が、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得したもの

(2) [略]

(3) 当初認定時に建設に着手していない場合は、その取得の日の翌日から起算して1年を経過する日までに当該土地を敷地とする認定事業計画に係る認定事業に係る施設の建設に着手するもの

(4) [略]

(追加取得した認定事業に係る施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税)

第16条 [略]

2 [略]

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 認定事業対象期間内に取得したもの

(2) 認定事業対象期間内に、当該認定事業計画に係る認定事業の用に供するもの

(3) 事業開始日から起算して3月が経過した日の属する月の前月末日

(3) [略]

(認定事業に係る施設の建設着手期限の延長)

第17条 第15条第4項第3号の規定にかかわらず、市長は、災害その他やむを得ない理由により、第15条第4項に規定する土地の取得の日の翌日から起算して3年を経過する日までに当該土地を敷地とする認定事業計画に係る認定事業に係る施設の建設の着手をすることができないと認めるときは、認定事業者からの申請により、1年以内の期間に限り当該期間を延長することができる。

(中核事業に係る施設に係る事業所税の不均一課税)

第18条 事業所用家屋(市税条例第177条の10第1項第5号に規定する事業所用家屋をいう。以下同じ。)で認定事業計画(中核事業計画に限る。以下この条において同じ。)に係る認定事業に係る施設のうち規則で定めるものに係る事業所等(市税条例第177条の10第1項第4号に規定する事業所等をいう。以下同じ。)のうち認定事業対象期間内に認定事業が開始され

までに新たに取得したもの

(4) [略]

(認定事業に係る施設の建設着手期限の延長)

第17条 第15条第4項第3号の規定にかかわらず、市長は、災害その他やむを得ない理由により、第15条第4項に規定する土地の取得の日の翌日から起算して1年を経過する日までに当該土地を敷地とする認定事業計画に係る認定事業に係る施設の建設の着手をすることができないと認めるときは、認定事業者からの申請により、1年以内の期間を限って当該期間を延長することができる。

(中核事業に係る施設又は特例中核事業に係る施設に係る事業所税の不均一課税)

第18条 事業所用家屋(市税条例第177条の10第1項第5号に規定する事業所用家屋をいう。以下同じ。)で認定事業計画(中核事業計画又は特例中核事業計画に限る。以下この条において同じ。)に係る認定事業に係る施設のうち規則で定めるものに係る事業所等(市税条例第177条の10第1項第4号に規定する事業所等をいう。以下同じ。)のうち認定事業対象期間

たものにおいて認定事業者が行う事業に対して課する事業所税（市税条例第177条の11第1項に規定する事業所税をいう。以下同じ。）のうち資産割（市税条例第177条の10第1項第1号に規定する資産割をいう。以下同じ。）の額は、当該認定事業計画に係る認定事業に係る施設に係る事業所等において認定事業が開始された日から起算して5年を経過する日以後に最初に終了する事業年度（個人が行う事業に対して課する事業所税にあつては、個人に係る課税期間。以下同じ。）分までに限り、この項の規定の適用がないものとした場合における市税条例第177条の15の規定を適用して計算した資産割額から、当該資産割額に2分の1を乗じて得た額を控除した額に相当する金額とする。

内に認定事業が開始されたものにおいて認定事業者が行う事業に対して課する事業所税（市税条例第177条の11第1項に規定する事業所税をいう。以下同じ。）のうち資産割（市税条例第177条の10第1項第1号に規定する資産割をいう。以下同じ。）の額は、次の表に掲げる事業の区分に応じ、当該認定事業計画に係る認定事業に係る施設に係る事業所等において認定事業が開始された日から起算してそれぞれ同表に掲げる年を経過する日以後に最初に終了する事業年度（個人が行う事業に対して課する事業所税にあつては、個人に係る課税期間。以下同じ。）分までに限り、この項の規定の適用がないものとした場合における市税条例第177条の15の規定を適用して計算した資産割額から、当該資産割額にそれぞれ同表に掲げる割合を乗じて得た額を控除した額に相当する金額とする。

| 事業区分 | | 経過 年数 | 割合 |
|------|--------------------------------|----------|----------|
| 1 | 中核事業 別表第1の2 の項、6の項、 | 5年 | 3分 の2 |
| 2 | 特例中 核事業 7の項又は9 の項に掲げる | 10年 | 3分 の2 |

| | | | |
|---|----------------------|--------------|-------------|
| | 分野に該当する事業のうち規則で定めるもの | | |
| 3 | 中核事業 | この表の1の項及び2の項 | 5年 2分の1 |
| 4 | 特例中核事業 | に掲げるもの以外のもの | 10年 2分の1 |

2、3 [略]

(国際経済事業計画の認定等)

第20条 [略]

2 [略]

3 第12条第2項及び第4項並びに第13条の規定は国際経済事業計画について、第14条の規定は第1項の認定について準用する。この場合において、第12条第2項中「特定事業に係る事業計画（以下「特定事業計画」という。）」とあるのは「国際経済事業計画」と、「特定事業の」とあるのは「国際経済事業の」と、「特定事業を」とあるのは「国際経済事業を」と、「特定事業に係る施設」とあるのは「国際経済事業に係る施設」と、第12条第4項第1号中「事業開始日」とあるのは「国際経済事業開始日」と、「事業計画」とあるのは「国際経済事業計画」と、「認定事業」とあるのは「国際経

2、3 [略]

(国際経済事業計画の認定等)

第20条 [略]

2 [略]

3 第12条第2項及び第5項並びに第13条の規定は国際経済事業計画について、第14条の規定は第1項の認定について準用する。この場合において、第12条第2項中「特定事業に係る事業計画（以下「特定事業計画」という。）」とあるのは「国際経済事業計画」と、「特定事業の」とあるのは「国際経済事業の」と、「特定事業を」とあるのは「国際経済事業を」と、「特定事業に係る施設」とあるのは「国際経済事業に係る施設」と、第12条第5項第1号中「事業開始日」とあるのは「国際経済事業開始日」と、「事業計画」とあるのは「国際経済事業計画」と、「認定事業」とあるのは「国際経

済事業」と、同項第2号中「第15条（認定事業に係る部分に限る。）又は第16条（認定事業に係る部分に限る。）」とあるのは「第21条（国際経済事業に係る部分に限る。）又は第22条（国際経済事業に係る部分に限る。）」と、「償却資産及び土地」とあるのは「及び償却資産」と、第13条第1項中「前条」とあるのは「第20条」と、「事業計画」とあるのは「国際経済事業計画」と、「事業開始日」とあるのは「国際経済事業開始日」と、「事業変更計画」とあるのは「国際経済事業変更計画」と、同条第2項中「事業変更計画」とあるのは「国際経済事業変更計画」と、第14条中「認定事業者」とあるのは「認定国際経済事業者」と、「事業に関する計画」とあるのは「国際経済事業に関する計画」と、「前条第1項」とあるのは「第20条第3項において準用する第13条」と、「認定事業計画」とあるのは「認定国際経済事業計画」と、「従って認定事業」とあるのは「従って国際経済事業」と、「係る認定事業」とあるのは「係る国際経済事業」と読み替えるものとする。

済事業」と、同項第2号中「第15条（認定事業に係る部分に限る。）又は第16条（認定事業に係る部分に限る。）」とあるのは「第21条（国際経済事業に係る部分に限る。）又は第22条（国際経済事業に係る部分に限る。）」と、「認定事業」とあるのは「国際経済事業」と、「償却資産及び土地」とあるのは「及び償却資産」と、第13条第1項中「前条」とあるのは「第20条」と、「事業計画」とあるのは「国際経済事業計画」と、「事業開始日」とあるのは「国際経済事業開始日」と、「事業変更計画」とあるのは「国際経済事業変更計画」と、同条第2項中「事業変更計画」とあるのは「国際経済事業変更計画」と、第14条中「認定事業者」とあるのは「認定国際経済事業者」と、「事業に関する計画」とあるのは「国際経済事業に関する計画」と、「前条第1項」とあるのは「第20条第3項において準用する第13条」と、「認定事業計画」とあるのは「認定国際経済事業計画」と、「従って認定事業」とあるのは「従って国際経済事業」と、「係る認定事業」とあるのは「係る国際経済事業」と読み替えるものとする。

(国際経済事業施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税)

第21条 認定国際経済事業者の、認定国際経済事業計画に係る国際経済事業に係る施設(以下「国際経済事業施設」という。)のうち規則で定めるものの用に供する家屋又は償却資産のうち規則で定めるもので、当該認定国際経済事業者が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税の額は、その国際経済事業開始日の属する年の翌年の1月1日(その国際経済事業開始日が1月1日である場合には、同日)を賦課期日とする年度から5年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、この項の規定の適用がないものとした場合における市税条例第36条の4及び第179条の規定を適用して計算した固定資産税額及び都市計画税額から、当該固定資産税額及び都市計画税額に2分の1を乗じて得た額を控除した額に相当する金額とする。

(国際経済事業施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税)

第21条 認定国際経済事業者の、認定国際経済事業計画に係る国際経済事業に係る施設(以下「国際経済事業施設」という。)のうち規則で定めるものの用に供する家屋又は償却資産のうち規則で定めるもので、当該認定国際経済事業者が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税の額は、次の表に掲げる事業の区分に応じ、その国際経済事業開始日の属する年の翌年の1月1日(その国際経済事業開始日が1月1日である場合には、同日)を賦課期日とする年度から5年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、この項の規定の適用がないものとした場合における市税条例第36条の4及び第179条の規定を適用して計算した固定資産税額及び都市計画税額から、当該固定資産税額及び都市計画税額にそれぞれ同表に掲げる割合を乗じて得た額を控除した額に相当する金額とする。

| | 事業区分 | 割合 |
|---|---------------------------|------|
| 1 | 別表第1の2の項、6の項、7の項又は9の項に掲げる | 3分の2 |

| | |
|---------------------------|-------|
| 分野に該当する国際経済事業であって規則で定めるもの | |
| 2 この表の1の項に掲げるものの以外の国際経済事業 | 2 分の1 |

2 前項に規定する家屋は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間(令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間において国際経済事業計画に係る前条第1項の規定による認定(以下この条において「当初認定」という。)を受けた者にあつては、当初認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日までの間を含み、当初認定を受けた国際経済事業計画に関し、同条第3項において準用する第13条の規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日のいずれか遅い日までの間を含む。以下「認定国際経済事業対象期間」という。)に建設に着手し、かつ取得したもの

2 前項に規定する家屋は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間(令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間において国際経済事業計画に係る前条第1項の規定による認定(以下この条において「当初認定」という。)を受けた者にあつては、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日までの間を含み、当初認定を受けた国際経済事業計画に関し、同条第3項において準用する第13条の規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間を含む。以下「認定国際経済事業対象期間」という。)に建設に着手し、かつ取得したもの

(2)、(3) [略]

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 令和8年4月1日から事業開始日より起算して2月が経過した日の属する月の末日までの間に新たに取得したもの

(2) 前号に規定する期間内に、当該認定国際経済事業計画に係る国際経済事業の用に供するもの

(3) [略]

(追加取得した国際経済事業に係る施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税)

第22条 [略]

2 [略]

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 令和8年4月1日から事業開始日より起算して2月が経過した日の属する月の末日までの間に新たに取得したもの

(2)、(3) [略]

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 認定国際経済事業対象期間内に取得したもの

(2) 認定国際経済事業対象期間内に、当該認定国際経済事業計画に係る国際経済事業の用に供するもの

(3) 国際経済事業開始日から起算して3月が経過した日の属する月の前月末日までに新たに取得したもの

(4) [略]

(追加取得した国際経済事業に係る施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税)

第22条 [略]

2 [略]

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 認定国際経済事業対象期間内に取得したもの

(2) 前号に規定する期間内に、当該認定国際経済事業計画に係る国際経済事業の用に供するもの

(3) [略]

(特定事業計画から中核事業計画への変更)

第24条 認定特定事業者（第12条第1項の認定を受けた特定事業計画（第13条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定特定事業計画」という。）に係る特定事業を行う者をいう。以下同じ。）は、その行おうとしていた特定事業の内容を変更し、中核事業として行おうとするときは、第12条第1項の規定により特定事業計画の認定（以下この条において「当初認定」という。）を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までに、認定特定事業計画を変更し、中核事業計画を作成した上で、当該中核事業計画に係る第12条第1項の規定による認定を受けることができる。

(2) 認定国際経済事業対象期間内に、当該認定国際経済事業計画に係る国際経済事業の用に供するもの

(3) 国際経済事業開始日から起算して3月が経過した日の属する月の前月末日までに新たに取得したものの

(4) [略]

(特定事業計画から中核事業計画への変更)

第24条 認定特定事業者（第12条第1項の認定を受けた特定事業計画（第13条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定特定事業計画」という。）に係る特定事業を行う者をいう。以下同じ。）は、その行おうとしていた特定事業の内容を変更し、中核事業として行おうとするときは、第12条第1項の規定により特定事業計画の認定（以下この条において「当初認定」という。）を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までに、認定特定事業計画を変更し、中核事業計画を作成した上で、当該中核事業計画に係る第12条第1項の規定による認定を受けることができる。

2 市長は、前項の規定による認定を行う場合において、当該認定に係る中核事業計画と同項の規定による変更前の特定事業計画との間に高い関連性があると認めるときは、前項の規定により認定を受けた者が、変更前の特定事業計画に係る第12条第1項の認定を受けた当初から、認定中核事業計画（第12条第1項の認定を受けた中核事業計画（第13条第1項の規定による変更の認定があったときはその変更後のもの）をいう。以下同じ。）に従って中核事業を行っていたものとみなすことができる。この場合における認定事業対象期間の終期は、当初認定を受けた事業計画に関し、前項の規定による変更の認定を受けた日（前項の規定による変更の認定を受ける前に第13条第1項又は第25条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日）の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日のいずれか遅い日とする。

2 市長は、前項の規定による認定を行う場合において、当該認定に係る中核事業計画と同項の規定による変更前の特定事業計画との間に高い関連性があると認めるときは、当該認定後の第15条（中核事業に係る部分に限る。）、第16条（中核事業に係る部分に限る。）及び第18条（中核事業に係る部分に限る。）の規定の適用については、前項の規定により認定を受けた者が、変更前の特定事業計画に係る第12条第1項の認定を受けた当初から、認定中核事業計画（第12条第1項の認定を受けた中核事業計画（第13条第1項の規定による変更の認定があったときはその変更後のもの）をいう。以下同じ。）に従って中核事業を行っていたものとみなすことができる。この場合における認定事業対象期間の終期は、当初認定を受けた事業計画に関し、前項の規定による変更の認定を受けた日（前項の規定による変更の認定を受ける前に第13条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた

(中核事業計画から特定事業計画への変更)

第25条 認定中核事業者（認定中核事業計画に係る中核事業を行う者をいう。以下同じ。）は、その行おうとしていた中核事業の内容を変更し、特定事業として行おうとするときは、第12条第1項の規定により中核事業計画の認定（以下この条において「当初認定」という。）を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までに、認定中核事業計画を変更し、特定事業計画を作成した上で、当該特定事業計画に係る第12条第1項の規定による認定を受けることができる。

2 市長は、前項の規定による認定を行う場合において、当該認定に係る特定事業計画と同項の規定による変更前の中核事業計画との間に高い関連性があると認めるときは、前項の規定により認定を受けた者が、変更前の中核事業計画に係る第12条第1項の認定を受けた当初から、認定特

日）の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日とする。

(中核事業計画から特定事業計画への変更)

第25条 認定中核事業者（認定中核事業計画に係る中核事業を行う者をいう。以下同じ。）は、その行おうとしていた中核事業の内容を変更し、特定事業として行おうとするときは、第12条第1項の規定により中核事業計画の認定（以下この条において「当初認定」という。）を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までに、認定中核事業計画を変更し、特定事業計画を作成した上で、当該特定事業計画に係る第12条第1項の規定による認定を受けることができる。

2 市長は、前項の規定による認定を行う場合において、当該認定に係る特定事業計画と同項の規定による変更前の中核事業計画との間に高い関連性があると認めるときは、当該認定後の第15条（特定事業に係る部分に限る。）及び第16条（特定事業に係る部分に限る。）の規定の適用につい

定事業計画に従って特定事業を行っていたものとみなすことができる。この場合における認定事業対象期間の終期は、当初認定を受けた事業計画に関し、前項の規定による変更の認定を受けた日（前項の規定による変更の認定を受ける前に第13条第1項又は第24条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日）の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日のいずれか遅い日とする。

第26条から第29条まで 削除

ては、前項の規定により認定を受けた者が、変更前の中核事業計画に係る第12条第1項の認定を受けた当初から、認定特定事業計画に従って特定事業を行っていたものとみなすことができる。この場合における認定事業対象期間の終期は、当初認定を受けた事業計画に関し、前項の規定による変更の認定を受けた日（前項の規定による変更の認定を受ける前に第13条第1項、第24条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日）の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日とする。

（特定事業計画から特例中核事業計画への変更）

第26条 認定特定事業者は、その行おうとしていた特定事業の内容を変更し、特例中核事業として行おうとするときは、第12条第1項の規定により特定事業計画の認定（以下この条において「当初認定」という。）を受けた日の翌日から起算して3年を経

過する日又は事業開始日のいずれか早い日までに、認定特定事業計画を変更し、特例中核事業計画を作成した上で、当該特例中核事業計画に係る第12条第1項の規定による認定を受けることができる。

2 市長は、前項の規定による認定を行う場合において、当該認定に係る特例中核事業計画と同項の規定による変更前の特定事業計画との間に高い関連性があると認めるときは、当該認定後の第15条（特例中核事業に係る部分に限る。）、第16条（特例中核事業に係る部分に限る。）及び第18条（特例中核事業に係る部分に限る。）の規定の適用については、前項の規定により認定を受けた者が、変更前の特定事業計画に係る第12条第1項の認定を受けた当初から、認定特例中核事業計画（第12条第1項の認定を受けた特例中核事業計画（第13条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）をいう。以下同じ。）に従って特例中核事業を行っていたものとみなすことができる。この場合における認定事業対象期間の終期は、当初認定を受けた事業計画に関し、前項の規定

による変更の認定を受けた日（前項の規定による変更の認定を受ける前に第13条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日）の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日とする。

（特例中核事業計画から特定事業計画への変更）

第27条 認定特例中核事業者（認定特例中核事業計画に係る特例中核事業を行う者をいう。以下同じ。）は、その行おうとしていた特例中核事業の内容を変更し、特定事業として行おうとするときは、第12条第1項の規定により特例中核事業計画の認定（以下この条において「当初認定」という。）を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までに、認定特例中核事業計画を変更し、特定事業計画を作成した上で、当該特定事業計画に係る第12条第1項の規定による認定を受けることができる。

2 市長は、前項の規定による認定を行う場合において、当該認定に係る特定事業計画と同項の規定による変更前の特例中核事業計画との間に高い関連性があると認めるときは、当該認定後の第15条（特定事業に係る部分に限る。）及び第16条（特定事業に係る部分に限る。）の規定の適用については、前項の規定により認定を受けた者が、変更前の特例中核事業計画に係る第12条第1項の認定を受けた当初から、認定特定事業計画に従って特定事業を行っていたものとみなすことができる。この場合における認定事業対象期間の終期は、当初認定を受けた事業計画に関し、前項の規定による変更の認定を受けた日（前項の規定による変更の認定を受ける前に第13条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第28条第1項又は第29条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日）の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日とする。

（中核事業計画から特例中核事業計

画への変更)

第28条 認定中核事業者は、その行おうとしていた中核事業の内容を変更し、特例中核事業として行おうとするときは、第12条第1項の規定により中核事業計画の認定（以下この条において「当初認定」という。）を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までに、認定中核事業計画を変更し、特例中核事業計画を作成した上で、当該特例中核事業計画に係る第12条第1項の規定による認定を受けることができる。

2 市長は、前項の規定による認定を行う場合において、当該認定に係る特例中核事業計画と同項の規定による変更前の中核事業計画との間に高い関連性があると認めるときは、当該認定後の第15条（特例中核事業に係る部分に限る。）、第16条（特例中核事業に係る部分に限る。）及び第18条（特例中核事業に係る部分に限る。）の規定の適用については、前項の規定により認定を受けた者が、変更前の中核事業計画に係る第12条第1項の認定を受けた当初から、認定特例中核事業計画に従って特例中核

事業を行っていたものとみなすことができる。この場合における認定事業対象期間の終期は、当初認定を受けた事業計画に関し、前項の規定による変更の認定を受けた日（前項の規定による変更の認定を受ける前に第13条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項又は第29条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日）の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日とする。

（特例中核事業計画から中核事業計画への変更）

第29条 認定特例中核事業者は、その行おうとしていた特例中核事業の内容を変更し、中核事業として行おうとするときは、第12条第1項の規定により特例中核事業計画の認定（以下この条において「当初認定」という。）を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までに、認定特例中核事業計画を変更し、中核事業計画を作成した上で、当該中核事業計画

に係る第12条第1項の規定による認定を受けることができる。

2 市長は、前項の規定による認定を行う場合において、当該認定に係る中核事業計画と同項の規定による変更前の特例中核事業計画との間に高い関連性があると認めるときは、当該認定後の第15条（中核事業に係る部分に限る。）、第16条（中核事業に係る部分に限る。）及び第18条（中核事業に係る部分に限る。）の規定の適用については、前項の規定により認定を受けた者が、変更前の特例中核事業計画に係る第12条第1項の認定を受けた当初から、認定中核事業計画に従って中核事業を行っていたものとみなすことができる。この場合における認定事業対象期間の終期は、当初認定を受けた事業計画に関し、前項の規定による変更の認定を受けた日（前項の規定による変更の認定を受ける前に第13条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項又は第28条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日）の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認

(認定特定事業者に係る地位の全部の承継)

第30条 次に掲げる者は、市長の承認を受けて、事業開始日以後、認定特定事業者の地位を承継することができる。

(1)～(6) [略]

2 [略]

(認定中核事業者及び認定国際経済事業者に係る地位の全部の承継への準用)

第31条 前条の規定は、認定中核事業者の地位の承継について準用する。この場合において、前条第1項中「認定特定事業者」とあるのは「認定中核事業者」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定中核事業計画」と、「特定事業の」とあるのは「中核事業の」と、同条第2項中「特定事業の」とあるのは「中核事業の」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定中核事業計画」と読み替えるものとする。

定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日とする。

(認定特定事業者に係る地位の全部の承継)

第30条 次に掲げる者は、市長の承認を受けて、事業開始日以後、認定特定事業者が有していた第12条第1項、第13条第1項、第25条第1項又は第27条第1項の認定に基づく地位を承継することができる。

(1)～(6) [略]

2 [略]

(認定中核事業者、認定特例中核事業者及び認定国際経済事業者に係る地位の全部の承継への準用)

第31条 前条の規定は、認定中核事業者が有していた第12条第1項、第13条第1項、第24条第1項又は第29条第1項の認定に基づく地位の承継について準用する。この場合において、前条第1項中「認定特定事業者」とあるのは「認定中核事業者」と、「第25条第1項又は第27条第1項」とあるのは「第24条第1項又は第29条第1項」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定中核事業計画」と、「特定事業の」とあるのは「中核事業の」と、

同条第2項中「特定事業の」とあるのは「中核事業の」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定中核事業計画」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、認定特例中核事業者が有していた第12条第1項、第13条第1項、第26条第1項又は第28条第1項の認定に基づく地位の承継について準用する。この場合において、前条第1項中「認定特定事業者」とあるのは「認定特例中核事業者」と、「第25条第1項又は第27条第1項」とあるのは「第26条第1項又は第28条第1項」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定特例中核事業計画」と、「特定事業の」とあるのは「特例中核事業の」と、同条第2項中「特定事業の」とあるのは「特例中核事業の」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定特例中核事業計画」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、認定国際経済事業者の地位の承継について準用する。この場合において、前条第1項中「事業開始日」とあるのは「国際経済事業開始日」と、「認定特定事業者」とあるのは「認定国際経済事業者」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定国

3 前条の規定は、認定国際経済事業者が有していた第20条第1項又は同条第3項において準用する第13条の認定に基づく地位の承継について準用する。この場合において、前条第1項中「事業開始日」とあるのは「国際経済事業開始日」と、「認定特定事業

際経済事業計画」と、「特定事業の」とあるのは「国際経済事業の」と、同条第2項中「特定事業の」とあるのは「国際経済事業の」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定国際経済事業計画」と読み替えるものとする。

(認定特定事業者の財産の一部の承継に係る地位の一部の承継)

第32条 次に掲げる者は、市長の承認を受けて、事業開始日以後、承継を受けた特定事業家屋等（第15条又は第16条の規定により固定資産税及び都市計画税につき不均一の課税の対象となる家屋、償却資産又は土地をいう。以下同じ。）に係る範囲内において、認定特定事業者の地位を承継することができる。

(1)～(4) [略]

2～4 [略]

(認定中核事業者及び認定国際経済

者」とあるのは「認定国際経済事業者」と、「第12条第1項、第13条第1項、第25条第1項又は第27条第1項」とあるのは「第20条第1項又は同条第3項において準用する第13条」と、

「認定特定事業計画」とあるのは「認定国際経済事業計画」と、「特定事業の」とあるのは「国際経済事業の」と、同条第2項中「特定事業の」とあるのは「国際経済事業の」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定国際経済事業計画」と読み替えるものとする。

(認定特定事業者の財産の一部の承継に係る地位の一部の承継)

第32条 次に掲げる者は、市長の承認を受けて、事業開始日以後、承継を受けた特定事業家屋等（第15条又は第16条の規定により固定資産税及び都市計画税につき不均一の課税の対象となる家屋、償却資産又は土地をいう。以下同じ。）に係る範囲内において、認定特定事業者が有していた第12条第1項、第13条第1項、第25条第1項又は第27条第1項の認定に基づく地位を承継することができる。

(1)～(4) [略]

2～4 [略]

(認定中核事業者、認定特例中核事

事業者についての財産の一部の承継に係る地位の一部の承継への準用)

第33条 前条の規定は、認定中核事業者の地位の承継について準用する。この場合において、前条第1項中「特定事業家屋等」とあるのは「中核事業家屋等」と、「土地」とあるのは「土地並びに第18条（中核事業に係る部分に限る。）の規定により事業所税につき不均一の課税の対象となる事業所等」と、「認定特定事業者」とあるのは「認定中核事業者」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定中核事業計画」と、「特定事業の」とあるのは「中核事業の」と、同条第2項中「認定特定事業者」とあるのは「認定中核事業者」と、「特定事業計画」とあるのは「中核事業計画」と、「特定事業を」とあるのは「中核事業を」と、「特定事業家屋等」とあるのは「中核事業家屋等」と、同条第3項中「認定特定事業者」とあるのは「認定中核事業者」と、「特定事業を」とあるのは「中核事業を」と、「特定事業計画」とあるのは「中核事業計画」と、同条第4項中「特定事業の」とあるのは「中核事業の」と、「認定特定事業計画」と

業者及び認定国際経済事業者についての財産の一部の承継に係る地位の一部の承継への準用)

第33条 前条の規定は、認定中核事業者が有していた第12条第1項、第13条第1項、第24条第1項又は第29条第1項の認定に基づく地位の承継について準用する。この場合において、前条第1項中「特定事業家屋等」とあるのは「中核事業家屋等」と、「土地」とあるのは「土地並びに第18条（中核事業に係る部分に限る。）の規定により事業所税につき不均一の課税の対象となる事業所等」と、「認定特定事業者」とあるのは「認定中核事業者」と、「第25条第1項又は第27条第1項」とあるのは「第24条第1項又は第29条第1項」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定中核事業計画」と、「特定事業の」とあるのは「中核事業の」と、同条第2項中「認定特定事業者」とあるのは「認定中核事業者」と、「特定事業計画」とあるのは「中核事業計画」と、「特定事業を」とあるのは「中核事業を」と、「特定事業家屋等」とあるのは「中核事業家屋等」と、同条第3項中「認定特定事業者」とあるのは「認定中核事業者」と、「特定

あるのは「認定中核事業計画」と、「特定事業計画に関する」とあるのは「中核事業計画に関する」と読み替えるものとする。

事業を」とあるのは「中核事業を」と、「特定事業計画」とあるのは「中核事業計画」と、同条第4項中「特定事業の」とあるのは「中核事業の」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定中核事業計画」と、「特定事業計画に関する」とあるのは「中核事業計画に関する」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、認定特例中核事業者が有していた第12条第1項、第13条第1項、第26条第1項又は第28条第1項の認定に基づく地位の承継について準用する。この場合において、前条第1項中「特定事業家屋等」とあるのは「特例中核事業家屋等」と、「土地」とあるのは「土地並びに第18条（特例中核事業に係る部分に限る。）の規定により事業所税につき不均一の課税の対象となる事業所等」と、「認定特定事業者」とあるのは「認定特例中核事業者」と、「第25条第1項又は第27条第1項」とあるのは「第26条第1項又は第28条第1項」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定特例中核事業計画」と、「特定事業の」とあるのは「特例中核事業の」と、同条第2項中「認定特定事業者」とあるのは「認定特例中核事業者」と、「特

定事業計画」とあるのは「特例中核事業計画」と、「特定事業を」とあるのは「特例中核事業を」と、「特定事業家屋等」とあるのは「特例中核事業家屋等」と、同条第3項中「認定特定事業者」とあるのは「認定特例中核事業者」と、「特定事業を」とあるのは「特例中核事業を」と、「特定事業計画」とあるのは「特例中核事業計画」と、同条第4項中「特定事業の」とあるのは「特例中核事業の」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定特例中核事業計画」と、「特定事業計画に関する」とあるのは「特例中核事業計画に関する」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、認定国際経済事業者の地位の承継について準用する。この場合において、前条第1項中「事業開始日」とあるのは「国際経済事業開始日」と、「特定事業家屋等」とあるのは「国際経済事業家屋等」と、「第15条又は第16条」とあるのは「第21条又は第22条」と、「償却資産又は土地」とあるのは「又は償却資産」と、「認定特定事業者」とあるのは「認定国際経済事業者」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定国際経済事業計画」と、「特定事業の」とあるのは

3 前条の規定は、認定国際経済事業者が有していた第20条第1項又は同条第3項において準用する第13条の認定に基づく地位の承継について準用する。この場合において、前条第1項中「事業開始日」とあるのは「国際経済事業開始日」と、「特定事業家屋等」とあるのは「国際経済事業家屋等」と、「第15条又は第16条」とあるのは「第21条又は第22条」と、「償却資産又は土地」とあるのは「又は償却資産」と、「認定特定事業者」とあるのは「認定国際経済事業者」と、「第

「国際経済事業の」と、同条第2項中「認定特定事業者」とあるのは「認定国際経済事業者」と、「特定事業計画」とあるのは「国際経済事業計画」と、「特定事業を」とあるのは「国際経済事業を」と、「特定事業家屋等」とあるのは「国際経済事業家屋等」と、同条第3項中「第13条第1項」とあるのは「第20条第3項において準用する第13条」と、「認定特定事業者」とあるのは「認定国際経済事業者」と、「特定事業を」とあるのは「国際経済事業を」と、「特定事業計画」とあるのは「国際経済事業計画」と、同条第4項中「特定事業の」とあるのは「国際経済事業の」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定国際経済事業計画」と、「特定事業計画に関する」とあるのは「国際経済事業計画に関する」と読み替えるものとする。

(事業の開始等の届出)

第34条 次の表の左欄に掲げる者は、

12条第1項、第13条第1項、第25条第1項又は第27条第1項とあるのは「第20条第1項又は同条第3項において準用する第13条」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定国際経済事業計画」と、「特定事業の」とあるのは「国際経済事業の」と、同条第2項中「認定特定事業者」とあるのは「認定国際経済事業者」と、「特定事業計画」とあるのは「国際経済事業計画」と、「特定事業を」とあるのは「国際経済事業を」と、「特定事業家屋等」とあるのは「国際経済事業家屋等」と、同条第3項中「第13条第1項」とあるのは「第20条第3項において準用する第13条」と、「認定特定事業者」とあるのは「認定国際経済事業者」と、「特定事業を」とあるのは「国際経済事業を」と、「特定事業計画」とあるのは「国際経済事業計画」と、同条第4項中「特定事業の」とあるのは「国際経済事業の」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定国際経済事業計画」と、「特定事業計画に関する」とあるのは「国際経済事業計画に関する」と読み替えるものとする。

(事業の開始等の届出)

第34条 次の表の左欄に掲げる者は、

同表の右欄に定める事業を開始し、
休止し、又は廃止しようとするときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

| | |
|---------|-----|
| [略] | [略] |
| 認定中核事業者 | [略] |
| [略] | [略] |

附 則

- 1 [略]
(この条例の失効)
- 2 この条例は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。
(失効に伴う経過措置)
- 3 次に掲げるものについては、この条例は、前項に規定する日（以下「失効日」という。）後も、なおその効力を有する。
(1) 次に掲げるものに対して課する固定資産税及び都市計画税
ア 失効日までに取得され、かつ、認定オフィスビル事業計画に係る第9条に規定する家屋（同条に規定するオフィスビル認定事業者が令和8年4月1日から失効

同表の右欄に定める事業を開始し、
休止し、又は廃止しようとするときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

| | |
|-----------|---------------------|
| [略] | [略] |
| 認定中核事業者 | [略] |
| 認定特例中核事業者 | 認定特例中核事業計画に係る特例中核事業 |
| [略] | [略] |

附 則

- 1 [略]
(この条例の失効)
- 2 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。
(失効に伴う経過措置)
- 3 次に掲げるものについては、この条例は、前項に規定する日（以下「失効日」という。）後も、なおその効力を有する。
(1) 次に掲げるものに対して課する固定資産税及び都市計画税
ア 失効日までに取得され、かつ、認定オフィスビル事業計画に係る第9条に規定する家屋（同条に規定するオフィスビル認定事業者が令和5年4月1日から失効

日までの間に第3条第1項の規定による認定（アにおいて「当初オフィスビル事業認定」という。）を受けた場合にあっては、当初オフィスビル事業認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日まで、当初オフィスビル事業認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日又は完成の日のいずれか早い日までの間に当初オフィスビル事業認定を受けたオフィスビル事業計画に関し、第5条第1項の規定による変更の認定を受けた者にあっては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初オフィスビル事業認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日のいずれか遅い日までの間に取得されたものを含む。）で当該オフィスビル認定事業者が所有するもの

イ [略]

ウ 失効日までに取得され、かつ、認定事業計画に係る認定事業の用に供された第15条又は第16条に規定する家屋又は償却資産（第

日までの間に第3条第1項の規定による認定（アにおいて「当初オフィスビル事業認定」という。）を受けた場合にあっては、当初オフィスビル事業認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日まで、当初オフィスビル事業認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は完成の日のいずれか早い日までの間に当初オフィスビル事業認定を受けたオフィスビル事業計画に関し、第5条第1項の規定による変更の認定を受けた者にあっては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初オフィスビル事業認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間に取得されたものを含む。）で当該オフィスビル認定事業者が所有するもの

イ [略]

ウ 失効日までに取得され、かつ、認定事業計画に係る認定事業の用に供された第15条又は第16条に規定する家屋又は償却資産（第

15条又は第16条に規定する認定事業者が令和8年4月1日から失効日までの間(以下「特定期間」という。)に第12条第1項の規定による認定(ウ及びエにおいて「当初認定」という。)を受けた場合にあつては、当初認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日まで、当初認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までの間に当初認定を受けた事業計画に関し、第13条第1項、第24条第1項又は第25条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日のいずれか遅い日までの間に取得され、かつ、認定事業計画に係る認定事業の用に供されたものを含む。)で当該認定事業者が所有するもの

エ ウに掲げるものの敷地である

15条又は第16条に規定する認定事業者が令和5年4月1日から失効日までの間(以下「特定期間」という。)に第12条第1項の規定による認定(ウ及びエにおいて「当初認定」という。)を受けた場合にあつては、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日まで、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までの間に当初認定を受けた事業計画に関し、第13条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間に取得され、かつ、認定事業計画に係る認定事業の用に供されたものを含む。)で当該認定事業者が所有するもの

エ ウに掲げるものの敷地である

土地（第15条に規定する認定事業者が令和8年4月1日から失効日までの間に取得し、かつ、当初認定時に建設に着手していない場合は、その取得の日の翌日から起算して3年を経過する日までに当該土地を敷地とする同条に規定する認定事業に係る施設の建設の着手があったものに限る。）で当該認定事業者が所有するもの

オ 失効日までに取得され、かつ、認定国際経済事業計画に係る国際経済事業の用に供された第21条又は第22条に規定する家屋又は償却資産（第21条又は第22条に規定する認定国際経済事業者が特定期間に第20条第1項の規定による認定（オにおいて当初認定という。）を受けた場合にあっては、当初認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日まで、当初認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日又は国際経済事業開始日のいずれか早い日までの間に当初認定を受けた国際経済事業計画に関し、同条第3項において準用する第

土地（第15条に規定する認定事業者が令和5年4月1日から失効日までの間に取得し、かつ、当初認定時に建設に着手していない場合は、その取得の日の翌日から起算して1年を経過する日までに当該土地を敷地とする同条に規定する認定事業に係る施設の建設の着手があったものに限る。）で当該認定事業者が所有するもの

オ 失効日までに取得され、かつ、認定国際経済事業計画に係る国際経済事業の用に供された第21条又は第22条に規定する家屋又は償却資産（第21条又は第22条に規定する認定国際経済事業者が特定期間に第20条第1項の規定による認定（オにおいて当初認定という。）を受けた場合にあっては、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日まで、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は国際経済事業開始日のいずれか早い日までの間に当初認定を受けた国際経済事業計画に関し、同条第3項において準用する第

13条の規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日のいずれか遅い日までの間に取得され、かつ、認定国際経済事業計画に係る国際経済事業の用に供されたものを含む。)で当該認定国際経済事業者が所有するもの

- (2) 失効日までに認定事業計画に係る認定事業が開始された第18条に規定する事業所等(同条に規定する認定事業者が特定期間に中核事業計画に係る第12条第1項の規定による認定(この号において「当初認定」という。))を受けた場合にあつては、当初認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日まで、当初認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までの間に当初認定を受けた事業計画に関し、第13条第1項又は第24条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起

13条の規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間に取得され、かつ、認定国際経済事業計画に係る国際経済事業の用に供されたものを含む。)で当該認定国際経済事業者が所有するもの

- (2) 失効日までに認定事業計画に係る認定事業が開始された第18条に規定する事業所等(同条に規定する認定事業者が特定期間に中核事業計画に係る第12条第1項の規定による認定又は特例中核事業計画に係る第12条第1項の規定による認定(この号において「当初認定」という。))を受けた場合にあつては、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日まで、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までの間に当初認定を受けた事業計画に関し、第13条第1項、第24条第1項、第26条第1項、第28条第1項又は第29条第

算して2年を経過する日又は当初認定の翌日から起算して5年を経過する日のいずれか遅い日までの間に、認定事業に係る認定事業を開始したものを含む。)において第18条に規定する認定事業者が行う事業に対して課する事業所税

1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間に、認定事業に係る認定事業を開始したものを含む。)において第18条に規定する認定事業者が行う事業に対して課する事業所税

4 第4条の規定は、失効日後も、同条の規定が効力を有するとしたならば当該規定により市長がオフィスビルの建設着手期限の延長をすることができると認める者が、附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされるこの条例の規定に基づいて固定資産税又は都市計画税に係る不均一の課税の対象者となり得る限りにおいて、なおその効力を有する。

5 第5条の規定は、失効日後も、同条の規定が効力を有するとしたならば当該規定によりオフィスビル事業計画の変更の認定を受けることができる者が、附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされるこの条例の規定に基づいて固定資産税又は都市計画税に係る不均一の課税

の対象者となり得る限りにおいて、
なおその効力を有する。

6 [略]

7 第8条の規定は、失効日後も、同条
の規定が効力を有するとしたならば
市長が当該規定に該当すると認める
者については、なおその効力を有す
る。

8 [略]

9 第13条の規定（第20条第3項にお
いて準用する場合を含む。）は、失効
日後も、同条の規定が効力を有する
としたならば当該規定により事業計
画の変更の認定を受けることができ
る者が、附則第3項の規定によりな
おその効力を有することとされるこ
の条例の規定に基づいて固定資産税
又は都市計画税に係る不均一の課税
の対象者となり得る限りにおいて、
なおその効力を有する。

10 第14条の規定（第20条第3項にお
いて準用する場合を含む。）は、失効
日後も、同条の規定が効力を有する
としたならば市長が当該規定に該当
すると認める者については、なおそ
の効力を有する。

11 第17条の規定は、失効日後も、同条
の規定が効力を有するとしたならば

4 [略]

5 [略]

当該規定により市長が認定事業に係る施設の建設着手期限を延長することができると認める者が、附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされるこの条例の規定に基づいて固定資産税又は都市計画税に係る不均一の課税の対象者となり得る限りにおいて、なおその効力を有する。

12 第24条及び第25条の規定は、失効日後も、次に掲げる者が、附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされるこの条例の規定に基づいて固定資産税、都市計画税又は事業所税に係る不均一の課税の対象者となり得る限りにおいて、なおその効力を有する。

(1) 失効日後も第24条及び第25条の規定が効力を有するとしたならば第24条の規定により中核事業計画に係る第12条第1項の認定を受けることができる者

(2) 失効日後も第24条及び第25条の規定が効力を有するとしたならば第25条の規定により特定事業計画に係る第12条第1項の認定を受けることができる者

6 第24条から第29条までの規定は、失効日後も、次に掲げる者が、附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされるこの条例の規定に基づいて固定資産税、都市計画税又は事業所税に係る不均一の課税の対象者となり得る限りにおいて、なおその効力を有する。

(1) 失効日後も第24条から第29条までの規定が効力を有するとしたならば第24条又は第29条の規定により中核事業計画に係る第12条第1項の認定を受けることができる者

(2) 失効日後も第24条から第29条までの規定が効力を有するとしたならば第25条又は第27条の規定により特定事業計画に係る第12条第1項の認定を受けることができる者

(3) 失効日後も第24条から第29条ま

13 [略]

14 第7条、第34条、第35条及び第36条の規定は、失効日後も、次の表の左欄に掲げる者に係る同表の中欄に掲げる期限における同表の右欄に掲げる事業の実施に必要な限りにおいて、なおその効力を有する。

| | | |
|---------|-----------------------------------|-----|
| [略] | [略] | [略] |
| [略] | 第12条第4項 第1号に規定する実施義務 期間終了まで | [略] |
| 認定中核事業者 | 第12条第4項 第1号に規定する実施義務 期間終了まで | [略] |
| [略] | 第20条第3項 において準用する第12条第 | [略] |

での規定が効力を有するとしたならば第26条又は第28条の規定により特例中核事業計画に係る第12条第1項の認定を受けることができる者

7 [略]

8 第7条、第34条、第35条及び第36条の規定は、失効日後も、次の表の左欄に掲げる者に係る同表の中欄に掲げる期限における同表の右欄に掲げる事業の実施に必要な限りにおいて、なおその効力を有する。

| | | |
|-----------|-----------------------------------|---------------------|
| [略] | [略] | [略] |
| [略] | 第12条第5項 第1号に規定する実施義務 期間終了まで | [略] |
| 認定中核事業者 | 第12条第5項 第1号に規定する実施義務 期間終了まで | [略] |
| 認定特例中核事業者 | 第12条第5項 第1号に規定する実施義務 期間終了まで | 認定特例中核事業計画に係る特例中核事業 |
| [略] | 第20条第3項 において準用する第12条第 | [略] |

| |
|--------------------------------------|
| 4 項 第 1 号に 規定する実施 義務期間終了 まで |
|--------------------------------------|

| |
|--------------------------------------|
| 5 項 第 1 号に 規定する実施 義務期間終了 まで |
|--------------------------------------|

15 第12条第4項及び第20条第3項において準用する第12条第4項の規定に基づき本市と認定事業者及び認定国際経済事業者との間で締結された協定の効力については、失効日後も、なお従前の例による。

9 第12条第5項及び第20条第3項において準用する第12条第5項の規定に基づき本市と認定事業者及び認定国際経済事業者との間で締結された協定の効力については、失効日後も、なお従前の例による。

別表第2（第12条、第20条関係）

| | 事業区分 | 期間 |
|---|-----------------------------------|-----|
| 1 | 第15条第1項、第18条第1項及び第21条第1項の適用を受けるもの | [略] |
| 2 | [略] | [略] |

別表第2（第12条、第20条関係）

| | 事業区分 | 期間 |
|---|--|-----|
| 1 | 第15条第1項の表の1の項、2の項、4の項及び5の項、第18条第1項の表の1の項及び3の項並びに第21条第1項の適用を受けるもの | [略] |
| 2 | 第15条第1項の表の3の項及び6の項並びに第18条第1項の表の2の項及び4の項の適用を受けるもの | 20年 |
| 3 | [略] | [略] |

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例（以下「新条例」という。）第15条及び第16条の規定は、施行日以後に新条例第12条第1項の認定を受けた者が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税について適用し、同日前に改正前の神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例（以下「改正前条例」という。）第12条第1項の認定を受けた者（改正前条例第24条第2項、第25条第2項、第26条第2項、第27条第2項、第28条第2項又は第29条第2項の規定により、変更前の認定事業（改正前条例第12条第1項に規定する認定事業をいう。以下同じ。）に係る計画について第12条第1項の認定を受けた当初から変更後の認定事業を行っていたものとみなされる者を含む。）が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。この場合において、令和7年10月1日から施行日の前日までの間に第12条第1項の認定を受けた者が所有する土地に対して課する固定資産税及び都市計画税に係る第15条の規定の適用については、同条第4項第1号中「令和8年3月31日」とあるのは、「令和8年9月30日」とする。
- 3 新条例第18条の規定は、施行日以後に新条例第12条第1項の認定を受けた者が認定事業対象期間内に開始する認定事業に対して課する事業所税について適用し、同日前に改正前条例第12条第1項の認定を受けた者（改正前条例第24条第2項、第26条第2項、第28条第2項又は第29条第2項の規定により、変更前の認定事業に係る計画について第12条第1項の認定を受けた当初から変更後の認定事業を行っていたものとみなされる者を含む。）に対して課する事業所税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第21条及び第22条の規定は、施行日以後に新条例第20条第1項の認定を受けた者が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税について適用し、同日前に改正前条例第20条第1項の認定を受けた者が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。
- 5 改正前条例第26条から第29条までの規定は、施行日以後も改正前条例第26条から第29条までの規定が効力を有するとしたならば当該規定により改正前条例

第12条第1項の認定を受けることができる者が、附則第2項及び第3項の規定によりなお従前の例によることとされる固定資産税、都市計画税又は事業所税に係る不均一の課税の対象者である場合において、なおその効力を有する。

6 この条例の施行の際現に認定特例中核事業者である者（改正前条例第13条第1項、第26条第2項又は第28条第2項の規定により、変更前の認定事業に係る計画について第12条第1項の認定を受けた当初から変更後の認定事業を行っていたものとみなされる者を含む。以下同じ。）については、新条例第12条に規定する認定事業者とみなして新条例第13条、第14条、第17条、第19条、第35条及び第36条の規定を適用する。

7 この条例の施行の際現に認定特例中核事業者である者に関する改正前条例第31条第2項及び第33条第2項の規定により準用する改正前条例第30条第1項及び第32条第1項の規定並びに改正前条例第34条の適用については、なお従前の例による。

神戸国際会議場条例及び神戸国際展示場条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第55号

神戸国際会議場条例及び神戸国際展示場条例の一部を改正する条例

(国際会議場条例の一部改正)

第1条 神戸国際会議場条例(昭和55年10月条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | | | | | | | 改正前 | | | | | | | | |
|--------------------|-----------------------------|------------------|------------------|------------------|---------------------|---------------------|------------------|------------------|--------------------|-----------------------------|------------------|------------------|------------------|---------------------|---------------------|------------------|------------------|
| 別表（第8条関係） | | | | | | | | | 別表（第8条関係） | | | | | | | | |
| (1) 各施設の利用料金 | | | | | | | | | (1) 各施設の利用料金 | | | | | | | | |
| ア メインホール等の使用料 | | | | | | | | | ア メインホール等の使用料 | | | | | | | | |
| 施設 | 利用料金（単位円） | | | | | | | | 施設 | 利用料金（単位円） | | | | | | | |
| | 使用時間 （午前9時から正午まで） 使用日 | 午前（午後1時から午後5時まで） | 午後（午後6時から午後9時まで） | 夜間（午後9時から午後5時まで） | 午前・午後（午前9時から午後5時まで） | 午後・夜間（午後1時から午後9時まで） | 終日（午前9時から午後9時まで） | 時間外の利用料金（30分につき） | | 使用時間 （午前9時から正午まで） 使用日 | 午前（午後1時から午後5時まで） | 午後（午後6時から午後9時まで） | 夜間（午後9時から午後5時まで） | 午前・午後（午前9時から午後5時まで） | 午後・夜間（午後1時から午後9時まで） | 終日（午前9時から午後9時まで） | 時間外の利用料金（30分につき） |
| メインホール等 | [略] | 87,000 | 113,000 | 132,000 | 160,000 | 213,000 | 251,000 | 23,000 | メインホール等 | [略] | 75,000 | 98,000 | 114,000 | 139,000 | 185,000 | 218,000 | 20,000 |
| | [略] | 130,000 | 150,000 | 170,000 | 233,000 | 287,000 | 331,000 | 28,000 | | [略] | 113,000 | 130,000 | 147,000 | 202,000 | 249,000 | 287,000 | 24,000 |
| イ メインホール等を除く施設の使用料 | | | | | | | | | イ メインホール等を除く施設の使用料 | | | | | | | | |
| 施設 | | 利用料金（単位円） | | | | | | | 施設 | | 利用料金（単位円） | | | | | | |
| 室名 | 面積 （単位：平方メートル） | 午前（午前9時から正午まで） | 午後（午後1時から午後5時まで） | 夜間（午後6時から午後9時まで） | 午前・午後（午前9時から午後5時まで） | 午後・夜間（午後1時から午後9時まで） | 終日（午前9時から午後9時まで） | 時間外の利用料金（30分につき） | 室名 | 面積 （単位：平方メートル） | 午前（午前9時から正午まで） | 午後（午後1時から午後5時まで） | 夜間（午後6時から午後9時まで） | 午前・午後（午前9時から午後5時まで） | 午後・夜間（午後1時から午後9時まで） | 終日（午前9時から午後9時まで） | 時間外の利用料金（30分につき） |
| 国際会議室 | [略] | 104,000 | 135,000 | 135,000 | 214,000 | 242,000 | 312,000 | 27,000 | 国際会議室 | [略] | 90,000 | 117,000 | 117,000 | 186,000 | 210,000 | 271,000 | 23,000 |
| レセプションホール | [略] | 55,000 | 72,000 | 72,000 | 114,000 | 130,000 | 166,000 | 14,000 | レセプションホール | [略] | 47,000 | 62,000 | 62,000 | 99,000 | 113,000 | 144,000 | 12,000 |
| 中・ | [略] | 49,000 | 64,000 | 64,000 | 102,000 | 113,000 | 148,000 | 13,000 | 中・ | [略] | 42,000 | 55,000 | 55,000 | 88,000 | 98,000 | 128,000 | 11,000 |
| | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |

| | | | | | | | | | |
|------------------|-----|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 小 会 議 室 | [略] | [略] | 28,000 | 35,000 | 35,000 | 57,000 | 63,000 | 82,000 | 7,000 |
| | [略] | [略] | 21,000 | 27,000 | 27,000 | 42,000 | 49,000 | 63,000 | 6,000 |
| | [略] | [略] | | | | | | | |
| | [略] | [略] | | | | | | | |
| | [略] | [略] | | | | | | | |
| | [略] | [略] | | | | | | | |
| | [略] | [略] | 14,000 | 18,000 | 18,000 | 28,000 | 32,000 | 41,000 | 4,000 |
| | [略] | [略] | | | | | | | |
| | [略] | [略] | | | | | | | |
| | [略] | [略] | | | | | | | |
| | [略] | [略] | 10,000 | 12,000 | 12,000 | 18,000 | 20,000 | 26,000 | 3,000 |
| | [略] | [略] | | | | | | | |
| | [略] | [略] | | | | | | | |
| | [略] | [略] | | | | | | | |
| | [略] | [略] | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|------------------|-----|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 小 会 議 室 | [略] | [略] | 24,000 | 30,000 | 30,000 | 49,000 | 54,000 | 71,000 | 6,000 |
| | [略] | [略] | 18,000 | 23,000 | 23,000 | 36,000 | 42,000 | 54,000 | 5,000 |
| | [略] | [略] | | | | | | | |
| | [略] | [略] | | | | | | | |
| | [略] | [略] | | | | | | | |
| | [略] | [略] | | | | | | | |
| | [略] | [略] | 12,000 | 15,000 | 15,000 | 24,000 | 27,000 | 35,000 | 3,000 |
| | [略] | [略] | | | | | | | |
| | [略] | [略] | | | | | | | |
| | [略] | [略] | | | | | | | |
| | [略] | [略] | 8,000 | 10,000 | 10,000 | 15,000 | 17,000 | 22,000 | 2,000 |
| | [略] | [略] | | | | | | | |
| | [略] | [略] | | | | | | | |
| | [略] | [略] | | | | | | | |
| | [略] | [略] | | | | | | | |

備考 [略]

(2) 全施設の利用料金

| 施設区分 | 利用料金 | 時間外の利用料金 |
|-------------------------------|-------------------------|------------------------|
| 全施設 | 1日につき <u>1,380,000円</u> | 30分につき <u>106,000円</u> |
| 5階会議室(501~505)を除く全施設 | 1日につき <u>1,076,000円</u> | 30分につき <u>83,000円</u> |
| メインホール等を除く全施設 | 1日につき <u>1,216,000円</u> | 30分につき <u>102,000円</u> |
| メインホール等及び5階会議室(501~505)を除く全施設 | 1日につき <u>871,000円</u> | 30分につき <u>73,000円</u> |

備考 [略]

(3) [略]

備考 [略]

(2) 全施設の利用料金

| 施設区分 | 利用料金 | 時間外の利用料金 |
|-------------------------------|-------------------------|-----------------------|
| 全施設 | 1日につき <u>1,200,000円</u> | 30分につき <u>92,000円</u> |
| 5階会議室(501~505)を除く全施設 | 1日につき <u>935,000円</u> | 30分につき <u>72,000円</u> |
| メインホール等を除く全施設 | 1日につき <u>1,057,000円</u> | 30分につき <u>88,000円</u> |
| メインホール等及び5階会議室(501~505)を除く全施設 | 1日につき <u>757,000円</u> | 30分につき <u>63,000円</u> |

備考 [略]

(3) [略]

(国際展示場条例の一部改正)

第2条 神戸国際展示場条例(昭和55年10月条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|------------------------------|----------------------|---|--|------------------------------|----------------------|---|--|
| 別表（第8条関係） | | | | 別表（第8条関係） | | | |
| (1) 展示室等の利用料金 | | | | (1) 展示室等の利用料金 | | | |
| ア 複数の施設（駐車場を除く。）を使用する場合の利用料金 | | | | ア 複数の施設（駐車場を除く。）を使用する場合の利用料金 | | | |
| 使用区分 | 面積の概数 (単位 平方メートル) | 利用料金 | 時間外の利用料金 | 使用区分 | 面積の概数 (単位 平方メートル) | 利用料金 | 時間外の利用料金 |
| 全施設（駐車場を除く。）の使用 | [略] | 1日につき <u>3,072,000円</u> | 30分につき <u>193,000円</u> | 全施設（駐車場を除く。）の使用 | [略] | 1日につき <u>2,671,000円</u> | 30分につき <u>167,000円</u> |
| 1号館及び2号館（駐車場を除く。）の使用 | [略] | 1日につき <u>2,484,000円</u> | 30分につき <u>156,000円</u> | 1号館及び2号館（駐車場を除く。）の使用 | [略] | 1日につき <u>2,160,000円</u> | 30分につき <u>135,000円</u> |
| 1号館及び3号館の使用 | [略] | 1日につき <u>1,830,000円</u> | 30分につき <u>114,000円</u> | 1号館及び3号館の使用 | [略] | 1日につき <u>1,591,000円</u> | 30分につき <u>99,000円</u> |
| 2号館（駐車場を除く。）及び3号館の使用 | [略] | 1日につき <u>2,079,000円</u> (集会使用の場合にあつては、 <u>1,830,000円</u>) | 30分につき <u>130,000円</u> (集会使用の場合にあつては、 <u>115,000円</u>) | 2号館（駐車場を除く。）及び3号館の使用 | [略] | 1日につき <u>1,807,000円</u> (集会使用の場合にあつては、 <u>1,591,000円</u>) | 30分につき <u>113,000円</u> (集会使用の場合にあつては、 <u>100,000円</u>) |
| イ 1号館の利用料金 | | | | イ 1号館の利用料金 | | | |
| 使用区分 | 面積の概数 (単位 平方メートル) | 利用料金 | 時間外の利用料金 | 使用区分 | 面積の概数 (単位 平方メートル) | 利用料金 | 時間外の利用料金 |
| 全室の使用 | [略] | 1日につき <u>1,242,000円</u> | 30分につき <u>79,000円</u> | 全室の使用 | [略] | 1日につき <u>1,080,000円</u> | 30分につき <u>68,000円</u> |
| 展示室 | 1階の全部使用 | [略] | 1日につき <u>665,000円</u> | 展示室 | 1階の全部使用 | [略] | 1日につき <u>578,000円</u> |
| | 2階の全部使用 | [略] | 1日につき <u>701,000円</u> | | 2階の全部使用 | [略] | 1日につき <u>609,000円</u> |
| | 2階の一部使用 | [略] | 1日につき <u>443,000円</u> | | 2階の一部使用 | [略] | 1日につき <u>385,000円</u> |
| | [略] | 1日につき <u>342,000円</u> | 30分につき <u>22,000円</u> | | [略] | 1日につき <u>297,000円</u> | 30分につき <u>19,000円</u> |

| | | | | | |
|------|-----|-------|---------|--------|--------|
| 多目的室 | [略] | 1日につき | 58,000円 | 30分につき | 4,000円 |
|------|-----|-------|---------|--------|--------|

ウ 2号館の利用料金

| 使用区分 | 面積の概数 (単位 平方メートル) | 展示使用 | | 集会使用 | |
|-------|----------------------|---------------------|-------------------|---------------------|-------------------|
| | | 利用料金 | 時間外の利用料金 | 利用料金 | 時間外の利用料金 |
| 全室の使用 | [略] | 1日につき 1,491,000円 | 30分につき 94,000円 | 1日につき 1,242,000円 | 30分につき 79,000円 |
| 展示室 | 北半分の使用 | [略] 589,000円 | [略] 37,000円 | [略] 460,000円 | [略] 29,000円 |
| | 南半分の使用 | [略] 529,000円 | [略] 34,000円 | [略] 410,000円 | [略] 26,000円 |
| 会議室 | 2階 | [略] 170,000円 | [略] 11,000円 | [略] 127,000円 | [略] 9,000円 |
| | | [略] 61,000円 | [略] 5,000円 | [略] 46,000円 | [略] 4,000円 |
| | 3階 | [略] 224,000円 | [略] 14,000円 | [略] 168,000円 | [略] 11,000円 |
| | | [略] 73,000円 | [略] 5,000円 | [略] 55,000円 | [略] 4,000円 |

エ 3号館の利用料金

| 使用区分 | 面積の概数 (単位 平方メートル) | 展示使用 | | 集会使用 | |
|------|----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | | 利用料金 | 時間外の利用料金 | 利用料金 | 時間外の利用料金 |
| 展示室 | [略] | 1日につき 756,000円 | 30分につき 48,000円 | 1日につき 588,000円 | 30分につき 37,000円 |

| | | | | | |
|------|-----|-------|---------|--------|--------|
| 多目的室 | [略] | 1日につき | 50,000円 | 30分につき | 3,000円 |
|------|-----|-------|---------|--------|--------|

ウ 2号館の利用料金

| 使用区分 | 面積の概数 (単位 平方メートル) | 展示使用 | | 集会使用 | |
|-------|----------------------|---------------------|-------------------|---------------------|-------------------|
| | | 利用料金 | 時間外の利用料金 | 利用料金 | 時間外の利用料金 |
| 全室の使用 | [略] | 1日につき 1,296,000円 | 30分につき 81,000円 | 1日につき 1,080,000円 | 30分につき 68,000円 |
| 展示室 | 北半分の使用 | [略] 512,000円 | [略] 32,000円 | [略] 400,000円 | [略] 25,000円 |
| | 南半分の使用 | [略] 460,000円 | [略] 29,000円 | [略] 356,000円 | [略] 22,000円 |
| 会議室 | 2階 | [略] 147,000円 | [略] 9,000円 | [略] 110,000円 | [略] 7,000円 |
| | | [略] 53,000円 | [略] 4,000円 | [略] 40,000円 | [略] 3,000円 |
| | 3階 | [略] 194,000円 | [略] 12,000円 | [略] 146,000円 | [略] 9,000円 |
| | | [略] 63,000円 | [略] 4,000円 | [略] 47,000円 | [略] 3,000円 |

エ 3号館の利用料金

| 使用区分 | 面積の概数 (単位 平方メートル) | 展示使用 | | 集会使用 | |
|------|----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | | 利用料金 | 時間外の利用料金 | 利用料金 | 時間外の利用料金 |
| 展示室 | [略] | 1日につき 657,000円 | 30分につき 41,000円 | 1日につき 511,000円 | 30分につき 32,000円 |

(2) 駐車場の利用料金

| 区分 | 利用料金 |
|------|---|
| 普通駐車 | 最初の2時間まで <u>400円</u> 超過1時間までごとに 150円 |
| 定期駐車 | [略] |

備考 [略]

(2) 駐車場の利用料金

| 区分 | 利用料金 |
|------|---|
| 普通駐車 | 最初の2時間まで <u>300円</u> 超過1時間までごとに 150円 |
| 定期駐車 | [略] |

備考 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、施行日以後に神戸国際会議場条例第5条及び神戸国際展示場条例第5条の許可を受ける者が納付すべき使用料について適用し、同日前に神戸国際会議場条例第5条及び神戸国際展示場条例第5条の許可を受けた者が納付すべき使用料については、なお従前の例による。

神戸フィッシャリーナ条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第56号

神戸フィッシャリーナ条例の一部を改正する条例

神戸フィッシャリーナ条例（平成13年7月条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | |
|---------------------|---|----|-----------------|---------------|---------------------|---|----|-----------------|---------------|
| 別表第1（第6条関係） | | | | | 別表第1（第6条関係） | | | | |
| 継続係留又は一時係留の別及び施設の種類 | | | 係留するプレジャーボートの長さ | 使用料（1区画につき） | 継続係留又は一時係留の別及び施設の種類 | | | 係留するプレジャーボートの長さ | 使用料（1区画につき） |
| 継 | 簡 | 6メ | [略] | 1月に | 継 | 簡 | 6メ | [略] | 1月に |
| 続 | 易 | 一ト | | つき | 続 | 易 | 一ト | | つき |
| 係 | 係 | ルバ | | <u>19,140</u> | 係 | 係 | ルバ | | <u>16,500</u> |
| 留 | 留 | ース | | 円 | 留 | 留 | ース | | 円 |
| | 施 | 7メ | [略] | 1月に | | 施 | 7メ | [略] | 1月に |
| | 設 | 一ト | | つき | | 設 | 一ト | | つき |

| | | | | | | | |
|-------|-----------|-------------------|---------------------------------|-------|-----------|-----|---------------------------------|
| 以外の施設 | ルバース | | <u>21,670</u> 円 | 以外の施設 | ルバース | | <u>18,750</u> 円 |
| | | [略] | 1月に つき <u>24,200</u> 円 | | | [略] | 1月に つき <u>21,000</u> 円 |
| | 8メートルバース | 7.5メートル以下 | 1月に つき 26,400 円 | | 8メートルバース | | 1月に つき 21,000 円 |
| | | 7.5メートルを超え8メートル以下 | 1月に つき 27,500 円 | | | | |
| | 9メートルバース | [略] | 1月に つき <u>33,220</u> 円 | | 9メートルバース | [略] | 1月に つき <u>28,750</u> 円 |
| | | [略] | 1月に つき <u>36,300</u> 円 | | | [略] | 1月に つき <u>31,500</u> 円 |
| | 12メートルバース | [略] | 1月に つき <u>43,340</u> 円 | | 12メートルバース | [略] | 1月に つき <u>37,500</u> 円 |
| | | [略] | 1月に つき | | | [略] | 1月に つき |

| | | | | | | | |
|--|-----------------------|-----|---------------------------------|--|-----------------------|-----|---------------------------------|
| | | | <u>47,630</u> 円 | | | | <u>41,250</u> 円 |
| | | [略] | 1月に つき <u>51,920</u> 円 | | | [略] | 1月に つき <u>45,000</u> 円 |
| | 15メ ート ルバ ース | [略] | 1月に つき <u>60,060</u> 円 | | 15メ ート ルバ ース | [略] | 1月に つき <u>52,000</u> 円 |
| | | [略] | 1月に つき <u>64,680</u> 円 | | | [略] | 1月に つき <u>56,000</u> 円 |
| | | [略] | 1月に つき <u>69,300</u> 円 | | | [略] | 1月に つき <u>60,000</u> 円 |
| | 簡易係留 施設 | | 1月に つき <u>9,680</u> 円 | | 簡易係留 施設 | | 1月に つき <u>8,400</u> 円 |
| | 一時係留 | [略] | 1日に つき <u>3,630</u> 円 | | 一時係留 | [略] | 1日に つき <u>3,150</u> 円 |
| | | [略] | 1日に つき | | | [略] | 1日に つき |

| | | | | | |
|--------|-----|-------|--------|-----|-------|
| | | 6,050 | | | 5,250 |
| | | 円 | | | 円 |
| | [略] | 1日に | | [略] | 1日に |
| | | つき | | | つき |
| | | 9,680 | | | 8,400 |
| | | 円 | | | 円 |
| 備考 [略] | | | 備考 [略] | | |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の使用又は行為に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。

神戸市立海づり公園条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第57号

神戸市立海づり公園条例の一部を改正する条例

神戸市立海づり公園条例（昭和51年4月条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | | | | | 改正前 | | | | | | |
|-------------|---------------------------|----------------------------|---------------------------|-----------------|------------------|-------|-------------|---------------------------|----------------------------|---------------------------|-----------------|------------------|-------|
| 別表第1（第5条関係） | | | | | | | 別表第1（第5条関係） | | | | | | |
| 公園名 | 釣り料 | | 入園料 | 駐車料 | | | 公園名 | 釣り料 | | 入園料 | 駐車料 | | |
| | 利用料金 | 基本釣り料 | | 割増釣り料 | 基本駐車料 | 割増駐車料 | | 単車駐車料 | 基本釣り料 | | 割増釣り料 | 基本駐車料 | 割増駐車料 |
| 神戸市立須磨海づり公園 | 1人につき 1,500円 (700円) | 1人1時間につき 350円 (170円) | 1人1回につき 300円 (100円) | [略] | [略] | [略] | 神戸市立須磨海づり公園 | 1人につき 1,200円 (700円) | 1人1時間につき 300円 (170円) | 1人1回につき 200円 (100円) | [略] | [略] | [略] |
| 神戸市立平磯海づり公園 | 1人につき 1,500円 (600円) | 1人1時間につき 350円 (150円) | | 1台1回につき 700円 | 1台1時間につき 150円 | [略] | 神戸市立平磯海づり公園 | 1人につき 1,000円 (600円) | 1人1時間につき 250円 (150円) | | 1台1回につき 500円 | 1台1時間につき 100円 | [略] |
| 備考 [略] | | | | | | | 備考 [略] | | | | | | |

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

神戸市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第58号

神戸市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

神戸市中央卸売市場業務条例（令和2年4月条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">（開設者による売買取引の結果等の公表）</p> <p>第49条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 市長は、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。）に係る次の各号に掲げる事項について、インターネットの利用、</u></p> | <p style="text-align: center;">（開設者による売買取引の結果等の公表）</p> <p>第49条 [略]</p> <p>2 [略]</p> |

市場の揭示場への揭示その他の適切な方法により公表するものとする。

(1) 市場の取扱品目のうち食品等持続的供給法第42条第1項に規定する指定飲食料品等(市場において取扱予定のないものを除く。)

(2) 前号に基づき公表された指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標

(3) 食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

神戸市駐車場条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第59号

神戸市駐車場条例の一部を改正する条例

神戸市駐車場条例（昭和42年3月条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | |
|-------------|------|----------------------|---------------|---------------------|-------------|------|----------------------|---------------|---------------------|
| 別表第3（第6条関係） | | | | | 別表第3（第6条関係） | | | | |
| 名称 | 駐車料金 | | 1日当たり の上限額 | 自動二輪車 (1日1 回) | 名称 | 駐車料金 | | 1日当たり の上限額 | 自動二輪車 (1日1 回) |
| | 区分 | 駐車料金の単位と なる時間及び金額 | | | | 区分 | 駐車料金の単位と なる時間及び金額 | | |
| [略] | | [略] | [略] | [略] | [略] | | [略] | [略] | [略] |
| 神戸市舞子駅前駐車場 | | [略] | 2,000円 | [略] | 神戸市舞子駅前駐車場 | | [略] | 810円 | [略] |
| 備考 [略] | | | | | 備考 [略] | | | | |

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

神戸市都市公園条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第60号

神戸市都市公園条例等の一部を改正する条例

(都市公園条例の一部改正)

第1条 神戸市都市公園条例(昭和33年3月条例第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(行為の制限)</p> <p>第4条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。))にその管理を行わせている都市公園にあつては、指定管理者。以下この条、第7条、第8条第1項から第3項まで、第14条第2項第2号及び第3項並びに第15条</p> | <p>(行為の制限)</p> <p>第4条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。))にその管理を行わせている都市公園にあつては、指定管理者。以下この条、第7条、第8条第1項から第3項まで、第14条第2項第2号及び第3項並びに第15条</p> |

において同じ。)の許可を受けなければならない。

(1) 物品を販売若しくは頒布すること又は募金を行うこと。

(2) [略]

(3) 競技会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

(4) [略]

(5) 業として広告写真又は動画を撮影するために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

(6) 前号に掲げる場合を除くほか、業として写真(広告写真を含む。)又は動画を撮影すること(有料公園又は王子公園において撮影する場合に限る。)。

2～5 [略]

(行為の禁止)

第6条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項及び第3項並びに第4条第1項及び第3項の規定により許可をした行為については、この限りでない。

(1)～(6) [略]

(7) 指定された場所以外の場所へ車

において同じ。)の許可を受けなければならない。

(1) 行商、募金、出店その他これらに類する行為をすること。

(2) [略]

(3) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

(4) [略]

(5) 業として広告写真又は動画を撮影すること。

(6) 業として写真(広告写真を除く。)を撮影すること(有料公園又は王子公園において撮影する場合に限る。)

2～5 [略]

(行為の禁止)

第6条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項及び第3項並びに第4条第1項及び第3項の規定により許可をした行為については、この限りでない。

(1)～(6) [略]

(7) 指定された場所以外の場所へ車

(使用料の額及び納付方法)

第14条 [略]

2 使用料の納付については、次に定めるところによる。

(1) 許可の期間が1年以内の場合においては、許可の際(有料公園又は有料公園施設の利用で許可を受けることを要しないものについては、当該利用の申込みの際)に納付しなければならない。ただし、コインロッカー、コインシャワー、洗濯機又は乾燥機について現金を投入することにより使用する場合は、現金を投入したことをもって納付したものとみなす。

(2) [略]

(3) 許可の期間が1年を超える場合においては、初年度分は許可の際に、次年度以降の分は当該年度の6月の末日までに納付しなければならない。ただし、許可の際、許可の期間中の使用料の全額を一括して納付する場合は、この限りでない。

(4) [略]

3、4 [略]

(使用料の額及び納付方法)

第14条 [略]

2 使用料の納付については、次に定めるところによる。

(1) 許可の期間が6月以内の場合においては、許可の際(有料公園又は有料公園施設の利用で許可を受けることを要しないものについては、当該利用の申込みの際)に納付しなければならない。ただし、コインロッカー、コインシャワー、洗濯機又は乾燥機について現金を投入することにより使用する場合は、現金を投入したことをもって納付したものとみなす。

(2) [略]

(3) 許可の期間が6月を超える場合においては、次に掲げる期間の区分により、初期の分は許可の際に、次期以降の分は当該各期の始めの月の末日までに納付しなければならない。ただし、許可の際、許可の期間中の使用料の全額を一括して納付する場合は、この限りでない。

第1期 4月から9月まで

第2期 10月から3月まで

(4) [略]

3、4 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|-------------------|-----|-----|------|----------------|-------|--------|-------|---------|-------------------|-----|------|-----|------|-----|---|-------|--------|-----|-----|------|---|-----|-----|---------|--------|-----|-----|------|---|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-------|--------|-----|--|--|-----|-----|-----|------|-----|-----|-------|-------|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----|---------|------|-----|----|------------------|
| <p>別表第1（第2条関係）</p> <p>(1) 附属設備を除く有料公園施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都市公園名</th> <th>有料公園施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>王子公園</td> <td>動物園 動物園ホール 駐車場</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 附属設備である有料公園施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都市公園名</th> <th>有料公園施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>王子公園</td> <td>電源</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> | 都市公園名 | 有料公園施設 | [略] | [略] | 王子公園 | 動物園 動物園ホール 駐車場 | [略] | [略] | 都市公園名 | 有料公園施設 | [略] | [略] | 王子公園 | 電源 | [略] | [略] | <p>別表第1（第2条関係）</p> <p>(1) 附属設備を除く有料公園施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都市公園名</th> <th>有料公園施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>王子公園</td> <td>陸上補助競技場 バレーボールコート 相撲場 動物園 動物園ホール 駐車場</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 附属設備である有料公園施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都市公園名</th> <th>有料公園施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>王子公園</td> <td>場内放送設備 テント 電源</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> | 都市公園名 | 有料公園施設 | [略] | [略] | 王子公園 | 陸上補助競技場 バレーボールコート 相撲場 動物園 動物園ホール 駐車場 | [略] | [略] | 都市公園名 | 有料公園施設 | [略] | [略] | 王子公園 | 場内放送設備 テント 電源 | [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 都市公園名 | 有料公園施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 王子公園 | 動物園 動物園ホール 駐車場 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 都市公園名 | 有料公園施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 王子公園 | 電源 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 都市公園名 | 有料公園施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 王子公園 | 陸上補助競技場 バレーボールコート 相撲場 動物園 動物園ホール 駐車場 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 都市公園名 | 有料公園施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 王子公園 | 場内放送設備 テント 電源 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>別表第2（第14条関係）</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 公園施設を管理する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都市公園名</th> <th>公園施設名</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">諏訪山公園</td> <td>レストハウス</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>休憩所及び売店</td> <td>1平方メートル1月につき 640円</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>離宮公園</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">須磨浦公園</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">各都市公園共通</td> <td>臨時売店</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 都市公園名 | 公園施設名 | 使用料 | [略] | [略] | [略] | 諏訪山公園 | レストハウス | [略] | 休憩所及び売店 | 1平方メートル1月につき 640円 | [略] | [略] | [略] | 離宮公園 | [略] | [略] | 須磨浦公園 | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | 各都市公園共通 | 臨時売店 | [略] | | | <p>別表第2（第14条関係）</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 公園施設を管理する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都市公園名</th> <th>公園施設名</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">諏訪山公園</td> <td>レストハウス</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>離宮公園</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">須磨浦公園</td> <td>観光ハウス</td> <td>1平方メートル1月につき 250円</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">各都市公園共通</td> <td>臨時売店</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>園池</td> <td>1平方メートル1月につき 12円</td> </tr> </tbody> </table> | 都市公園名 | 公園施設名 | 使用料 | [略] | [略] | [略] | 諏訪山公園 | レストハウス | [略] | | | [略] | [略] | [略] | 離宮公園 | [略] | [略] | 須磨浦公園 | 観光ハウス | 1平方メートル1月につき 250円 | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | 各都市公園共通 | 臨時売店 | [略] | 園池 | 1平方メートル1月につき 12円 |
| 都市公園名 | 公園施設名 | 使用料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 諏訪山公園 | レストハウス | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 休憩所及び売店 | 1平方メートル1月につき 640円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 離宮公園 | [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 須磨浦公園 | [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 各都市公園共通 | 臨時売店 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 都市公園名 | 公園施設名 | 使用料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 諏訪山公園 | レストハウス | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 離宮公園 | [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 須磨浦公園 | 観光ハウス | 1平方メートル1月につき 250円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 各都市公園共通 | 臨時売店 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 園池 | 1平方メートル1月につき 12円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(3) [略]

(4) 条例第4条第1項第1号から第3号までに掲げる行為をする場合

| 区分 | 使用料 |
|------------------------------|-----|
| 1 物品の販売若しくは頒布又は募金 | [略] |
| 2 興行及び競技会、展示会その他これらに類する催しの開催 | [略] |

(5) [略]

(6) 有料公園施設（附属設備を除く。）を利用する場合

| 種類 | 都市公園名 | 区分 | 独占利用 | | | | | | | 個人利用 | 団体利用 |
|---------|-------|-----|------|----|----|-------|-------|----|------|------|------|
| | | | 午前 | 午後 | 夜間 | 午前・午後 | 午後・夜間 | 終日 | 時間利用 | | |
| [略] | [略] | [略] | [略] | | | | | | | [略] | [略] |
| 陸上競技場 | [略] | [略] | [略] | | | | | | | [略] | [略] |
| 陸上補助競技場 | [略] | [略] | [略] | | | | | | | [略] | [略] |
| [略] | [略] | [略] | [略] | | | | | | | [略] | [略] |
| テニスコート | [略] | [略] | [略] | | | | | | | [略] | [略] |

(3) [略]

(4) 条例第4条第1項第1号から第3号までに掲げる行為をする場合

| 区分 | 使用料 |
|----------------------------------|-----|
| 1 行商、募金、出店その他これらに類する行為 | [略] |
| 2 興行及び競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しの開催 | [略] |

(5) [略]

(6) 有料公園施設（附属設備を除く。）を利用する場合

| 種類 | 都市公園名 | 区分 | 独占利用 | | | | | | | 個人利用 | 団体利用 |
|-----------|-------|-------|------|-----|----|---------|-------|----|-------------------|------|------|
| | | | 午前 | 午後 | 夜間 | 午前・午後 | 午後・夜間 | 終日 | 時間利用 | | |
| [略] | [略] | [略] | [略] | | | | | | | [略] | [略] |
| 陸上競技場 | [略] | [略] | [略] | | | | | | | [略] | [略] |
| 陸上補助競技場 | 王子公園 | 土・日・祝 | | | | 13,900円 | | | 1時間 | | |
| | | その他 | | | | 11,600円 | | | 1,950円 | | |
| | | [略] | [略] | [略] | | | | | | | [略] |
| [略] | [略] | [略] | [略] | | | | | | | [略] | [略] |
| テニスコート | [略] | [略] | [略] | | | | | | | [略] | [略] |
| バレーボールコート | 王子公園 | 土・日・祝 | | | | | | | 1面 1時間 700円 | | |

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|

(7) 附属設備である有料公園施設を利用する場合

| 附属設備の種類 | 都市公園名 | 使用料 |
|---------|-------|-----|
| [略] | [略] | [略] |
| 場内放送設備 | [略] | [略] |
| | [略] | [略] |
| [略] | [略] | [略] |
| 可動席 | [略] | [略] |
| [略] | [略] | [略] |

(8) [略]

備考 [略]

| | | | | | | | | | | |
|-----|------|-----|-----|--|--|--|--|-------------------|-----|--|
| | | その他 | | | | | | 1面 1時間 600円 | | |
| 相撲場 | 王子公園 | | | | | | | 1時間 500円 | | |
| [略] | [略] | [略] | [略] | | | | | [略] | [略] | |

(7) 附属設備である有料公園施設を利用する場合

| 附属設備の種類 | 都市公園名 | 使用料 |
|---------|-------|---------------------|
| [略] | [略] | [略] |
| 場内放送設備 | 王子公園 | 1台1回1日につき 1,500円 |
| | [略] | [略] |
| | [略] | [略] |
| [略] | [略] | [略] |
| 可動席 | [略] | [略] |
| テント | 王子公園 | 3平方メートル1回1日につき 600円 |
| [略] | [略] | [略] |

(8) [略]

備考 [略]

(都市公園条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 神戸市都市公園条例の一部を改正する条例（平成21年9月条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第2第2号に若松公園の項を加える改正規定を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第8条第2項、別表第1第1号、第2号、別表第2第6号及び第7号の改正規定は、令和8年10月1日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第61号

神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例

神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例（平成5年3月条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">（費用の徴収）</p> <p>第51条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>市長は、化石燃料を除く動植物に由来する有機物である資源のうち、下水汚泥の処理において好適な産業廃棄物（以下「バイオマス」という。）を東灘処理場に搬入する者から費用</u></p> | <p style="text-align: center;">（費用の徴収）</p> <p>第51条 [略]</p> <p>2 [略]</p> |

としてそのバイオマス1立方メートルごとに880円の範囲内において規則で定める額を徴収する。

(徴収の方法)

第51条の2 市長は、市長の指定する廃棄物処理施設へ土砂又はがれき類を搬入する者に対し、その搬入の都度計量し、前条第1項及び第2項に規定するところにより算出した費用を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、市長の指定する産業廃棄物処理施設へ土砂又はがれき類を1月以上継続して搬入する者に対し、その搬入した土砂又はがれき類の量を月単位で合計し、前条第1項及び第2項に規定するところにより算出した費用を当該月の翌月の末日を納期限として徴収することができる。

3 市長は、東灘処理場へバイオマスを搬入する者に対し、汚泥処理施設での受入量を計量し、年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。)で合計した受入量について、前条第3項に規定するところにより算出した費用を当該年度における最終受入日の翌月の末日を納期限として徴収する。

(徴収の方法)

第51条の2 市長は、市長の指定する廃棄物処理施設へ土砂又はがれき類を搬入する者に対し、その搬入の都度計量し、前条に規定するところにより算出した費用を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、市長の指定する産業廃棄物処理施設へ土砂又はがれき類を1月以上継続して搬入する者に対し、その搬入した土砂又はがれき類の量を月単位で合計し、前条に規定するところにより算出した費用を当該月の翌月の末日を納期限として徴収することができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

建築物に附置すべき駐車施設に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第62号

建築物に附置すべき駐車施設に関する条例の一部を改正する条例

建築物に附置すべき駐車施設に関する条例（昭和42年3月条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">（用語の定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 特定部分 法第20条第1項に規定する特定用途（<u>共同住宅を除く。</u>以下「特定用途」という。）のうち駐車施設及び駐輪施設の用途以外の用途に供する部分（観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む）をいう。</p> | <p style="text-align: center;">（用語の定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 特定部分 法第20条第1項に規定する特定用途（以下「特定用途」という。）のうち駐車施設及び駐輪施設の用途以外の用途に供する部分（観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。）をいう。</p> |

む。)をいう。

(3)～(9) [略]

(3)～(9) [略]

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第63号

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例

神戸市営住宅条例（平成9年4月条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---------------|----|-----|-----|-----------|-----|-----|-----|---|----|----|-----|-----|-----------|-----|-------------|---------------|-----|-----|
| <p>別表第1（第4条関係）</p> <p>(1) 公営住宅</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 国の補助に係る公営住宅</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市営深江北住宅</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 40px;">イ [略]</p> <p>(2) 改良住宅</p> | 名称 | 位置 | [略] | [略] | 神戸市営深江北住宅 | [略] | [略] | [略] | <p>別表第1（第4条関係）</p> <p>(1) 公営住宅</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 国の補助に係る公営住宅</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市営深江北住宅</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td>神戸市営深江北第二住宅</td> <td>神戸市東灘区深江北町4丁目</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 40px;">イ [略]</p> <p>(2) 改良住宅</p> | 名称 | 位置 | [略] | [略] | 神戸市営深江北住宅 | [略] | 神戸市営深江北第二住宅 | 神戸市東灘区深江北町4丁目 | [略] | [略] |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 神戸市営深江北住宅 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 神戸市営深江北住宅 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 神戸市営深江北第二住宅 | 神戸市東灘区深江北町4丁目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 名称 | 位置 |
|----------------|-----|
| [略] | [略] |
| 神戸市営兵庫 駅西住宅 | [略] |
| 神戸市営番町 住宅 | [略] |
| [略] | [略] |

(3)、(4) [略]

別表第2 (第25条関係)

改良住宅 (附带施設に限る。)

| 建設着 工年度 | 構造 | 名称 | 家賃月 額 |
|------------|-----|-----|----------|
| (東灘区) | | | |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| (灘区) | | | |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| (中央区) | | | |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| (兵庫区) | | | |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| 昭和57 年度 | [略] | [略] | [略] |

| 名称 | 位置 |
|----------------|--------------------|
| [略] | [略] |
| 神戸市営兵庫 駅西住宅 | [略] |
| 神戸市営東下 住宅 | 神戸市北区山田町 中 |
| 神戸市営番町 住宅 | [略] |
| 神戸市営五位 ノ池住宅 | 神戸市長田区五位 ノ池町2丁目 |
| [略] | [略] |

(3)、(4) [略]

別表第2 (第25条関係)

改良住宅 (附带施設に限る。)

| 建設着 工年度 | 構造 | 名称 | 家賃月 額 |
|------------|-----|-----|----------|
| (東灘区) | | | |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| (灘区) | | | |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| (中央区) | | | |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| (兵庫区) | | | |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| 昭和57 年度 | [略] | [略] | [略] |
| (北区) | | | |

| | | | | | | | |
|--------|-----|-----|-----|------------|-----------|--------------|----------------|
| | | | | 昭和48年 度 | 低層準耐 火 | 神戸市営 東下住宅 | 1,400円 700円 |
| (長田区) | | | | (長田区) | | | |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| (垂水区) | | | | (垂水区) | | | |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| (西区) | | | | (西区) | | | |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| 備考 [略] | | | | 備考 [略] | | | |

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

神戸市手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第64号

神戸市手数料条例の一部を改正する条例

神戸市手数料条例（平成12年3月条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|--|-----|------------|---|-----|------------|
| <p>第5条の6 市長は、<u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u>（平成14年法律第78号。以下別表第14において「法」という。）の規定に基づく事務につき、別表第14に定める額の手数料を徴収する。</p> | | | <p>第5条の6 市長は、<u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u>（平成14年法律第78号。以下別表第14において「法」という。）の規定に基づく事務につき、別表第14に定める額の手数料を徴収する。</p> | | |
| 別表第9（第5条関係） | | | 別表第9（第5条関係） | | |
| 種別 | 区分 | 手数料（1件につき） | 種別 | 区分 | 手数料（1件につき） |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| 59 令第137条の12 <u>第11項又は第12項</u> の規定に基づく既 | | [略] | 59 令第137条の12 <u>第6項又は第7項</u> の規定に基づく既 | | [略] |

| | |
|--|-----|
| 存建築物の <u>大規模の修繕</u> 又は <u>大規模の模様替</u> に係る認定の申請 <u>に対する審査</u> | |
| [略] | [略] |

備考 [略]

別表第13（第5条の5関係）

- (1) [略]
- (2) 法第29条から第31条まで及び規則第28条の規定に基づく事務（省エネ性能向上計画の認定）

| |
|-----|
| [略] |
|-----|

備考

- 1～8 [略]
- 9 1及び5の項について、法第29条第3項の規定により、同条第1項の規定による認定の申請に係る建築物以外の建築物に関する事項を省エネ性能向上計画に記載する場合は、1の建築物ごとに1件とする。
- 10、11 [略]

別表第14（第5条の6関係）

| 区分 | 手数料（1件につき） |
|-------------------------------|------------|
| 1 <u>法第163条の59第1項</u> の規定に基づく | [略] |

| | |
|--|-----|
| 存建築物の <u>大規模な修繕</u> 又は <u>大規模な模様替</u> に係る認定の申請 | |
| [略] | [略] |

備考 [略]

別表第13（第5条の5関係）

- (1) [略]
- (2) 法第29条から第31条まで及び規則第28条の規定に基づく事務（省エネ性能向上計画の認定）

| |
|-----|
| [略] |
|-----|

備考

- 1～8 [略]
- 9 1及び3の項について、法第29条第3項の規定により、同条第1項の規定による認定の申請に係る建築物以外の建築物に関する事項を省エネ性能向上計画に記載する場合は、1の建築物ごとに1件とする。
- 10、11 [略]

別表第14（第5条の6関係）

| 区分 | 手数料（1件につき） |
|------------------------------|------------|
| 1 <u>法第105条第1項</u> の規定に基づく建築 | [略] |

| | | | |
|--|--|--|--|
| 建築物の容積率又は 各部分の高さに関する 制限の適用除外に係る 許可の申請に対する 審査 | | 物の容積率に関する 制限の適用除外に係る 許可の申請に対する 審査 | |
|--|--|--|--|

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

神戸市港湾施設条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第65号

神戸市港湾施設条例の一部を改正する条例

神戸市港湾施設条例(昭和48年4月条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | 改正前 | |
|--------------|-------------------------|--------------|-------------------------|
| 別表第1(第15条関係) | | 別表第1(第15条関係) | |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| 廃棄物埋立護岸 | 廃棄物1トンにつき <u>3,674円</u> | 廃棄物埋立護岸 | 廃棄物1トンにつき <u>5,720円</u> |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| 備考 | [略] | 備考 | [略] |

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

神戸市消防賞慰金支給条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第66号

神戸市消防賞慰金支給条例の一部を改正する条例

神戸市消防賞慰金支給条例（昭和42年7月条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">（賞慰金）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 賞慰金の種類及び支給額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 殉職者賞慰金</p> <p style="padding-left: 2em;">殉職者賞慰金の額は、3,000万円以下とし、功績の程度及び扶養親族（消防職員については神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号）第7条第2項に規定する扶養親族及び他の生計の途が</p> | <p style="text-align: center;">（賞慰金）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 賞慰金の種類及び支給額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 殉職者賞慰金</p> <p style="padding-left: 2em;">殉職者賞慰金の額は、3,000万円以下とし、功績の程度及び扶養親族（消防職員については神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号）第7条第2項に規定する扶養親族、消防団員については</p> |

なく主としてその職員の扶養を受けている配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、消防団員については非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号)第2条第3項に規定する扶養親族をいう。以下同じ。)の状況に応じ別表第1に定める額とする。

(2) [略]

別表第2 (第2条関係)

| | 功績の程度 | |
|-------------|----------------------------|---------------|
| 身体障害の程度(等級) | (1) 特に顕著な功労があり、他の模範と認められる者 | (2) 多大な功労がある者 |

[略]

[略]

[略]

備考

1 この表の等級は、地方公務員災害補償法施行規則(昭和42年自治省令第27号)別表第3に規定する障害の等級区分によるものとし、その等級の決定については、地方公務員災害補償法第29条第5項

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号)第2条第3項に規定する扶養親族をいう。以下同じ。)の状況に応じ別表第1に定める額とする。

(2) [略]

別表第2 (第2条関係)

| | (1) 特に顕著な功労 | (2) 多大な功労 |
|-------------|-----------------|-----------|
| 身体障害の程度(等級) | があり、他の模範と認められる者 | がある者 |

[略]

[略]

[略]

備考

1 この表の等級は、地方公務員災害補償法別表に規定する障害の等級区分によるものとし、その等級の決定については、同法第29条第2項、第3項(第1号を除く。)及び第5項の規定を準用する。

及び第6項（第1号を除く。）並びに地方公務員災害補償法施行規則第26条の5第2項の規定を準用する。

2 [略]

2 [略]

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

神戸市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第67号

神戸市火災予防条例の一部を改正する条例

神戸市火災予防条例(昭和37年4月条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 目次 | 目次 |
| 第1章、第2章 [略] | 第1章、第2章 [略] |
| 第3章 火を使用する設備の位置、 構造及び管理の基準等 | 第3章 火を使用する設備の位置、 構造及び管理の基準等 |
| 第1節～第5節 [略] | 第1節～第5節 [略] |
| 第6節 <u>火災に関する注意報の発 令及び火災に関する警報 の発令中における火の使 用の制限(第29条の8— 第30条)</u> | 第6節 火災に関する警報の発令 中における火の使用の制 限(第30条) |
| 第3章の2～第10章 [略] | 第3章の2～第10章 [略] |
| 附則 | 附則 |

(簡易サウナ設備)

第7条の2 簡易サウナ設備 (屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室 (サウナ室のうちテントを活用したものをいう。)又はバレル型サウナ室 (サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から距離基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易

サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第14号まで、第16号から第20号まで、第2項、第3項第6号及び第4項を除く。)及び第5条第1項の規定を準用する。

(一般サウナ設備等)

第7条の3 一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。))をいう。以下同じ。)及びサウナ室(以下「一般サウナ設備等」という。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 一般サウナ設備等は、火災予防上安全に区画された位置に設けること。
- (2) 一般サウナ設備は、火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から距離基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (3) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合、直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。
- (4) 一般サウナ設備は、サウナ室の出入口等の付近で避難の支障とな

(サウナ設備等)

第7条の2 サウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。)及びサウナ室(以下「サウナ設備等」という。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) サウナ設備等は、火災予防上安全に区画された位置に設けること。
- (2) サウナ設備は、火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から距離基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (3) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合、直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。
- (4) サウナ設備は、サウナ室の出入口等の付近で避難の支障となる位

る位置に設けないこと。

(5) [略]

2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。

第6節 火災に関する注意報の発令及び火災に関する警報の発令中における火の使用の制限

(火災に関する注意報の発令)

第29条の8 市長は、気象の状況が火災の予防上注意を要すると認めるときは、火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、次条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第30条 火災に関する警報 (法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。)が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定

置に設けないこと。

(5) [略]

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。

第6節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第30条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。

めるところによらなければならない。
い。

(1)～(5) [略]

(火を使用する設備等の設置の届出)

第53条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(7) [略]

(7の2) 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

(8) 一般サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

(9)～(18) [略]

(1)～(5) [略]

(6) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第53条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(7) [略]

(8) サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

(9)～(18) [略]

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

神戸市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第68号

神戸市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

神戸市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年12月条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">（水道事業の経営の規模）</p> <p>第3条 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 給水人口 <u>150万人</u></p> <p>(3) 1日最大給水量 <u>55万立方メートル</u></p> | <p style="text-align: center;">（水道事業の経営の規模）</p> <p>第3条 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 給水人口 <u>152万人</u></p> <p>(3) 1日最大給水量 <u>56万6,000立方メートル</u></p> |

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

神戸市水道条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第69号

神戸市水道条例の一部を改正する条例

神戸市水道条例（昭和39年3月条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---------------------------|
| <p><u>（用語の定義）</u></p> <p><u>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 管理者 本市の水道事業管理者をいう。</u></p> <p><u>(2) 水道事業者 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による認可を受けて水道事業を営営する者をいう。</u></p> <p><u>(3) 使用者 本市の水道事業により水の供給を受ける者をいう。</u></p> | <p><u>第2条及び第3条 削除</u></p> |

(4) 給水装置 需要者に水を供給するために管理者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(5) 給水装置工事 給水装置の設置又は変更の工事をいう。

(6) 指定給水装置工事事業者 次の各号のいずれかに該当する者をいう。

ア 法第16条の2第1項の規定による指定を受けた者

イ 災害その他非常の場合において、管理者が給水装置工事を行わせる必要があると認めるときは、他の水道事業者（本市以外の水道事業者をいう。以下この号において同じ。）又は他の水道事業者から法第16条の2第1項の規定による指定を受けた者

第3条 削除

(給水装置の区分)

第4条

(給水装置)

第4条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業管理者（以下「管理者」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

給水装置は、次の4種に区分する。

(1)～(4) [略]

(給水方法)

第4条の2 本市の水道事業は、使用者へ自然流下の方法によつて給水するものとする。ただし、管理者が別に定める場合は、この限りでない。

2 [略]

(給水の申込み)

第5条 [略]

2 管理者は、前項の規定による申込みについて、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認しないことができる。

(1) [略]

(2) 使用者の給水装置が、管理者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないとき。

(3) [略]

2 給水装置は、次の4種に区分する。

(1)～(4) [略]

(給水方法)

第4条の2 本市の水道事業は、本市の水道事業により水の供給を受ける者（以下「使用者」という。）へ自然流下の方法によつて給水するものとする。ただし、管理者が別に定める場合は、この限りでない。

2 [略]

(給水の申込み)

第5条 [略]

2 管理者は、前項の規定による申込みについて、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認しないことができる。

(1) [略]

(2) 使用者の給水装置が、管理者又は水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第1項の規定による指定を受けた者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）の施行した給水装置工事（給水装置の設置又は変更の工事をいう。以下同じ。）に係るものでないとき。

(3) [略]

| | |
|---|---|
| <p>(分担金)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 分担金は、<u>給水装置工事申込み</u>の際徴収する。ただし、管理者が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>3 [略]</p> <p><u>(給水装置の変更等の工事)</u></p> <p>第26条の2 管理者は、<u>配水管の移設</u> <u>その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により給水装置に変更を加える工事を施行するときは、これに要する工事費は、管理者の負担とする。</u></p> <p>第26条の3 [略]</p> | <p>(分担金)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 分担金は、<u>給水工事申込み</u>の際徴収する。ただし、管理者が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>3 [略]</p> <p>第26条の2 [略]</p> |
|---|---|

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第70号

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例

神戸市立学校設置条例（昭和39年3月条例第87号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|--------------------|-----------|------------------|--------------------|-----------|------------------|
| 別表1（第3条関係） 幼稚園 | | | 別表1（第3条関係） 幼稚園 | | |
| 名称 | 位置 | | 名称 | 位置 | |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| 神戸市立 小東山幼 稚園 | | [略] | 神戸市立 小東山幼 稚園 | | [略] |
| 神戸市立 いかわ幼 稚園 | 神戸市 西区 | 伊川谷町別府 1342番地 | 神戸市立 太山寺幼 稚園 | 神戸市 西区 | 伊川谷町前開860 番地 |
| | | | 神戸市立 いかわ幼 | | 伊川谷町別府 1342番地 |

| | | | | | |
|-----|--|-----|-------------------|--|----------------------|
| | | | 稚園 | | |
| | | | 神戸市立 榎谷幼稚 園 | | 榎谷町池谷字山 の谷203番地の2 |
| [略] | | [略] | [略] | | [略] |

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第71号

神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年10月条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| 第4条 [略] 2 [略] 3 前項の費用弁償の額は、議員の住居と議事堂との間の往復に要する費用のうち、 <u>旅費条例（昭和27年7月条例第45号）により市長に支給する鉄道賃（同条例で定める鉄道賃をいう。）又はその他の交通費（同条例で定めるその他の交通費をいう。）に相</u> | 第4条 [略] 2 [略] 3 前項の費用弁償の額は、議員の住居と議事堂との間の往復に要する費用のうち <u>次に掲げる額とする。</u> (1) <u>旅費条例（昭和27年7月条例第45号）別表1級の者に支給する鉄道賃（同条例で定める鉄道賃をいう。）又は車賃（同条例で定める車</u> |

当する額とする。

第5条 議員が公務のため旅行したときは、旅費条例により市長に支給する額相当額の旅費を本市職員の旅費の例により支給する。

賃をいう。)に相当する額

(2) 有料道路の通行料（ETCシステム（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号）第1条に規定するETCシステムをいう。）を使用して料金が徴収される区間にあつては当該料金）のうち合理的な通常の経路及び方法により算出した額に相当する額

第5条 議員が公務のため旅行したときは、旅費条例別表1級の者に支給する額相当額の旅費を本市職員の旅費の例により支給する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第4条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給事由の生じた費用弁償について適用し、同日前に支給事由の生じた費用弁償については、なお従前の例による。